

## 2019年度自己点検・評価シート (大学全体)

**大学基準1 理念・目的**

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画そのたの諸施策を明確にしなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評定形式>>

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
101	大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。	A	(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的が適切に設定されているか。	A	本学は、「キリスト教の信仰に基づく女子教育」を建学の精神と定め、「For Others」を教育理念としている。このもとに定められた学則において本学の使命、目的を掲げており、次のとおり明示している。 大学学則第1条 「本学は、キリスト教を教育の基本方針となし、学問研究及び教育の機関として、女子に高度の教育を授け、専門の学問を教授研究し、もって真理と平和を愛し、人類の福祉に寄与する人物を養成することを目的とする。」 大学院学則第1条 「フェリス女学院大学大学院は、キリスト教を教育の基本方針となすフェリス女学院大学の建学の精神に基づき、高度の専門の学術に関して、その研究方法、倫理及び応用を教授研究し文化の進展に寄与するとともに、人類の福祉と世界の平和に貢献する能力をもった女性を育成することを目的とする。」			■寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為  ■学則、大学院学則又は教育研究上の目的を規定したその他の規程 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則	
			(2) 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性は適切か。	A	本学は、建学の精神及び教育理念のもとに大学及び大学院における使命・目的を掲げ、学部、研究科ごとの教育研究目的(人材養成目的)を定めている。また、学部においては各学科の人材養成目的も定めており、本学の基本理念と、学部・学科、研究科の教育研究目的は連関している。				
102	大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	A	(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を適切に明示しているか。	A	大学の目的及び使命は、大学学則第1条に、各学部の教育研究目的(人材養成目的)は第2条の2に明示している。 大学院の目的は、大学院学則第1条に、課程の目的は第2条の2に、各研究科の教育研究目的(人材養成目的)は第4条の2に明示している。			■大学、学部・研究科を紹介するパンフレット ・2020年度入学案内 ・大学案内  ■大学及び学部・研究科の理念・目的を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 大学案内 > フェリスの原点 <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/origin/">https://www.ferris.ac.jp/information/origin/</a>  大学案内 > 大学の取り組み > 教育目標・方針 <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/</a>	
			(2) 教職員、学生、社会に対して刊行物、ウェブサイト等により大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を周知・公表しているか。	A	大学・大学院の目的及び使命、学部・研究科の教育研究目的(人材養成目的)は、大学学則、大学院学則に明示し、学部の各学科における人材養成目的については、三つのポリシーとともに、毎年度配布する『学生要覧』、『大学院要覧』に掲載し、学生、教職員に周知している。 また、大学公式サイトには、建学の精神、教育理念、各学部・研究科の教育研究目的(人材養成目的)のほか、学部の各学科における人材養成目的も掲載し、社会への周知を図っている。 受験生に対しては、『入学案内』に掲載するとともに、オープンキャンパス等でも重ねて周知を図り、理念・目的の理解向上に努めている。				

<p>103</p>	<p>大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。</p>	<p>A</p>	<p>(1) 将来を見据えた中・長期の計画その他諸施策は設定されているか。</p>	<p>A</p>	<p>本学では、10年の期間で設定する長期計画であるグランドデザイン『Ferris Univ. 2020』と、そのもとに4年間の期間で設定した中期計画を策定し、グランドデザインの実現に向けて取り組んでいる。グランドデザイン及び中期計画の計画すべてを貫き掲げる最上位目標は、フェリス女学院の建学の精神である「キリスト教の信仰に基づく女子教育」と教育理念「For Others」のさらなる明確化・具体化である。                  現行グランドデザイン『Ferris Univ. 2020』は、2期目の中期計画である「17-20 PLAN」において取り組み中である。具体的な計画は、各学部・研究科をはじめとする大学内各部門の単年度の事業計画に落とし込み、それらを確実に遂行できるように、予算と合わせて策定することとしている。また、すべての部門に対し、各事業の進捗と次年度の計画・予算内容に関する学長によるヒアリングの機会を設けている。                  2021年度以降の計画となる次期グランドデザイン『Ferris Univ. 2030』及び中期計画については、2017年4月から将来計画委員会で検討を進めており、2018年度第10回大学評議会及び第6回定期理事会において基本方針が承認された。具体的な内容は2019年度に将来計画委員会で大枠を検討し、理事会での承認を得た上で、2020年度に各部門で策定していくこととしている。</p>		<p>大学が目指す教育を実現していくためには、学院との連携強化が求められる。これまで以上の連携体制を組めるよう、次期中期計画の策定の際には、具体的な方策、体制整備を検討する必要がある。</p>	<p>■アクションプランや中長期計画など将来を見据えた計画等にあたるもの                  ・大学グランドデザイン『Ferris Univ. 2020』                  大学案内 &gt; 大学の取り組み &gt; フェリス女学院大学グランドデザイン  <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/grand-design.html">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/grand-design.html</a>                  ・大学中期計画「17-20 PLAN」                  大学案内 &gt; 大学の取り組み &gt; 中期目標・中期計画 &gt; 21-24 PLAN  <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/plan_17-20.html">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/plan_17-20.html</a></p>	
------------	---	----------	---	----------	--	--	--	---	--

# 2019年度自己点検・評価シート (キリスト教研究所)

基準1(キリスト教研究所)

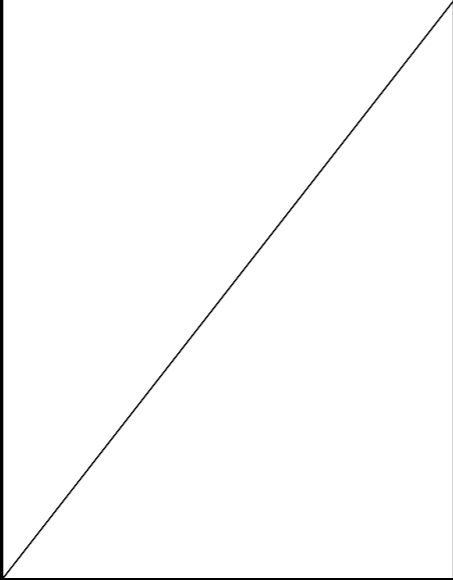
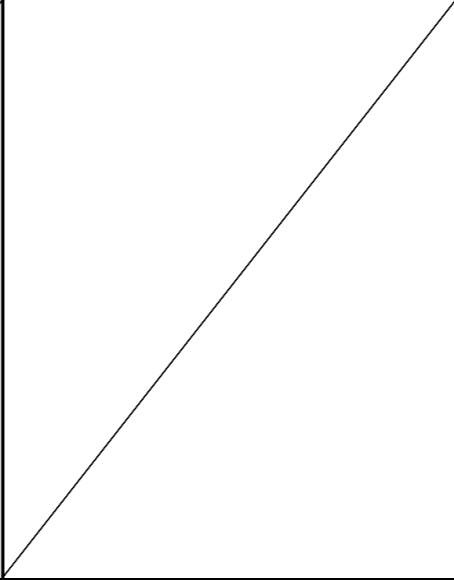
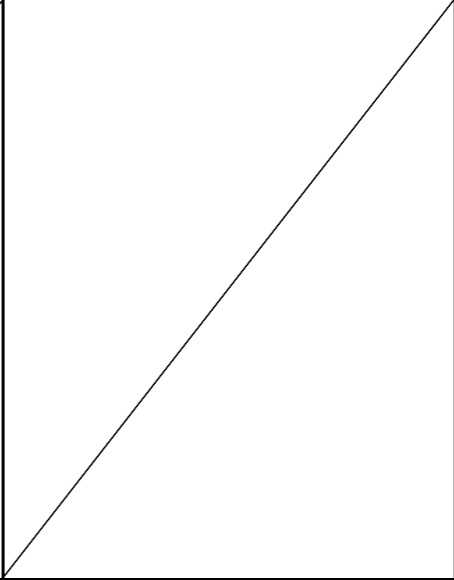
## 大学基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画そのたの諸施策を明確にしなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認<評定形式>

評価①、②欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
101	大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。	A	(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的が適切に設定されているか。	A				■寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為	
			(2) 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性は適切か。	A				■学則、大学院学則又は教育研究上の目的を規定したその他の規程 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則	
102	大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	A	(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を適切に明示しているか。	A				■大学、学部・研究科を紹介するパンフレット ・2020年度入学案内 ・大学案内	
			(2) 教職員、学生、社会に対して刊行物、ウェブサイト等により大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を周知・公表しているか。	A	大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則、大学院学則に明示するとともに、学生要覧、大学院要覧にも掲載し、主に学生、教職員に周知している。また、大学公式サイトには、建学の精神、教育理念、各学部・研究科の教育研究上の目的のほか、学部の各学科、研究科の専攻ごとに定めた三つの方針も掲載し、社会への周知を図っている。受験生に対しては、入学案内に掲載するとともに、オープンキャンパス等でも重ねて周知を図り、理念・目的の理解向上に努めている。			■大学及び学部・研究科の理念・目的を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 大学案内 > フェリスの原点 <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/origin/">https://www.ferris.ac.jp/information/origin/</a>  大学案内 > 大学の取り組み > 教育目標・方針 <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/</a>	

<p>103</p>	<p>大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。</p>	<p>A</p>	<p>(1) 将来を見据えた中・長期の計画その他諸施策は設定されているか。</p>	<p>A</p>				<p>■アクションプランや中長期計画など将来を見据えた計画等にあたるもの          ・大学グランドデザイン『Ferris Univ. 2020』          大学案内 &gt; 大学の取り組み &gt; フェリス女学院大学グランドデザイン  <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/grand-design.html">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/grand-design.html</a></p> <p>・大学中期計画「17-20 PLAN」          大学案内 &gt; 大学の取り組み &gt; 中期目標・中期計画 &gt; 21-24 PLAN  <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/plan_17-20.html">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/plan_17-20.html</a></p>	
------------	---	----------	---	----------	--	---	---	---	--



# 2019年度自己点検・評価シート (宗教センター)

基準1(宗教センター)

## 大学基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認<評定形式>

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
101	大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。		(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的が適切に設定されているか。		/	/	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 寄附行為又は定款</li> <li>・ 学校法人フェリス女学院寄附行為</li> </ul>	
			(2) 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性は適切か。		/	/	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学則、大学院学則又は教育研究上の目的を規定したその他の規程</li> <li>・ フェリス女学院大学学則</li> <li>・ フェリス女学院大学大学院学則</li> </ul>	
102	大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	A	(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を適切に明示しているか。		/	/	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大学、学部・研究科を紹介するパンフレット</li> <li>・ 2020年度入学案内</li> <li>・ 大学案内</li> </ul>	
			(2) 教職員、学生、社会に対して刊行物、ウェブサイト等により大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を周知・公表しているか。	A	学内礼拝週報や、講演会や諸行事の案内を学生に配布し、参加の呼びかけを行っている。また、宗教センター活動案内のリーフレット、講演および諸行事の記録である「待望」、学内礼拝説教集「真理に生きる」も、やはり学生に配布している。また、大学公式サイトでは、宗教センターのページにおいて、フェリスのキリスト教教育や宗教センターの活動について記し、また、フェリスブログにおいても活動報告を行い、社会への周知を図っている。		/	/	/
103	大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。		(1) 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策は設定されているか。		/	/	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ アクションプランや中長期計画など将来を見据えた計画等に当たるもの</li> <li>・ 大学グランドデザイン『Ferris Univ. 2020』</li> <li>大学案内 &gt; 大学の取り組み &gt; フェリス女学院大学グランドデザイン</li> <li><a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/grand-design.html">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/grand-design.html</a></li> <li>・ 大学中期計画「17-20 PLAN」</li> <li>大学案内 &gt; 大学の取り組み &gt; 中期目標・中期計画 &gt; 21-24 PLAN</li> <li><a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/plan_17-20.html">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/plan_17-20.html</a></li> </ul>	

# 2019年度自己点検・評価シート (本部事務局)

基準1(本部事務局)

## 大学基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認<<評価形式>>

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
101	大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。		(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的が適切に設定されているか。					■寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為	
			(2) 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性は適切か。					■学則、大学院学則又は教育研究上の目的を規定したその他の規程 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則	
102	大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。		(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を適切に明示しているか。					■大学、学部・研究科を紹介するパンフレット ・2020年度入学案内 ・大学案内	
			(2) 教職員、学生、社会に対して刊行物、ウェブサイト等により大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を周知・公表しているか。					■大学及び学部・研究科の理念・目的を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 大学案内 > フェリスの原点 <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/origin/">https://www.ferris.ac.jp/information/origin/</a>  大学案内 > 大学の取り組み > 教育目標・方針 <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/</a>	
103	大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	A	(1) 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策は設定されているか。	A	学院では、大学の教育の基本方針である「大学グランドデザイン」とそのもとに置かれた「大学中期計画」の実現を支えるために、2015年度に「学院中期計画」を策定した。2019年度は、「学院中期計画」のアクションプランである2019年度事業計画「学院基盤の強化に向けた取組」により、財政面、体制整備等の面において大学の教育研究に関する取組が推進されるよう学院としての支援を行った。なお、従来、大学、中学校・高等学校、学院それぞれが中期計画を策定していたが、2021年度からの次期中期計画については、学院中期計画を中心として策定し、そのもとに各学校(大学、中学校・高等学校)及び事務局の中期計画を位置づけ、フェリス女学院一体となって教育を推進していくことを明確化することとした。2019年度第5回理事会(2020年2月27日開催)においては本学院の将来に向けたミッションステートメントを策定、さらに第6回理事会(2020年3月26日開催)においては次期学院中期計画の骨子を提示し、承認された。		2020年4月施行の私立学校法の一部改正に対応し、認証評価の結果を踏まえて学校法人としての中期計画を策定していくことになる。大学における内部質保証の向上に向けた取組との具体的な連携体制を構築するとともに、学院としての支援体制を整備する必要がある。	■アクションプランや中長期計画など将来を見据えた計画等に当たるもの ・大学グランドデザイン『Ferris Univ. 2020』 大学案内 > 大学の取り組み > フェリス女学院大学グランドデザイン <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/grand-design.html">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/grand-design.html</a>  ・大学中期計画「17-20 PLAN」 大学案内 > 大学の取り組み > 中期目標・中期計画 > 21-24 PLAN <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/plan_17-20.html">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/plan_17-20.html</a>	・学校法人フェリス女学院中期計画(2015~2020) ・2019年度事業計画書 ・フェリス女学院ミッションステートメント(業達19-47)

2019年度自己点検・評価シート  
(全学内部質保証推進委員会)

基準2(全学内部質保証推進委員会)

大学基準2 内部質保証

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評定形式>>

評価①、②欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
201	内部質保証のための全学的な方針と手続を明示しているか。	A	(1) 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続を設定し明示しているか。 ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担 ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(PDCAサイクルの運用プロセスなど)	A	内部質保証に関する全学的な方針を設定し大学公式サイトで明示している。 2019年度は全学内部質保証推進委員会を発足し、自己点検・評価委員会及び大学外部評価委員会と連携して本学における内部質保証を推進する活動に取り組んだ。点検・評価に関わる各委員会の役割と権限は各委員会規程において明確にしている。また、年間を通じた点検・評価スケジュールを一覧表としてまとめ、各委員会及び大学評議会・大学院委員会を始めとする関係委員会に示し、学内全体に周知した。 なお、内部質保証を推進する委員会と学部・研究科その他の組織との役割分担については、2020年度に実施する2019年度の自己点検・評価のプロセスにおいて、大学全体の点検・評価とは別に、学部・研究科その他の組織における自己点検・評価を実施し、それぞれの視点からの検証を行うことをとおして、役割と関係性を明確にすることとしている。	全学内部質保証推進委員会が発足したこと、本学における点検・評価、内部質保証を推進する組織体制がこれまでより明確になり、教育研究活動の向上に向けた取組の活性化に繋がった。	現在の「内部質保証に関する全学的な方針」は第2期認証評価の際に設定した方針のため、第3期認証評価に向けて見直しの必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部質保証関係の規程類</li> <li>全学内部質保証推進委員会規程</li> <li>自己点検・評価委員会規程</li> <li>大学外部評価委員会規程</li> </ul>	「2018年度自己点検・評価」に関する各委員会の流れ
202	内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。	A	(1) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織を整備しているか。  (2) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織はどのようなメンバーで構成されているか。	A	本学の内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として「全学内部質保証推進委員会」を2019年度に発足した。当該委員会のもとには、自己点検・評価委員会と大学外部評価委員会を置き、それぞれの役割を明確にしつつも連携し、本学の教育研究の向上に向けた取組を促進している。  全学内部質保証推進委員会は、学長、副学長2名、各学部長、各研究科長、大学事務部長、大学事務部次長で構成している。		全学内部質保証推進委員会は発足して間もないため、今後、委員会自体の定期的な自己点検・評価、検証を行っていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部質保証関係の規程類</li> <li>全学内部質保証推進委員会規程</li> <li>自己点検・評価委員会規程</li> <li>大学外部評価委員会規程</li> </ul>	
203	方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。	A	(1) 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方を設定しているか。	A	学部については学則第1条「目的及び使命」に基づき、また、大学院も同様に大学院学則第1条「目的」に基づき、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を策定している。				<ul style="list-style-type: none"> <li>大学学則</li> <li>大学院学則</li> </ul>



203	(つづき)	(2) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取組をおこなっているか。	A	<p>全学内部質保証推進委員会において、自己点検・評価委員会及び大学外部評価委員会の検証を行った結果に基づき、学長（全学内部質保証推進委員長）は教育研究活動の改善・向上のための行動計画を作成することとしている。改善を要する事項については、大学評議会及び大学院委員会の議を経て適切な措置を取り、各学部・研究科その他の組織におけるPDCAサイクルの機能を促進させることとしている。なお、点検・評価の過程で急ぎ対応することが必要な課題に関しては、年間の検証プロセスを経ず、課題が顕在化した時点で大学評議会及び大学院委員会において報告あるいは審議し、措置を取ることとしている。</p>	<p>学長（全学内部質保証推進委員長）による教育研究活動の改善・向上のための行動計画は11月の大学評議会及び大学院委員会において承認され、次年度の事業計画・予算策定のための各学部・研究科その他の組織とのヒアリングの際に活用した。なお、2018年度点検・評価の過程で設置基準に抵触する課題が明らかとなっていたが、このことに関しては、6月に行われた自己点検・評価委員会の報告を受けて、7月の全学内部質保証推進委員会、大学評議会及び大学院委員会において学内全体で共有、対応に向けた検討を開始した。</p>	<p>■全学内部質保証推進組織の活動が分かる資料 ・2019年度全学内部質保証推進委員会記録 ・「2018年度自己点検・評価」に関する各委員会の流れ</p> <p>《参考》 ■内部質保証システムの機能を示すその他の資料として、大学全体の情報収集・分析等の取組（IR）に関する資料や、全学的な自己点検・評価の結果を踏まえて立案した改善計画書、その成果を表した資料等が考えられます。 ・2018年度に関する点検・評価の検証結果に基づく改善・向上のための行動計画 ・2019年度第8回大学評議会記録（2019年11月13日開催）</p>	
		(3) 学部・研究科その他の組織における点検・評価を定期的実施しているか。	B	<p>従来は、学部・研究科その他の組織をそれぞれ独立させた点検・評価ではなく、大学全体として行う自己点検・評価のなかで取り扱う方法としてきた。2019年度自己点検・評価からは、大学全体の視点とは別に、学部・研究科その他の組織の視点からの自己点検・評価を実施するよう方法を変更することとしている。</p>		<p>■各学部・研究科における自己点検・評価の活動が分かる資料 ・2019年度自己点検・評価シート（各学部、研究科）</p>	<p>・2019年度第7回全学内部質保証推進委員会記録（2019年12月4日）</p>
		(4) 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上に計画的に取り組んでいるか。	B	<p>従来は、大学全体として行う自己点検・評価のなかで課題とされた点について、課題の性格・内容に応じて、各組織として求められる方法により改善・向上に向けて取り組んできた。2019年度自己点検・評価からは大学全体の視点とは別に、学部・研究科その他の組織の視点からの自己点検・評価を実施することになるため、それぞれの課題が明確になり、改善に向けた計画的な取組が期待される。</p>			
		(5) 行政機関及び認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況調査等）に対し適切に対応しているか。	A	<p>第2期認証評価時に指摘された項目に関する「改善報告書」を大学基準協会に提出した。2015年度に大学基準協会による第2期認証評価を受審し「適合」と認定されたが、その際に指摘のあった「改善勧告」1項目、「努力課題」5項目について、関係する部署・委員会が調整を図りながら対応を進め、その進捗について自己点検・評価委員会で随時確認しながら改善に取り組んだ。各項目の対応状況は「改善報告書」にまとめ、自己点検・評価委員会、全学内部質保証推進委員会、大学評議会・大学院委員会で確認の上、大学基準協会から期限として示されていた2019年7月までに提出した。</p>		<p>■文部科学省及び認証評価機関からの指摘事項への対応状況を示す資料 ・改善報告書（2019年7月提出） ・大学基準協会からの指摘事項への対応状況（自己点検・評価委員会での進捗確認）</p>	

203	(つづき)	(6) 点検・評価における客観性、妥当性を確保しているか。	A 自己点検・評価を含む全学的な内部質保証の適切性・有効性を客観的に担保し、教育研究水準の向上と活性化を図るため、2018年度から大学外部評価委員会を設置している。2019年度大学外部評価委員会では、「2018年度事業報告」「2018年度自己点検・評価結果」をもとに本学の取組に関する意見交換が行われ、点検・評価に関する学内体制に関しては、本学が学内組織を整備し、適切な点検・評価を行い、質保証に向けた努力を続けているとの評価を受けた。「フェリス女学院大学外部評価報告書」としてまとめられた委員による改革・改善のための提言・助言は学長に提出され、学内の委員会を通じて教職員に還元し、次年度の取組等に活かすこととしている。			<p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■自己点検・評価の客観性・妥当性を図る取組を示す資料として、外部評価の受審に関する資料等が考えられます。</li> <li>・2019年度フェリス女学院大学外部評価報告書</li> </ul>	
204	教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。	(1) 教育情報、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況を公表しているか。	A 教育研究活動については、「学校教育法施行規則」第172条の2に基づく「教育情報の公表」として、法令に定められている事項を中心に大学公式サイト「情報公開」ページに掲載している。また、教職課程を設置していることから、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく「教員の養成の状況についての情報」も「情報公開」ページに掲載している。自己点検・評価結果については、各年度の自己点検・評価結果の総括を大学公式サイトに掲載しているが、全学内部質保証推進委員会において公表資料の適切性について意見交換を行い、2019年度自己点検・評価結果からは、総括に加えて各学部・研究科、各部門が行った自己点検・評価資料（自己点検・評価シート）もあわせて掲載することとした。財務情報については、「情報公開」ページに学院ホームページの当該ページをリンクさせ掲載している。その他、学校安全計画、障がい学生支援に関する情報なども関連法令に基づき公表している。		2020年2月に文科省が公表した「教学マネジメント指針」では、情報公表も教育研究水準の向上を図る上で重要な取組の一つとして位置付けられ、公表例が示されている。指針は「そのまま従う「マニュアル」ではない」とされているが、本学における教育の質の保証、教学マネジメントの確立の観点から、学修成果・教育成果の把握・可視化を進め、適切に公表していく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育情報を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 大学案内 &gt; 情報公開 &gt; 法令に基づく情報公開 <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/information-disclosure/">https://www.ferris.ac.jp/information/information-disclosure/</a></li> <li>■自己点検・評価の結果を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 大学案内 &gt; 情報公開 &gt; 大学評価・自己点検 <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/information-disclosure/evaluation.html">https://www.ferris.ac.jp/information-disclosure/evaluation.html</a></li> <li>■財務の情報を公表しているウェブサイト ・法人サイト フェリス女学院の基本情報 &gt; 事業計画・事業報告・財務情報 <a href="https://www.ferris.jp/about/report.html">https://www.ferris.jp/about/report.html</a></li> </ul>	
		(2) 公表する情報は正確かつ信頼できるものであるか。	A 教育情報は、学校基本調査の数値、学内会議等で確定した情報を5月～6月上旬を目途に掲載している。自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会で点検・評価を行った後、全学内部質保証推進委員会及び大学評議会・大学院委員会に報告した上で掲載している。財務情報は、5月開催の理事会で承認されたのち、すみやかに掲載している。				
		(3) 公表する情報を適切に更新しているか。	A 公表する情報は、年度末に点検を行い、各項目の担当部門に更新依頼をしている。年度途中で変更が生じた項目については随時更新し、常時最新の情報が公表できるよう努めている。			<p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■情報公開の状況を示す資料のほか、情報公開の適切性について検討した会議体の議事録等を資料とすることが考えられます。</li> </ul>	

205	内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。	A	(1) 全学的なPDCAサイクルは、適切かつ有効か。	A	2019年度に発足した全学内部質保証推進委員会を要として、その下に置かれる自己点検・評価委員会及び大学外部評価委員会との連携により、点検・評価機能は有効に働いている。また、全学内部質保証推進委員会と大学評議会・大学院委員会との関係やそれぞれが担う役割も規程上、明確化されており、内部質保証体制の整備が進むとともに、合わせて学内のPDCAサイクル機能も充実化している。				
			(2) 適切な根拠(資料、情報)に基づく内部質保証システムの点検・評価を実施しているか。	A	内部質保証の適切性について、2020年度第9回全学内部質保証推進委員会(2020年3月4日開催)において、点検・評価項目に従って、「2019年度自己点検・評価シート(大学基準2)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。				<参考> ■内部質保証システムの改善実例を示す資料や、全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性を学内で検証し改善・向上に取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・「2018年度自己点検・評価」に関する各委員会の流れ ・2019年度全学内部質保証推進委員会記録 ・2018年度に関する点検・評価の検証結果 ・2018年度に関する点検・評価の検証結果に基づく改善・向上のための行動計画 ・2019年度自己点検・評価シート
			(3) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	2020年4月施行の「私立学校法」により、大学を設置する学校法人は、認証評価の結果を踏まえて事業に関する中期的な計画等を作成することとされた。このことに鑑み、大学における内部質保証推進に向けた取組・活動に関して、今後、組織上、法人本部と大学とのあいだで具体的にどのような連携体制を構築するか、また、それを学院中期計画及び大学中期計画策定時に実質的に反映させるか、方策を早急に話し合う必要がある。				



# 2019年度自己点検・評価シート (大学全体)

## 大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認<<評定形式>>

評価①、②欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
301	大学の理念・目的に照らし、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1) 大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。	A	本学は、理念・目的の実現のための教育研究組織として、文学部(英語英米文学科、日本語日本文学科、コミュニケーション学科)、音楽学部(音楽芸術学科、演奏学科)、国際交流学部(国際交流学科)の3学部・6学科、またこれらを基礎とする人文科学研究科、(英語英米文学専攻、日本語日本文学専攻、コミュニケーション学専攻)、音楽研究科(音楽芸術専攻、演奏専攻)、国際交流研究科(国際交流専攻)の3研究科・6専攻からなる大学院を設置している。これらの学部及び大学院は、大学学則、大学院学則において明示されている目的及び使命のもと教育研究目的を定め、大学の理念・目的を具現化するための教育研究組織として編成されている。			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料</li> <li>・ 大学規程</li> <li>・ 全学教養教育機構(CLA)規程</li> <li>・ 大学キリスト教研究所規程</li> <li>・ 教職センター規程</li> <li>・ 言語センター規程</li> <li>・ 学生支援センター規程</li> <li>・ 国際センター規程</li> <li>・ 情報センター規程</li> <li>・ 宗教センター規程</li> <li>・ ボランティアセンター規程</li> </ul>	
			(2) 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	本学では、理念・目的の実現のための教育研究組織として、学部、大学院のほかに、教育研究の拠点となる附属機関・組織を設置している。			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大学基礎データ(表1)</li> <li>・ 大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織)</li> </ul>	
			(3) 教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	本学では、2020年度の学院創立150周年に向けて取り組んでいる大学グランドデザイン『Ferris Univ. 2020』の中で、共通教育の見直しを行い、2017年度に全学教養教育機構(CLA)を設置した。CLAは、学部・学科の専門教育と並行して、新しい時代に主体的な役割を果たすために必要な知識と語学運用能力、課題発見・課題解決の方法を4年間にわたって学ぶリベラル・アーツ教育の拠点である。また、キャンパス内外の国際交流活動をさらに活性化し、留学を志す学生と受入留学生の支援を担う機能の充実を図るため、前身である留学センターを踏まえる形で2017年度に国際センターを設置した。音楽学部では、現代社会のニーズに合った音楽分野の教育を実現するため、2019年度から従来の2学科体制から1学科体制に改組統合しカリキュラムのさらなる充実を図っている。				

302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	学部・研究科、その他各組織が、建学の精神、教育理念による目的を置き、教育研究活動やそれぞれの取組を進めていることを、点検・評価シートをとおして確認した。 さらに、2020年度第1回自己点検・評価委員会(2020年6月24日開催)において、各学部・研究科、その他各組織の点検・評価結果(大学基準3)をもとに、本学における教育研究組織が適切であることを確認した。				<参考> ■学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・全学教養教育機構(CLA)会議記録 ・大学キリスト教研究所運営委員会記録 ・教職課程委員会記録 ・言語センター運営委員会記録 ・学生支援センター運営委員会記録 ・国際センター委員会記録 ・情報センター運営委員会記録 ・宗教センター運営委員会記録 ・ボランティアセンター運営委員会記録 ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	学部・研究科、その他各組織から提出された点検・評価シートをとおして、さらなる改善を必要とする課題について確認した。	音楽学部は、現代社会のニーズに合った音楽分野の教育を実現するため、2019年度に従来の2学科体制から1学部1学科体制に改組統合した。入学者数は2019年度83名、2020年度81名と、入学定員(75名)を充足している。	音楽研究科では、2019年度の音楽学部の改組統合を踏まえ、今後の研究科の体制について検討を開始することを関係者で確認した。 国際交流研究科では、長期履修制度のあり方及び修了レポート制度の運用について見直しの必要があることを確認した。		

# 2019年度自己点検・評価シート (全学教養教育機構)

## 大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認<<評価形式>>

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
301	大学の理念・目的に照らし、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1) 大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。					<ul style="list-style-type: none"> <li>■附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料</li> <li>・大学規程</li> <li>・全学教養教育機構(CLA)規程</li> </ul>	
			(2) 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	<p>全学教養教育機構(CLA: Center for the Liberal Arts)は、本学における全学教養教育の推進を通じて、学士課程教育の質の向上並びに学則第1条の目的及び使命を達成することを目的として設置された。</p> <p>これに基づき、全学教養教育機構では、本学における共通科目であるCLAコア科目、語学科目、また外国人留学生に関する授業科目の運営に必要な事項を検討するとともに、その適切性の検証と改革に取り組んでいる。</p> <p>運営にあたっては、全学的基本方針を策定する「全学教養教育機構(CLA)会議」(議長: 学長)、機構の諸事業の運営・管理を担う「全学教養教育機構(CLA)運営会議」(委員長: 全学教養教育機構長(副学長(全学教育担当))、CLAコア科目の実施・運営を担う「CLAコア科目運営委員会」(委員長: 委員の互選)をそれぞれ置き、全学的な方針のもとで運営する体制となっている。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>■大学基礎データ(表1)</li> <li>・大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織)</li> </ul>	
			(3) 教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	<p>全学教養教育機構は、本学の伝統であるリベラル・アーツ教育を21世紀型の教養教育として展開する拠点として2017年度に設置された。全学部の学生を対象に、4年間を通じた体系的なカリキュラムを編成し、「新しい時代を切り拓く女性」を育成。高い言語運用能力と幅広い教養を身につけ、しなやかに他者と共生しつつ、21世紀の新たなステージを切り拓いていくためのカリキュラムがデザインされている。</p> <p>CLAコア科目の中でも特徴的な科目「プロジェクト演習」は、本学の教育理念「For Others」を具体化した内容、かつ学部横断型、学際的な内容の課題を解決することを目指すPBL(Project Based Learning)の演習科目である。大学での学びと社会との接点を意識しつつ、現代社会で求められる教養について、主体的・体験的に学ぶ機会を提供している。語学科目については、「英語」「初習外国語」ともに2021年度からの新カリキュラムに向けて改革に取り組んでいる。「英語」は、4技能を総合的に活用できるようなカリキュラムへの変更とそれを実現するための教育指導体制の構築、「初習外国語」は、主としてインテンシブ・コースでPBLやアクティブ・ラーニング形式の授業の展開など、より実践的な要素を追加したカリキュラムの検討を進めた。</p>		<p>「プロジェクト演習」開講2年目の2019年度は、「フェリス女学院150周年記念プロジェクト」「横浜と音楽」「SDGsと『ジェンダー平等、女性のエンパワメント』」「若者による文化の創造と発信」をテーマに展開したほか、CLAコア科目、語学科目においても、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く環境に配慮した内容を適切に取り入れている。「フェリスプラス実践教養探求課程」は多くの学生の応募があり、59名の第1期修了生を予定している。</p>		

301	(つづき)		(つづき)	<p>CLA科目の中に「フェリスプラス実践教養探求課程」を設置した。この課程の目標は、「フェリスらしいリーダーの育成」「実践や体験を通じて社会貢献を学ぶ」「学部横断型の学びで視野を広げる」ことである。就職課のサポートを受けて、人材養成プログラムとして、実践型の力を身に付けることができる。フェリスプラスノート（ポートフォリオ）を使って、自らを振り返り、成果を記録しながら、成長できる。必修科目「プロジェクト演習」を含め、CLA科目の所定単位を履修し、修了した学生には「実践教養探求課程修了証」を発行する。修了にあたっては、機構長・就職課長の面談を行い、今後の学修、キャリア形成のアドバイスを行っている。</p>				
302	<p>教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	A	<p>(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施しているか。</p>	<p>A                      教育研究組織の適切性について、全学教養教育機構では、2020年度第2回全学教養教育機構（CLA）会議（2020年6月19～23日持ち回り開催）において、点検・評価項目に従って、「2019年度自己点検・評価シート（大学基準3）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。</p>			<p>《参考》                      ■役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料など</p>	
			<p>(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>	<p>B                      今回の点検・評価の結果等を委員で共有するだけでなく、次年度以降の諸事業の運営・管理面において必要があれば、機構長を中心に定期的に検討・調整を図っていくことを確認した。</p>			<p>・全学教養教育機構（CLA）会議記録                      ・全学教養教育機構（CLA）運営会議記録                      ・CLAコア科目運営委員会記録                      ・自己点検・評価シート</p>	<p>2019年度フェリス女学院大学外部評価報告書（2019年度第7回大学評議会（2019年10月9日開催）資料）</p>



# 2019年度自己点検・評価シート (キリスト教研究所)

基準3(キリスト教研究所)

## 大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認<<評価形式>>

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
301	大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1) 大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。	A				<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料</li> <li>・ 大学規程</li> <li>・ 全学教養教育機構(CLA)規程</li> <li>・ 大学キリスト教研究所規程</li> <li>・ 教職センター規程</li> <li>・ 言語センター規程</li> <li>・ 学生支援センター規程</li> <li>・ 国際センター規程</li> <li>・ 情報センター規程</li> <li>・ 宗教センター規程</li> <li>・ ボランティアセンター規程</li> </ul>	
			(2) 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	<p>キリスト教研究所は、キリスト教、キリスト教文化及びキリスト教学校教育について学術的研究を行い、広く学内外へ成果を発表するとともに、本学の教育の改善に寄与し、学則第1条の目的及び使命を達成することを目的として設置された。</p> <p>2019年度は、本学教職員から公募した研究論文を掲載した『キリスト教研究所紀要』の第5号を編集・発行、キリスト教研究所講演会の開催、CLAコア科目「キリスト教」の科目検討への助言など、本学における建学の精神・教育理念の明確化・具体化の推進に取り組んだ。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大学基礎データ(表1)</li> <li>・ 大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織)</li> </ul>	
			(3) 教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	<p>キリスト教研究所では、本学の建学の精神をさらに明確化し、本学ならではの特色ある教育・研究を全学規模で実現するため、本学のリベラルアーツ教育の拠点「CLA」に開設されているキリスト教科目及びキリスト教関連科目のありかたや今後の教員配置などについて検討している。</p>				
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	<p>教育研究組織の適切性について、キリスト教研究所では、2020年度第1回キリスト教研究所運営委員会(2020年4月8日開催)において、点検・評価項目に従って、「2019年度自己点検・評価シート(大学基準3)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。</p>			<p>&lt;&lt;参考&gt;&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。</li> <li>・ 全学教養教育機構(CLA)会議記録</li> <li>・ 大学キリスト教研究所運営委員会記録</li> <li>・ 教職課程委員会記録</li> <li>・ 言語センター運営委員会記録</li> <li>・ 学生支援センター運営委員会記録</li> <li>・ 国際センター委員会記録</li> <li>・ 情報センター運営委員会記録</li> <li>・ 宗教センター運営委員会記録</li> <li>・ ボランティアセンター運営委員会記録</li> <li>・ 自己点検・評価シート</li> </ul>	
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	<p>点検・評価の結果、次年度は学院創立150周年にあたることから、キリスト教研究所講演会については学院創立150周年に向けた「フェリス女学院とキリスト教」に関する連続講演会として位置付けることとし、本学の建学の精神、教育理念、またそれに基づく教育について学内外に広く示す機会とすることを決定した。</p>				

# 2019年度自己点検・評価シート (教職センター)

基準3(教職センター)

## 大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認<評価形式>

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
301	大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1) 大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。	A				<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料</li> <li>・ 大学規程</li> <li>・ 全学教養教育機構(CLA)規程</li> <li>・ 大学キリスト教研究所規程</li> <li>・ 教職センター規程</li> <li>・ 言語センター規程</li> <li>・ 学生支援センター規程</li> <li>・ 国際センター規程</li> <li>・ 情報センター規程</li> <li>・ 宗教センター規程</li> <li>・ ボランティアセンター規程</li> </ul>	
			(2) 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	教職センターは、学則第42条の2の規定に基づき、本学の教育理念「For Others」に示される、他者のために、そして他者とともにという観点に立ち、幅広い教養と専門的な知識によって教育活動を実践することのできる教員を養成するため、本学における教職課程の運営に係る諸事業の推進に当たることを目的として設置された。 2019年度においても引き続き、全学体制で教職課程を推進するために教職課程委員会を開催し、教職課程の現状などを報告・審議し、その結果に基づき、教職課程履修学生がスムーズに教員免許状を取得できるよう、適宜、履修者全体あるいは個人に宛てての連絡・面談を実施し、指導・支援を行った。			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大学基礎データ(表1)</li> <li>・ 大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織)</li> </ul>	
			(3) 教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	教育に対する社会的要請が反映されたコアカリキュラムや新規科目に基づく再課程認定を受け、教職センターでは、本学の教育理念に基づく教員たるに必要な知識・技能を履修学生が修得できるよう、さらに最先端の教育課題にふさわしい講師を適宜科目内に招くなど配慮している。また、教員免許状の取得に留学が足枷とならないよう、履修学生の留学にあたっては、事前・事後の説明・支援を含め実施している。 一方で、本学の教育理念に基づく教員養成の内容をまとめ、社会に向け発信すべく、新規科目が開講する2020年度に「教職センター報告」を発行する準備を進めている。 なお、以上の配慮に関しては、教職課程委員会での審議・報告を以てこれを施行している。				
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	教育研究組織における教職センターの適切性について、2020年度第1回教職課程委員会(2020年5月26~29日開催)において、点検・評価項目に従って、「2019年度自己点検・評価シート(大学基準3)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			<参考> ■ 学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・ 全学教養教育機構(CLA)会議記録 ・ 大学キリスト教研究所運営委員会記録	



302	(つづき)	(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A 点検・評価の結果に基づき、次年度も引き続き、本学の教育理念に基づく教員養成をスムーズに推進められるよう、履修学生への支援ならびに新規開講科目を含めた科目内容の充実に取り組むことを決定した。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職課程委員会記録</li> <li>・言語センター運営委員会記録</li> <li>・学生支援センター運営委員会記録</li> <li>・国際センター委員会記録</li> <li>・情報センター運営委員会記録</li> <li>・宗教センター運営委員会記録</li> <li>・ボランティアセンター運営委員会記録</li> <li>・自己点検・評価シート</li> </ul>	
-----	-------	--------------------------------	---	--	--	---	--

# 2019年度自己点検・評価シート (言語センター)

基準3(言語センター)

## 大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認<<評価形式>>

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
301	大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1) 大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。	A				<ul style="list-style-type: none"> <li>■附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料</li> <li>・大学規程</li> <li>・全学教養教育機構(CLA)規程</li> <li>・大学キリスト教研究所規程</li> <li>・教職センター規程</li> <li>・言語センター規程</li> <li>・学生支援センター規程</li> <li>・国際センター規程</li> <li>・情報センター規程</li> <li>・宗教センター規程</li> <li>・ボランティアセンター規程</li> </ul>	
			(2) 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	言語センターは、本学における語学教育の充実を図るために、次に掲げる事項に係る諸事業の推進に当たることを目的として設置された。 (1) 語学科目の授業・行事支援に関する事項 (2) 語学科目の教材作成支援に関する事項 (3) LL教室等の運営・管理に関する事項 (4) 語学学習支援プログラムの運営に関する事項 (5) その他委員会が決定した業務に関する事項 2019年度は、授業・教室の運営の他、初習外国語「I(入門)」共通テキスト『Varietas』及び『Ferris Voices』の刊行、外国語に関する正課外活動を推進するなど、言語に係る観点から本学における建学の精神・教育理念の明確化・具体化の推進に取り組んだ。			<ul style="list-style-type: none"> <li>■大学基礎データ(表1)</li> <li>・大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織)</li> </ul>	
			(3) 教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	言語センターでは、学生が本学のディプロマ・ポリシーに明記されている「高度な外国語運用能力」を修得・涵養し、人材養成目的を実現するため、本学のレベルアップ教育の拠点「CLA」に開設されている語学科目のありかたや、それに伴う教室改修・語学学習支援プログラムの運営について、英語教育運営委員会及び初習外国語教育運営委員会と連携のうえ、検討している。				
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	教育研究組織の適切性について、言語センターでは、2019年度第10回言語センター運営委員会(2020年3月23日持ち回り開催)において、点検・評価項目に従って、「2019年度自己点検・評価シート(大学基準3)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			<<参考>> ■学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・全学教養教育機構(CLA)会議記録 ・大学キリスト教研究所運営委員会記録 ・教職課程委員会記録 ・言語センター運営委員会記録 ・学生支援センター運営委員会記録 ・国際センター委員会記録 ・情報センター運営委員会記録 ・宗教センター運営委員会記録 ・ボランティアセンター運営委員会記録 ・自己点検・評価シート	

302	(つづき)		(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	<p>点検・評価の結果、次年度は、次期大学グランドデザイン『Ferris Univ. 2030』の教学改革の一つである2021年度からの語学カリキュラム改革の準備に注力し、本学の建学の精神、教育理念、またそれに基づく語学教育について学内外に広く示す機会とすることを決定した。</p>				
-----	-------	--	--------------------------------	---	---	--	--	--	--

# 2019年度自己点検・評価シート (学生支援センター)

基準3(学生支援センター)

## 大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
301	大学の理念・目的に照らし、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1) 大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。	A				<ul style="list-style-type: none"> <li>■附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料</li> <li>・大学規程</li> <li>・全学教養教育機構(CLA)規程</li> <li>・大学キリスト教研究所規程</li> <li>・教職センター規程</li> <li>・言語センター規程</li> <li>・学生支援センター規程</li> <li>・国際センター規程</li> <li>・情報センター規程</li> <li>・宗教センター規程</li> <li>・ボランティアセンター規程</li> </ul>	
			(2) 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	<p>学生支援センターは、本学学生の保健管理、学生相談及び障がい学生支援を企画推進する機関として、修学及び学生生活における支援を積極的に支援するために設置された。 具体的な活動内容等は基準7に記載。</p>	大学の理念・目的を実現するため、学生が安心して大学生活を送ることができるように、心身の健康管理の面から適切に学生を支援している。		<ul style="list-style-type: none"> <li>■大学基礎データ(表1)</li> <li>・大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織)</li> </ul>	
			(3) 教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	<p>学生支援センターでは、社会状況や学生の変化を踏まえ、柔軟に支援方法について配慮している。また、2020年度には学生支援センターからの提案科目として、CLA科目で「学びの世界を広げる～女性を知る～身体・心理・社会の側面より」を開講し、社会的な要請に応えた学生支援を行っている。</p>				
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	<p>教育研究組織の適切性について、2020年度第3回学生委員会(2020年6月2日～5日開催)において、点検・評価項目に従って、「2019年度自己点検・評価シート(大学基準3)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。</p>			<p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。</li> <li>・全学教養教育機構(CLA)会議記録</li> <li>・大学キリスト教研究所運営委員会記録</li> <li>・教職課程委員会記録</li> <li>・言語センター運営委員会記録</li> <li>・学生支援センター運営委員会記録</li> <li>・国際センター委員会記録</li> <li>・情報センター運営委員会記録</li> <li>・宗教センター運営委員会記録</li> <li>・ボランティアセンター運営委員会記録</li> <li>・自己点検・評価シート</li> </ul>	
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	<p>・年度単位での点検・評価と共に、定例会議にて各取組等の実施状況等を随時報告し、必要な改善に取り組んでいる。</p>				

# 2019年度自己点検・評価シート (国際センター)

基準3(国際センター)

## 大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

### 1.点検項目等に基づく状況確認<評定形式>

評価①、②欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
301	大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1)大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。					<ul style="list-style-type: none"> <li>■附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料</li> <li>・大学規程</li> <li>・全学教養教育機構(CLA)規程</li> <li>・大学キリスト教研究所規程</li> <li>・教職センター規程</li> <li>・言語センター規程</li> <li>・学生支援センター規程</li> <li>・国際センター規程</li> <li>・情報センター規程</li> <li>・宗教センター規程</li> <li>・ボランティアセンター規程</li> </ul>	
			(2)大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	<p>国際センターは、「国際センター委員会規程」第3条に規定されている通り、本学学生の海外留学支援及び促進、外国人留学生の受入れ、教育及び生活の支援の充実を図る諸事業の推進を目的に設置されている。</p> <p>2019年度は、海外留学支援及び促進については、2018年度に引き続き、英語検定対策講座の開講や各種留学プログラムの説明会を複数回実施、新たに学外エージェント(2社)による学内相談会も実施して、計129名の学生を海外へ派遣した。</p> <p>外国人留学生受入れについては、2018年度から強化した日本語学校訪問(部長、課長、計3名で実施)に加え、日本語学校主催の進学相談会などにも参加し、安定した私費留学生志願者獲得のための広報に取り組んだ。併せて協定校からの交換留学生の受入れ事業も、継続して実施している。</p>	<p>海外留学支援及び促進については、学外エージェントと提携したこと、並びに国際センターにおける学内広報を強化したことから、認定留学生が増えつつある。</p> <p>外国人留学生の受入れについては、日本語学校への広報活動をより強化したことで、引き続き私費留学生の安定した志願者数を確保できている。</p>	<p>中期計画では、留学生の派遣件数の増加を目標として掲げられているが、学生のニーズや経済状況及び大学の財政状況などから、今後より現実的な目標設定を行っていく必要がある。</p> <p>学内における「海外体験・国際交流」の機会提供についても、今後さらに積極的に検討、実施していきたい。こうした取り組みについては、2019年度にフィリピンの協定校関係者の協力を得ながら実施した「アジア・ウィーク」の経験をもとに、2020年度以降、より一層充実した企画立案に取り組んでいきたい。</p> <p>外国人留学生受入れ事業を活性化することを目的に、多言語による国際課センターのweb情報の公開が急務であると考えている。今後、英語、中国語(繁体字、簡体字)、朝鮮語、ベトナム語、モンゴル語のホームページ情報の公開をめざす。</p> <p>世界的規模の新型コロナウイルスの感染の影響により、2020年度は海外留学派遣及び受入れ事業を推進することが非常に難しい状況にあるため、「将来の留学実現に向けたサポート・支援活動」を中心に、国際センターの新たな取り組みについて検討を続けている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■大学基礎データ(表1)</li> <li>・大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織)</li> </ul>	国際センター委員会規程



301	(つづき)		(3)教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	<p>国際センターでは、社会的要請や国際的環境等に配慮しつつ、本学の各教育研究組織における方針及び目的に沿って、海外留学プログラム(派遣・受入れ)を適正に実施している。また、世界各国の教育研究機関と連携しながら、世界の安全状況に配慮しつつ、本学在学生の国際交流の機会を提供している。</p> <p>より充実した海外留学プログラムを実施するために、2019年度は本学の複数の協定校と留学要件に関する具体的な交渉を行い、本学在学生の留学実現に資する条件の見直しを行うことができた。</p> <p>2019年度は、派遣留学の選考における語学基準や選考方法について、英語教育運営委員会及び初習外国語教育運営委員会と連携し、見直しを行った。</p> <p>また、外国人留学生の支援については、日本語学習のパートナーとなる「ランゲージ・アシスタント制度(LA)」を新設し、協定校からの交換留学生受入れに際し、日本語能力の障壁を低くする工夫を行った。</p>	<p>海外留学支援・促進及び外国人留学生の受入れ事業を包括的に担う国際センターとして、各国の協定校及び学内の各教育研究組織との連携を強化することで、充実した学生支援体制を構築できている。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により2020年度前期が遠隔授業になったことに伴い、受入れ留学生(私費・交換)への教育上及び生活上の支援を、通常以上に強化する必要がある(この点については、2019年3月末に、実施開始。2020年度も実施継続)</p>		<p>・2019年度第15回国際センター委員会資料Ⅲ05          ・2019年度第13回国際センター委員会資料Ⅲ06</p>
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	<p>(1)適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。</p> <p>(2)点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>	A	<p>国際センターでは、2020年度第3回国際センター委員会(2020年5月29日開催)において、点検・評価項目に従って、「2019年度自己点検・評価シート(大学基準3)」の記載内容に基づく点検・評価を行った。</p> <p>点検・評価の結果、従来の方針どおり、留学派遣者数及び受入留学生者数の増加に資する諸事業に取り組むことを確認している。あわせて、学内における国際交流の機会を充実させる計画である。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、2020年度は留学派遣事業及び外国人留学生の受入れについては、困難な状況となったため、収束後の留学実現に向けた支援活動に力を注ぐ方針を決定している。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大を受け、海外留学中の本学在学生の安全確認及び「帰国」(派遣交換留学生)、「留学の取りやめ・延期」(派遣交換留学生)、「帰国及び留学取りやめ・延期の勧告」(派遣認定留学生)を実施したが、その過程を通じて外部の危機管理コンサルタントと情報共有・相談体制の有効性を確認した。</p> <p>継続的課題について、国際センター委員会において議題として取り上げ、留学希望者及び外国人留学生の日常的なニーズに臨機応変に対応することができている。海外留学経験者、外国人留学生の声も参考に、日頃の活動の点検・評価を行なっている。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大時の対応を受けて、世界規模での感染症に関する危機管理マニュアルを策定する必要がある。</p> <p>国際センターの業務(とりわけ海外派遣事業)は、海外の安全状況の影響を非常に受けやすいため、自己点検・評価の枠組みから外れる突発的な事態が起こり得ることを、2019年度は体験的に確認することになった。そのため、今後は通常の点検・評価の枠組みに加え、さまざまな突発的な事態を想定した危機管理について点検する方策を考える必要がある。</p>	<p>・国際センター委員会記録          ・2018年度事業計画・振り返り</p>	<p>・危機管理マニュアル</p>



# 2019年度自己点検・評価シート (情報センター)

## 大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認<<評定形式>>

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料	
301	大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1) 大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。					<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料</li> <li>・ 大学規程</li> <li>・ 全学教養教育機構(CLA)規程</li> <li>・ 大学キリスト教研究所規程</li> <li>・ 教職センター規程</li> <li>・ 言語センター規程</li> <li>・ 学生支援センター規程</li> <li>・ 国際センター規程</li> <li>・ 情報センター規程</li> <li>・ 宗教センター規程</li> <li>・ ボランティアセンター規程</li> </ul>		
			(2) 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	情報センターは、本学における情報教育の推進及び情報機器を活用した教育研究の改革及び改善を図ることを目的として設置された。				<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大学基礎データ(表1)</li> <li>・ 大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織)</li> </ul>	
			(3) 教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	B	学問の動向、社会的要請を踏まえ、情報機器を活用した教育方法の研究開発及び支援を行うことを目指している。					
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	B	2019年度においては、諸般の事情から年度末にセンター長が交代するなど、運営委員会において点検・評価を行うことが困難な状況にあった。学長がセンター長を代行し、次年度の早い時期に組織体制の建直しができるように取り組んでいる。			<<参考>> ■ 学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。		
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	B				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全学教養教育機構(CLA)会議記録</li> <li>・ 大学キリスト教研究所運営委員会記録</li> <li>・ 教職課程委員会記録</li> <li>・ 言語センター運営委員会記録</li> <li>・ 学生支援センター運営委員会記録</li> <li>・ 国際センター委員会記録</li> <li>・ 情報センター運営委員会記録</li> <li>・ 宗教センター運営委員会記録</li> <li>・ ボランティアセンター運営委員会記録</li> <li>・ 自己点検・評価シート</li> </ul>		

2019年度自己点検・評価シート  
(宗教センター)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評価形式>>

評価①、②欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
301	大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1) 大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。					<ul style="list-style-type: none"> <li>■附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料</li> <li>・大学規程</li> <li>・全学教養教育機構(CLA)規程</li> <li>・大学キリスト教研究所規程</li> <li>・教職センター規程</li> <li>・言語センター規程</li> <li>・学生支援センター規程</li> <li>・国際センター規程</li> <li>・情報センター規程</li> <li>・宗教センター規程</li> <li>・ボランティアセンター規程</li> </ul>	
			(2) 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	<p>宗教センターは、本学の教育・研究の基本精神であるキリスト教(プロテスタント)に係る諸事業の推進に当たることを目的として設置された。</p> <p>2019年度は、学期期間中、緑園キャンパスでは月曜から金曜の週五回、山手キャンパスでは木曜に週一回、学内礼拝を行った。また、前期と後期にそれぞれキリスト教講演会、年数回の夕礼拝、夏休みのサマー・リトリート、クリスマス礼拝を行い、さらに、学生グループによるキリスト教関連活動の支援、諸行事を報告する「待望」を年二回発行、説教集「真理に生きる」を年一回発行した。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>■大学基礎データ(表1)</li> <li>・大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織)</li> </ul>	
			(3) 教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	<p>宗教センターは、本学の教育・研究の基本であるキリスト教の諸活動が学内において実質化・活発化されるため、毎週の学内礼拝の週間主題の見直し、講演会の適切な講師の選任、サマー・リトリートなどの行事内容の刷新などに取り組んだ。</p>				
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	<p>教育研究組織の適切性について、宗教センターでは、2019年度第2回宗教センター委員会(2020年3月4日開催)において、点検・評価項目に従って、「2019年度自己点検・評価シート(大学基準3)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。</p>			<p>&lt;&lt;参考&gt;&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。</li> <li>・全学教養教育機構(CLA)会議記録</li> <li>・大学キリスト教研究所運営委員会記録</li> <li>・教職課程委員会記録</li> <li>・言語センター運営委員会記録</li> <li>・学生支援センター運営委員会記録</li> <li>・国際センター委員会記録</li> <li>・情報センター運営委員会記録</li> <li>・宗教センター運営委員会記録</li> <li>・ボランティアセンター運営委員会記録</li> <li>・自己点検・評価シート</li> </ul>	
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	<p>次年度は学院創立150周年にあたることから、学院や中高と連携しながらのキリスト教関連諸事業に取り組む予定である。また、バリアフリー推進室、ボランティアセンターと連携した研修プログラムを実施し、For Othersの精神のさらなる涵養に取り組むことを決定した。</p>				

# 2019年度自己点検・評価シート (ボランティアセンター)

基準3(ボランティアセンター)

## 大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認<<評定形式>>

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料	
301	大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1) 大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。					<ul style="list-style-type: none"> <li>■附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料</li> <li>・大学規程</li> <li>・全学教養教育機構(CLA)規程</li> <li>・大学キリスト教研究所規程</li> <li>・教職センター規程</li> <li>・言語センター規程</li> <li>・学生支援センター規程</li> <li>・国際センター規程</li> <li>・情報センター規程</li> <li>・宗教センター規程</li> <li>・ボランティアセンター規程</li> </ul>		
			(2) 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	当センターでは、外部講師を招致し、講演会やシンポジウム等を開催し、学生の専門性を高めるよう努めている。また、アンネのバラプロジェクトにおけるアンネのバラ礼拝等、本学の目的と合致した取り組みを行っている。 また、ボランティアセンターでは、本学の教育理念「For Others」に基づき、平和及び福祉に関するプロジェクトを充実させ、学生スタッフの育成に努めている。そして、国内で第一線で活躍する女性の有識者とのプロジェクトを推奨しており、時代を先駆し、自立した女性となるよう、努めている。				<ul style="list-style-type: none"> <li>■大学基礎データ(表1)</li> <li>・大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織)</li> </ul>	
			(3) 教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	当センターでは、既存のプロジェクトに加え、より学生が国内外の課題解決に自発的に取り組めるよう、様々な取り組みを実施している。					
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	ボランティアセンターでは、プロジェクトの終了後、アンケートを実施しており、運営委員会に対しそのアンケート結果を共有し、それを元に適切に点検・評価を実施している。			<<参考>> ■学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。		
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	点検・評価の結果、学生スタッフがより広報活動に参画するよう、取り組みを強化している。学生スタッフによる広報動画制作等、芸術的な側面の育成も重視している。また、学生が広報活動に携わるために、プロジェクトの理解、ボランティアに関する理解や知識の補間に一層取り組む。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・全学教養教育機構(CLA)会議記録</li> <li>・大学キリスト教研究所運営委員会記録</li> <li>・教職課程委員会記録</li> <li>・言語センター運営委員会記録</li> <li>・学生支援センター運営委員会記録</li> <li>・国際センター委員会記録</li> <li>・情報センター運営委員会記録</li> <li>・宗教センター運営委員会記録</li> <li>・ボランティアセンター運営委員会記録</li> <li>・自己点検・評価シート</li> </ul>		

# 2019年度自己点検・評価シート (大学全体)

## 大学基準4 教育課程・学習成果

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目（細目）	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料（必須）	⑧任意で準備する根拠資料
401	授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	A	(1) 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識・技能・態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針を適切に設定し公表しているか。	A	<学士課程> ■学生要覧、大学公式webサイトに各学科のディプロマ・ポリシーとして明記している。【学生要覧、大学公式webサイト】 <修士課程・博士課程> ■学生要覧、大学公式webサイトに各研究科のディプロマ・ポリシーとして明記している。【学生要覧、大学公式webサイト】			■学位授与方針を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 【大学全体】 <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/</a> 【文学部英語英米文学科】 <a href="https://www.ferris.ac.jp/departments/literature/english-literature/">https://www.ferris.ac.jp/departments/literature/english-literature/</a> 【文学部日本語日本文学科】 <a href="https://www.ferris.ac.jp/departments/literature/japanese-literature/">https://www.ferris.ac.jp/departments/literature/japanese-literature/</a> 【文学部コミュニケーション学科】 <a href="https://www.ferris.ac.jp/departments/literature/communication/">https://www.ferris.ac.jp/departments/literature/communication/</a> 【国際交流学部国際交流学科】 <a href="https://www.ferris.ac.jp/departments/international-exchange/course/">https://www.ferris.ac.jp/departments/international-exchange/course/</a> 【音楽学部音楽芸術学科】 <a href="https://www.ferris.ac.jp/departments/music/musical-art/">https://www.ferris.ac.jp/departments/music/musical-art/</a> 【人文科学研究科英語英米文学専攻 博士前期課程・博士後期課程】 <a href="https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/humanities/english-literature.html">https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/humanities/english-literature.html</a> 【人文科学研究科日本語日本文学専攻 博士前期課程・博士後期課程】 <a href="https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/humanities/japanese-literature.html">https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/humanities/japanese-literature.html</a> 【人文科学研究科コミュニケーション学専攻 博士前期課程・博士後期課程】 <a href="https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/humanities/communication.html">https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/humanities/communication.html</a> 【国際交流研究科国際交流専攻 博士前期課程・博士後期課程】 <a href="https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/international-course/course.html">https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/international-course/course.html</a> 【音楽研究科 修士課程】 <a href="https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/music/">https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/music/</a>	



402	授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	A	<p>(1) 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針を設定し公表しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程の体系、教育内容</li> <li>・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等</li> </ul>	<p>A</p> <p>＜学士課程＞  <b>■</b>学生要覧、大学公式webサイトに各学科のカリキュラム・ポリシーとして明記している。【学生要覧、大学公式webサイト】</p> <p>＜修士課程・博士課程＞  <b>■</b>学生要覧、大学公式webサイトに各研究科のカリキュラム・ポリシーとして明記している。【学生要覧、大学公式webサイト】</p>			<p><b>■</b>教育課程の編成・実施方針を公表しているウェブサイト          ・大学公式サイト          ※401の根拠資料「学位授与方針」と同じページ</p>	
403	教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	A	<p>(1) 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性</li> <li>・教育課程の編成にあたっての順次性・体系性への配慮</li> <li>・単位制度の趣旨に沿った単位の設定</li> <li>・個々の授業科目の内容・方法</li> <li>・授業科目の位置づけ（必修、選択等）</li> <li>・各学位課程にふさわしい教育内容の設定</li> </ul> <p>（＜学士課程＞初年次教育・高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等、＜修士課程・博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等、＜専門職学位課程＞理論教育と実務教育の適切な配置等）</p>	<p>A</p> <p><b>■</b>カリキュラム・ポリシーに基づき、毎年度科目の改廃を実施している。  <b>■</b>科目の改廃にあたっては科目設置の目的、内容・授業方法の概要、科目区分、単位数、履修年次、ナンバリングを明記した資料により大学教務委員会が審議する。【大学教務委員会資料】</p> <p><b>■</b>学士課程においては各学科で導入教育科目（文学部各学科：「R&amp;R（入門ゼミ）」、国際交流学科：「導入演習」、音楽芸術学科：「基礎演習」）を設け初年次教育、高大接続を行っている。  <b>【開講科目表、学生要覧】</b></p> <p><b>■</b>修士課程・博士課程では各専攻においてコースワーク（研究科目）とリサーチワーク（演習科目）を設け、両科目の修得を課している。【大学院要覧】</p>			<p><b>■</b>履修要項やシラバスなど、教育課程の内容が分かる資料<sup>※</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生要覧</li> <li>・大学院要覧</li> <li>・カリキュラムマップ</li> </ul> <p>（CLA、英語科目、初習外国語科目、英語英米文学科、日本語日本文学科、コミュニケーション学科、国際交流学科、音楽芸術学科、演奏学科、教職課程、日本語教員養成講座）</p> <p>＜参考＞  <b>■</b>教育課程の体系的性を示す資料としては、カリキュラム・マップ、学協会等が定めるモデルカリキュラムとの関係性を示した資料などが考えられます。<sup>※</sup></p> <p>＜参考＞  <b>■</b>当該学位課程に相応しい内容であることを示す資料としては、学外者による評価結果など、教育課程の適切性を第三者的に示す資料などが考えられます。<sup>※</sup></p>	
			<p>(2) 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に実施しているか。</p>	<p>A</p> <p><b>■</b>各学科専門科目の大部分が他学科学生履修可能となっており、学生は幅広く教養、技能を修得することが可能となっている。【学生要覧】</p> <p><b>■</b>全学教養教育機構のCLAコア科目では社会と仕事を学ぶ「キャリア形成の理解 1, 2」「キャリア系の知識を深める 1, 2, 3」「社会人基礎力の取得と実践 1, 2」「キャリア実習（短期インターンシップ、長期インターンシップ）」を開講している。【学生要覧、開講科目表】</p>				

404	学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	A	<p>(1) 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの登録単位数の上限設定等）</li> <li>シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容・方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法・基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）</li> <li>学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法</li> </ul> <p>&lt;学士課程&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>授業形態に配慮した1授業あたりの学生数</li> </ul> <p>&lt;学士課程&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な履修指導の実施</li> </ul> <p>&lt;修士課程・博士課程&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究指導計画（研究指導の内容・方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施</li> </ul>	A	<p>■1学期の登録単位数の上限を24単位とするCAP制度を設けている。【学生要覧】</p> <p>■授業及び授業外に必要な学生の学習を活性化するため、シラバスにおいて参考資料の提示、授業外学修の指示を行っている。</p> <p>■シラバスは各科目担当部署において確認をし、カリキュラムとの整合性を担保している。【「2019年度開講科目のシラバス点検について（依頼）」2019年2月18日発信】</p> <p>&lt;学士課程&gt;</p> <p>■演習、実習、ワークショップ等の授業形態では学科選抜、初回授業時選抜、要手続、履修者数制限といった手段で適切な履修数としている【開講科目表】</p> <p>■講義科目においても履修者数が200名を超えた科目は、教育効果の観点から次年度において120名に制限している。【開講科目表、大学教務委員会資料】</p> <p>&lt;修士課程・博士課程&gt;</p> <p>■大学院要覧「カリキュラムの説明」及び「履修の説明」において各課程の研究指導計画を明示し、これに基づき指導を実施している。【大学院要覧】</p>		<p>■授業期間、単位計算及び履修登録単位数の上限を定めた学則等の資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生要覧</li> </ul> <p>■履修要項、シラバスなど、授業の方法等が分かる資料<sup>※</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大学公式サイト「シラバス」 <a href="https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/">https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/</a></li> <li>シラバス執筆要領</li> <li>開講科目表</li> </ul> <p>&lt;修士課程、博士課程&gt;</p> <p>■研究指導の内容・方法、年間スケジュールをあらかじめ学生が理解するための資料<sup>※</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大学院要覧</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>■学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイダンス資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。<sup>※</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大学公式サイト「シラバス」 <a href="https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/">https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/</a></li> <li>学修行動調査結果</li> </ul>	
405	成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	A	<p>(1) 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単位制度の趣旨に基づく単位認定</li> <li>既修得単位の適切な認定</li> <li>成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置</li> <li>卒業・修了要件の明示</li> </ul> <p>(2) 学位授与を適切に行うための措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示</li> <li>学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保するための措置</li> <li>学位授与に係る責任体制及び手続の明示</li> <li>適切な学位授与</li> </ul>	A	<p>■編入学生の既修得単位については、2年次編入については30単位以上、3年次編入については62単位以上を編入学前大学で修得していることを編入学の条件とし、編入学時には成績証明書で確認のうえ、前者については30単位、後者については62単位を認定している。いずれの場合においても本学の建学の精神を具現化したキリスト教科目区分としては認定せず、本学における修得を課している。【大学学則、学生要覧】</p> <p>■編入学生以外の者についての既修得単位については、自由選択科目区分として、他の単位認定と合わせて60単位までを認定可としている。【大学学則、学生要覧】</p> <p>■成績評価基準は学生要覧に定め、各科目での具体的成績評価については、シラバスの「到達目標」「成績評価基準」「成績評価方法」に明記している。【学生要覧、シラバス】</p> <p>■また学士課程においては成績評価のガイドラインを定め、S、A評価の上限を50%までとしている【学生要覧】</p> <p>■卒業・修了要件は、学生要覧に明記している。【学生要覧】</p>		<p>■卒業・修了の基準、判定方法、基準、体制等を明らかにした規程類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>フェリス女学院大学学則</li> <li>フェリス女学院大学大学院学則</li> <li>学生要覧</li> <li>大学院要覧</li> </ul> <p>■成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料<sup>※</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生要覧</li> <li>大学院要覧</li> </ul> <p>■卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料<sup>※</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生要覧</li> <li>大学院要覧</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>■成績評価の適正な実施を示す資料として、成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かる資料などが考えられます。<sup>※</sup></p> <p>&lt;修士課程、博士課程&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学位論文審査基準を示す資料<sup>※</sup></li> <li>大学院要覧</li> </ul>	
				A	<p>■各研究科各課程は学位論文審査基準を定め、大学院要覧に明記している。【大学院要覧】</p> <p>■学位審査は各研究科委員会の下に最低3名の教員で構成する審査委員会が審査し、審査委員会は審査結果を研究科委員会に報告し、修了判定を行う。【学位規則】</p> <p>■特に博士後期課程においては、最低1名の学外者を審査委員とすることとし、客観性を担保している。【学位規則】</p> <p>■学位授与に係る手続は大学院要覧に明記している。【大学院要覧】</p>			



406	学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	A	<p>(1) 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標を適切に設定しているか。</p> <p>(2) 学習成果を把握・評価するための方法を開発しているか。          ≪学習成果の測定方法例≫          ・アセスメント・テスト          ・ルーブリックを活用した測定          ・学習成果の測定を目的とした学生調査          ・卒業生、就職先への意見聴取</p>	<p>A</p> <p>■学士課程を通じた統合的な科目として卒業論文等を必修として課し、課程を通じた成果を測定している。</p> <p>■修士課程・博士課程においては学位申請論文の評価によって分野の特性に応じた学習成果を測定している。</p>			<p>≪参考≫</p> <p>■卒業生調査の調査票やルーブリックなど、学習成果の把握に用いている資料、その運用が分かる資料などが考えられます。*</p> <p>・学修行動調査結果          ・授業アンケート結果          ・卒業生アンケート結果</p>	
407	教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	<p>(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施しているか。</p> <p>(2) 学習成果の測定結果を適切に活用しているか。</p> <p>(3) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>	<p>A</p> <p>教育課程の適切性及びその内容、方法の適切性について、2020年度第2回大学教務委員会（2020年5月27日開催）において、点検・評価項目に従って、「2019年度自己点検・評価シート（大学基準4）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。</p> <p>A</p> <p>■特定科目の修得状況、GPA等の学修成果を用いて3、4年次必修ゼミ科目クラス選抜に活用している。【各学科ゼミ募集資料】</p> <p>■特に英語科目においてはプレイスメント・テストの結果によりレベル別のクラス分けをおこなっている。【英語教育運営委員会資料】</p> <p>■学修行動調査の結果を各科目所管部署でのカリキュラム改革の検討材料として利用している。【大学FD委員会資料】</p> <p>A</p> <p>■教員は授業アンケートの結果を確認し、各担当授業の改善、学生への応答を各授業内で行うとともに、これを授業改善計画という形で学内に公表している。【大学FD委員会資料】</p>			<p>≪参考≫</p> <p>■学習実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みを示す資料や、教授会や教育の運用にあたる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の活動が分かる資料などが考えられます。*</p> <p>・大学FD委員会記録          ・大学教務委員会記録          ・全学教養教育機構会議記録          ・自己点検・評価シート</p>	

# 2019年度自己点検・評価シート (大学全体 ※共通科目含む)

## 大学基準4 教育課程・学習成果

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
401	授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	A	(1) 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識・技能・態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針を適切に設定し公表しているか。	A	<p>&lt;学士課程&gt;            ■学生要覧、大学公式webサイトに各学科のカリキュラム・ポリシーとして明記している。            &lt;修士課程・博士課程&gt;            ■学生要覧、大学公式webサイトに各研究科のカリキュラム・ポリシーとして明記している。</p>			<p>■学位授与方針を公表しているウェブサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学公式サイト            【大学全体】  <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/</a></li> <li>【文学部英語英米文学科】  <a href="https://www.ferris.ac.jp/departments/literature/english-literature/">https://www.ferris.ac.jp/departments/literature/english-literature/</a></li> <li>【文学部日本語日本文学科】  <a href="https://www.ferris.ac.jp/departments/literature/japanese-literature/">https://www.ferris.ac.jp/departments/literature/japanese-literature/</a></li> <li>【文学部コミュニケーション学科】  <a href="https://www.ferris.ac.jp/departments/literature/communication/">https://www.ferris.ac.jp/departments/literature/communication/</a></li> <li>【国際交流学部国際交流学科】  <a href="https://www.ferris.ac.jp/departments/international-exchange/course/">https://www.ferris.ac.jp/departments/international-exchange/course/</a></li> <li>【音楽学部音楽芸術学科】  <a href="https://www.ferris.ac.jp/departments/music/musical-art/">https://www.ferris.ac.jp/departments/music/musical-art/</a></li> </ul> <p>【人文科学研究科英語英米文学専攻 博士前期課程・博士後期課程】  <a href="https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/humanities/english-literature.html">https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/humanities/english-literature.html</a></p> <p>【人文科学研究科日本語日本文学専攻 博士前期課程・博士後期課程】  <a href="https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/humanities/japanese-literature.html">https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/humanities/japanese-literature.html</a></p> <p>【人文科学研究科コミュニケーション学専攻 博士前期課程・博士後期課程】  <a href="https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/humanities/communication.html">https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/humanities/communication.html</a></p> <p>【国際交流研究科国際交流専攻 博士前期課程・博士後期課程】  <a href="https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/international-course/course.html">https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/international-course/course.html</a></p> <p>【音楽研究科 修士課程】  <a href="https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/music/">https://www.ferris.ac.jp/departments/graduate-school/music/</a></p>	<p>■カリキュラム・ポリシーが分かる資料・学生要覧</p> <p>■カリキュラム・ポリシーが分かる資料・大学院要覧</p>

402	授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	A	(1) 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針を設定し公表しているか。 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等	A	<p>&lt;学士課程&gt; ■学生要覧、大学公式webサイトに各学科のカリキュラム・ポリシーとして明記している。</p> <p>&lt;修士課程・博士課程&gt; ■学生要覧、大学公式webサイトに各研究科のカリキュラム・ポリシーとして明記している。</p>			<p>■教育課程の編成・実施方針を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト ※401の根拠資料「学位授与方針」と同じページ</p>	<p>■カリキュラム・ポリシーが分かる資料 ・学生要覧</p>
			(2) 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針とは適切な関連性があるか。	A	<p>■カリキュラム・マップ及びシラバスにおける各科目の到達目標という形で関連性を持たせている。</p>				<p>■カリキュラム・マップが分かる資料 ・学生要覧 ■シラバスがわかる資料 ・大学公式サイト「シラバス」 <a href="https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/">https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/</a></p>
403	教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	A	(1) 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置を講じているか。 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性・体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容・方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定（<学士課程>初年次教育・高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等、<修士課程・博士課程>コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等、<専門職学位課程>理論教育と実務教育の適切な配置等)	A	<p>■カリキュラム・ポリシーに基づき、毎年度科目の改廃を実施している。 ■科目の改廃にあたっては科目設置の目的、内容・授業方法の概要、科目区分、単位数、履修年次、ナンバリングを明記した資料により大学教務委員会で審議する。 ■学士課程においては各学科で導入教育科目（文学部各学科：「R&amp;R（入門ゼミ）」、国際交流学科：「導入演習」、音楽芸術学科：「基礎演習」、演奏学科「導入セミナー」）を設け初年次教育、高大接続を行っている。 ■修士課程・博士課程では各専攻においてコースワーク（研究科目）とリサーチワーク（演習科目）を設け、両科目の修得を課している。</p>			<p>■履修要項やシラバスなど、教育課程の内容が分かる資料※ ・学生要覧 ・大学院要覧 ・カリキュラムマップ (CLA、英語科目、初習外国語科目、英語英米文学科、日本語日本文学科、コミュニケーション学科、国際交流学科、音楽芸術学科、演奏学科、教職課程、日本語教員養成講座)</p> <p>《参考》 ■教育課程の体系性を示す資料としては、カリキュラム・マップ、学協会等が定めるモデルカリキュラムとの関係性を示した資料などが考えられます。*</p>	<p>■科目の改廃がわかる資料 ・大学教務委員会資料 ・開講科目表</p>
			(2) 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に実施しているか。	A	<p>■各学科専門科目の大部分が他学科学生履修可能となっており、学生は幅広く教養、技能を修得することが可能となっている。 ■全学教養教育機構のCLAコア科目では「社会と仕事を学ぶ「キャリア形成の理解1, 2」「キャリア系の知識を深める1, 2, 3」「社会人基礎力の取得と実践1, 2」「キャリア実習（短期インターンシップ、長期インターンシップ）」「プロジェクト演習」を開講している。</p>			<p>《参考》 ■当該学位課程に相応しい内容であることを示す資料としては、学外者による評価結果など、教育課程の適切性を第三者的に示す資料などが考えられます。*</p>	<p>■他学科学生履修可能とわかる資料 ・開講科目表</p>

<p>404</p>	<p>学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。</p>	<p>A</p> <p>(1) 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置を講じているか。          ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの登録単位数の上限設定等）          ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容・方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法・基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）          ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法          &lt;学士課程&gt;          ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数          &lt;学士課程&gt;          ・適切な履修指導の実施          &lt;修士課程・博士課程&gt;          ・研究指導計画（研究指導の内容・方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施</p>	<p>A</p> <p>■1学期の登録単位数の上限を24単位とするCAP制度を設けている。          ■授業及び授業外に必要な学生の学習を活性化するため、シラバスにおいて参考資料の提示、授業外学修の指示を行っている。          ■シラバスは各科目担当部署において確認をし、カリキュラムとの整合性を担保している。【「2019年度開講科目のシラバス点検について（依頼）」2019年2月18日発信】</p>			<p>■授業期間、単位計算及び履修登録単位の上限を定めた学則等の資料          ・学生要覧</p> <p>■履修要項、シラバスなど、授業の方法等が分かる資料*          ・大学公式サイト「シラバス」  <a href="https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/">https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/</a>          ・シラバス執筆要領          ・開講科目表</p> <p>&lt;修士課程、博士課程&gt;          ■研究指導の内容・方法、年間スケジュールをあらかじめ学生が理解するための資料*          ・大学院要覧</p> <p>&lt;参考&gt;          ■学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイダンス資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。*          ・大学公式サイト「シラバス」  <a href="https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/">https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/</a>          ・学修行動調査結果</p>	<p>■CAP制度がわかる資料          ・学生要覧          ■授業形態がわかる資料          ・開講科目表          ■履修者数制限がわかる資料          ・開講科目表          ・大学教務委員会資料          ■大学院各課程の研究指導計画がわかる資料          ・大学院要覧</p>
<p>405</p>	<p>成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。</p>	<p>A</p> <p>(1) 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置を講じているか。          ・単位制度の趣旨に基づく単位認定          ・既修得単位の適切な認定          ・成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置          ・卒業・修了要件の明示</p> <p>(2) 学位授与を適切に行うための措置を講じているか。          ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示          ・学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保するための措置          ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示          ・適切な学位授与</p>	<p>A</p> <p>■編入学生の既修得単位については、2年次編入については30単位以上、3年次編入については62単位以上を編入学前大学で修得していることを編入学の条件とし、編入学時には成績証明書で確認のうえ、前者については30単位、後者については62単位を認定している。いずれの場合においても本学の建学の精神を具現化したキリスト教科目区分としては認定せず、本学における修得を課している。          ■編入学生以外の者についての既修得単位については、自由選択科目区分として、他の単位認定と合わせて60単位までを認定可としている。          ■成績評価基準は学生要覧に定め、各科目での具体的成績評価については、シラバスの「到達目標」「成績評価基準」「成績評価方法」に明記している。          ■学士課程においては成績評価のガイドラインを定め、S, A評価の上限を50%までとしている          ■卒業・修了要件は、学生要覧に明記している。</p>	<p>A</p> <p>■各研究科各課程は学位論文審査基準を定め、大学院要覧に明記している。          ■学位審査は各研究科委員会の下に最低3名の教員で構成する審査委員会が審査し、審査委員会は審査結果を研究科委員会に報告し、修了判定を行う。          ■特に博士後期課程においては、最低1名の学外者を審査委員とすることとし、客観性を担保している。          ■学位授与に係る手続は大学院要覧に明記している。</p>		<p>■卒業・修了の基準、判定方法、基準、体制等を明らかにした規程類          ・フェリス女学院大学学則          ・フェリス女学院大学大学院学則          ・学生要覧          ・大学院要覧</p> <p>■成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料*          ・学生要覧          ・大学院要覧</p> <p>■卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料*          ・学生要覧          ・大学院要覧</p> <p>■成績評価の適正な実施を示す資料として、成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かる資料          ・教員ハンドブック</p> <p>&lt;修士課程、博士課程&gt;          ■学位論文審査基準を示す資料*          ・大学院要覧</p>	<p>■編入学生の既修得単位の条件、認定可能な単位数、成績評価基準がわかる資料          ・フェリス女学院大学学則          ・学生要覧          ■具体的成績評価がわかる資料          ・大学公式サイト「シラバス」  <a href="https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/">https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/</a>          ■学士課程において成績評価のガイドラインがわかる資料          ・学生要覧</p>



406	学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	A	<p>(1) 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標を適切に設定しているか。</p>	A	<p>■学士課程を通じた統合的な科目として卒業論文等を必修として課し、課程を通じた成果を測定している。                  ■修士課程・博士課程においては学位申請論文の評価によって分野の特性に応じた学習成果を測定している。</p>		<p>＜参考＞                  ■卒業生調査の調査票やルーブリックなど、学習成果の把握に用いている資料、その運用が分かる資料などが考えられます。                  ・学修行動調査結果                  ・授業アンケート結果                  ・卒業生アンケート結果</p>	
		A	<p>(2) 学習成果を把握・評価するための方法を開発しているか。                  ≪学習成果の測定方法例≫                  ・アセスメント・テスト                  ・ルーブリックを活用した測定                  ・学習成果の測定を目的とした学生調査                  ・卒業生、就職先への意見聴取</p>	A	<p>■成績、GPAによって学修成果を把握している。                  ■成績以外の手段として全学生を対象とした学修行動調査を毎年度実施している。                  ■特に1, 3年次の学修行動調査は他大学と共同で実施 (ALCS学修行動調査) することにより、他大学との比較も行い本学の強み、弱みを把握している。</p>		<p>＜参考＞                  ■学習成果を把握し評価する学内組織に関する資料など、学習成果の把握・評価にあたる体制が分かる資料などが考えられます。                  ・大学FD委員会記録                  ・大学教務委員会記録</p>	
407	教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	<p>(1) 適切な根拠 (資料、情報) に基づく点検・評価を実施しているか。</p>	A	<p>■教育課程の適切性及びその内容、方法の適切性について、2020年度第2回全学教養教育機構 (CLA) 会議 (2020年6月19～23日持ち回り開催) において、点検・評価項目に従って、「2019年度自己点検・評価シート (大学基準4)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。</p>		<p>＜参考＞                  ■学習実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みを示す資料や、教授会や教育の運用にあたる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の活動が分かる資料などが考えられます。                  ・大学FD委員会記録                  ・大学教務委員会記録                  ・全学教養教育機構会議記録                  ・自己点検・評価シート</p>	
		A	<p>(2) 学習成果の測定結果を適切に活用しているか。</p>	A	<p>■特定科目の修得状況、GPA等の学修成果を用いて3, 4年次必修ゼミ科目クラス選抜に活用している。                  ■特に英語科目においてはプレイスメント・テストの結果によりレベル別のクラス分けをおこなっている。                  ■学修行動調査の結果を各科目所管部署でのカリキュラム改革の検討材料として利用している。</p>		<p>■特定科目の修得状況、GPA等の学修成果がわかる資料                  ・各学科ゼミ募集資料                  ■プレイスメント・テストの結果がわかる資料                  ・英語教育運営委員会資料                  ■学修行動調査の結果がわかる資料                  ・大学FD委員会資料                  ・各学部教務委員会資料                  ・各科目運営委員会資料</p>	
		A	<p>(3) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>	A	<p>■教員は授業アンケートの結果を確認し、各担当授業の改善、学生への応答を各授業内で行うとともに、これを授業改善計画という形で学内に公表している。</p>		<p>■授業アンケートの結果、授業改善計画がわかる資料                  ・大学FD委員会資料</p>	

# 2019年度自己点検・評価シート (入試課)

## 大学基準5 学生の受け入れ

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
501	学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	A	(1) 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表がされているか。	A	各学科ごとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえた学生の受け入れ方針を設定し、本学公式サイト及び学生募集要項にて公表を行っている。			<ul style="list-style-type: none"> <li>■入学試験要項※</li> <li>・学生募集要項</li> <li>(一般入試・共通テスト利用入試、秋期特別入試・公募制推薦入試・帰国生徒入試・社会人入試、指定校推薦入試、留学生入試、編入学試験、大学院入試)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学生の受け入れ方針を公表しているウェブサイト</li> <li>・大学公式サイト</li> <li>※「学位授与方針」と同じページ</li> </ul>
			(2) 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針を設定しているか。 ・入学前の学習歴・知識水準・能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法	A	各学科の学生の受け入れ方針においては、本学が受験生に対して入学前に求める水準や意欲・学生像について記し、学士課程においては各入学試験で評価・確認する点を明記している。また、上記については、受験生が理解しやすいよう平易に表現した入試ガイドを発行したり、各種入試広報媒体に本学公式サイトのURLを公表するなど、より情報にアクセスしやすい状況に配慮している。				
502	学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学選抜の制度や体制を適切に整備し、入学選抜を公正に実施しているか。	A	(1) 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学選抜制度を適切に設定しているか。	A	学生の受け入れ方針に基づいた学生の募集方法を設定し、入試MM委員会・各学部教授会・各研究科委員会・大学評議会・大学院委員会の議を経て本学公式サイト及び学生募集要項にて公表されている。			<ul style="list-style-type: none"> <li>■入学試験要項※</li> <li>・学生募集要項</li> <li>(一般入試・共通テスト利用入試、秋期特別入試・公募制推薦入試・帰国生徒入試・社会人入試、指定校推薦入試、留学生入試、編入学試験、大学院入試)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■入試委員会等の規程など、入学選抜の実施体制を示す資料</li> <li>・フェリス女学院大学学則</li> <li>・フェリス女学院大学大学院学則</li> <li>・大学入試委員会規程</li> <li>・入試MM委員会規程</li> <li>・文学部入試委員会規程</li> <li>・国際交流学部入試委員会規程</li> <li>・音楽学部入試委員会規程</li> </ul>
			(2) 入試委員会等、責任所在を明確にした入学選抜実施のための体制を適切に整備しているか。	A	入学選抜については、学長の責任のもと、各学部・研究科で審議の上、決定している。				
			(3) 公正な入学選抜を実施しているか。	A	入学選抜は、文部科学省が通知する大学入学選抜実施要項及び大学院入学選抜実施要項に沿って適切に行い、上記の運営体制にて公正に実施している。				
			(4) 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学選抜を実施しているか。	A	本学公式サイトに「受験上の配慮等」として受験時及び入学後の生活について事前に相談を受けつける体制を公表しており、相談内容に応じて学内関係部署と協議の上、合理的な配慮に基づく公平な入学選抜を実施している。				

503	適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	B	<p>(1) 入学定員及び収容定員を適切に設定した在籍学生数を適切に管理しているか。</p> <p>&lt;学士課程&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学定員に対する入学者数比率</li> </ul> <p>&lt;学士課程&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・編入学定員に対する編入学生数比率</li> <li>・収容定員に対する在籍学生数比率</li> </ul> <p>&lt;学士課程&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収容定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応</li> </ul> <p>&lt;修士・博士・専門職学位課程&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収容定員に対する在籍学生数比率</li> </ul>	B	<p>学士課程における在籍学生数比率及び入学者数比率に関しては、教務部門と各学科・学年の現状数値の共有を図って管理しており、適正な数値に収まっている。編入学生数比率は1を下回っているが、2019年度の志願者数は編入学定員を上回っている。</p> <p>博士課程・修士課程においてはいずれの専攻も収容定員を満たしていないが、パンフレットの作成や進学説明会の開催などの広報活動を行って対策を講じている。</p>		<p>■大学基礎データ(表2、表3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学基礎データ(表2)「学生」</li> <li>・大学基礎データ(表3)「学部・学科、研究科における志願者・合格者・入学者の推移」</li> </ul>	
504	学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	<p>(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を行っているか。</p>	A	<p>学生の受け入れの適切性について、2019年度第1回入試MM委員会(2019年4月17日開催)において、前年度入試データや各種企画実施報告資料に基づき、結果検証を行っている。</p> <p>また、2019年度自己点検・評価については、2020年度第3回入試MM委員会(2020年5月8日～14日持ち回り開催)において審議し、承認されている。</p>		<p>&lt;&lt;参考&gt;&gt;</p> <p>■入試制度・体制の改善事実を示す資料や、学生の受け入れの適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことを示す入試委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入試MM委員会記録</li> <li>・自己点検・評価シート</li> </ul>	<p>■教務部門との会議記録</p>
			<p>(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>	A	<p>入試MM委員会構成員を中心に広報活動や入試制度の見直しを都度協議している。また、教務部門と協力し、入試種別ごとに入学した学生の経過を分析し、改善事項の有無を検討している。</p>			



2019年度自己点検・評価シート  
(大学全体)

大学基準6 教員・教員組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

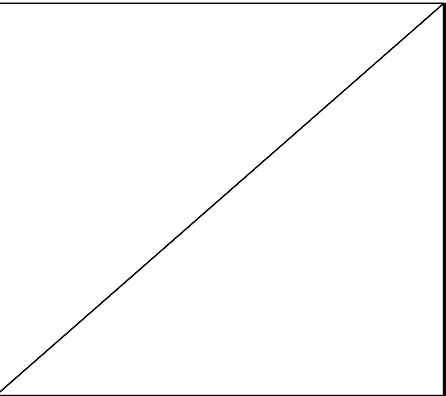
1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
601	大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。	B	(1) 下記内容を含む大学として求める教員像を設定しているか。 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等	B	教員組織の編制に関しては「大学として求める教員像及び教員組織の編制方針」を定め、大学公式サイトに掲載している。求める教員像については、「建学の精神及び教育理念を理解し、変化する社会に対応できる資質を有し、優れた教育力と研究能力を兼ね備えた人材」とし、教員組織の編制にあたっては、「長期的な展望に立って、教員の年齢構成・男女比率に配慮すると同時に、建学の精神及び教育理念の実現にふさわしい組織を目指す」こと、各学位課程における専門分野に関する能力については、「各学部・研究科では、それぞれのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーにかなった教育に必要な教員組織を目指すとともに、少人数教育を可能にする教員数の確保にもつとめる」としている。			<p>■大学として求める教員像、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在について大学としての考え方を明らかにし学内で共有した資料*</p> <p>・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「大学として求める教員像及び教員組織の編成方針」</p>	
			(2) 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)を適切に明示しているか。	B	「大学として求める教員像及び教員組織の編制方針」を定め、各学部・研究科においてもその方針に沿った教員採用を行っているが、学部・研究科ごとの教員組織の編制方針は定めていない。				
602	教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。	B	(1) 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数は適切か。	C	学部においては、3学部各学科ともに設置基準上必要教員数及び教授数を満たしている。大学全体の収容定員に応じた教員数についても基準数を満たしている。研究科については、人文科学研究科では博士前期課程及び後期課程、音楽研究科では修士課程において、設置基準上必要教員数及び教授数を満たしている。国際交流研究科では、博士前期課程においては設置基準上必要教員数及び教授数を満たしているが、博士後期課程では、基準数を満たしていない。		国際交流研究科では、博士後期課程において、設置基準上必要教員数の充足に向け改善が必要である。研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに沿った、適切な教員組織となるよう当該研究科を中心に検討し、改善していく。 ※「2018年度に関する点検・評価の検証結果に基づく改善・向上のための行動計画」にも明記している。	<p>■大学基礎データ(表4、表5)</p> <p>・大学基礎データ(表4)「主要事業科目の担当状況(学士課程)」</p> <p>・大学基礎データ(表5)「専任教員年齢構成」</p> <p>・大学基礎データ(表1)「組織、設備等(教員組織)」</p>	
			(2) 適切な教員組織編制のための措置を講じているか。 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授、准教授又は助教)の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・各学位課程の目的に即した教員配置(国際性、男女比等も含む) ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置	B	授業科目の担当教員の配置については、大学教務委員会、各学部教授会、大学評議会等で毎年度、専業比率を確認の上、必修科目については主に専任教員が担当するよう留意している。また、本学が教育目標を達成するために特に必要な科目及び分野を担当する教員として、特任教授、任期付専任教員、外国語契約教員、嘱託教員の制度を設けている。授業科目における専任教員の比率は、大学基礎データ表4のとおり。大学院担当教員に関しては内規を定め、資格及び審査手順を明確にしている。専任教員の1学期当たりの基準コマ数は「大学教員オーバータイム・オーバーサイズ手当支給規程」に定められている。また、任期付専任教員の基準コマ数は個別の契約や別の規程で対応している。一方、役職に就いている教員の負担に対する措置も「大学教員オーバータイム・オーバーサイズ手当支給規程」に定められており、適正な配慮がなされている。				<p>《参考》</p> <p>■適切な教員組織編制のための取り組みを示す資料として、授業科目と担当教員の適合性を判断する制度及び判断した実例を示す資料や、国際性、男女比など教育研究上の特性を踏まえて取り組んでいる事実を示す資料などが考えられます。</p> <p>*</p>



602	(つづき)		(3) 学士課程における教養教育の運営体制は適切か。	A 学士課程における教養教育を運営する組織として全学教養教育機構を設置している。全学教養教育機構長は副学長(全学教育担当)が担い、機構には、外国語契約教員、語学教育担当嘱託教員、留学生担当嘱託教員、情報センター嘱託教員が所属する。 なお、CLAコア科目に関しては、各学部に所属する専任教員も担当しており、全学体制で本学における教養教育の充実化を図っている。				
603	教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	A	(1) 教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続を設定し規程を整備しているか。	A 本学では、教員の任用形態及び資格について「大学教員区分及び資格基準」に定めている。 採用・昇任及びその手続について、専任教員は「大学専任教員任用規程」及び各学部の「専任教員の任用に関する内規」に規定、明記している。また、期間を定めて嘱託として任用する教員については、「大学特任教授規程」「大学任期付専任教員任用規程」「大学任期付専任教員任用規程施行細則」「外国語契約教員任用規程」「語学教育担当嘱託教員任用規程」「留学生担当嘱託教員任用規程」「音楽学部嘱託教員任用規程」「情報センター担当嘱託教員任用規程」「客員教員規程」を整備し、任用手続等について定めている。非常勤教員については、「非常勤教員任用規程」において任用手続等について定めている。 大学院担当教員については、「大学院担当教員に関する内規」に基づき、各学部で採用・昇任した教員が、大学院における科目担当・指導教員としての審査を経て兼担で教育・研究にあたっている。なお、大学院担当教員の資格の基準については、各研究科においてガイドラインとして整備し運用している。			<p>■教員の募集、採用、昇任に関して定めた規程*</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学教員区分及び資格基準</li> <li>・大学専任教員任用規程</li> <li>・各学部専任教員任用に関する内規</li> <li>・各学部教育活動業績評価ガイドライン</li> <li>・大学特任教授規程</li> <li>・大学任期付専任教員任用規程</li> <li>・大学任期付専任教員任用規程施行細則</li> <li>・外国語契約教員任用規程</li> <li>・語学教育担当嘱託教員任用規程</li> <li>・留学生担当嘱託教員任用規程</li> <li>・音楽学部嘱託教員任用規程</li> <li>・大学情報センター担当嘱託教員任用規程</li> <li>・大学院担当教員に関する内規</li> <li>・各研究科教員資格ガイドライン</li> <li>・客員教員規程</li> <li>・非常勤教員任用規程</li> <li>・各学部教育活動業績評価ガイドライン</li> <li>・各研究科大学院教員資格審査に関するガイドライン</li> </ul>	
			(2) 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等を実施しているか。	A 募集については、公募制をとっており、公募要項には、求める教員の資格等について明記している。公募は、大学公式サイトのほか、各関係機関に対し求人依頼するなど、広く公募し、厳正な審査を行っている。 採用に関しては、「大学専任教員任用規程」第7条に「採用手続及び手続」が、昇任については、「大学専任教員任用規程」第8条に「昇任手続及び手続」が定められている。 採用・昇任に際しては、各学部教授会又は全学教養教育機構運営会議のもとに選考委員会又は審査委員会を設置し、関連諸規程の規定に基づき選考又は審査を行った後、教授会又は全学教養教育機構運営会議、大学評議会及び本部諸会議の議を経て任用している。				

604	<p>ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。</p>		<p>(1) ファカルティ・ディベロップメント (FD) を組織的に実施しているか。</p>				<p>■大学としてのFDの考え方、実施体制、実施状況が分かる資料*</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学FD委員会規程</li> <li>・文学部・人文科学研究科FD委員会規程</li> <li>・国際交流学部・国際交流研究科FD委員会規程</li> <li>・音楽学部・音楽研究科FD委員会規程</li> <li>・大学公式サイト「FD活動報告」</li> </ul> <p>大学案内 &gt; 大学の取り組み &gt; 大学教育改革への取り組み &gt; FD活動  <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/educational-reform/fd.html">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/educational-reform/fd.html</a></p>	
			<p>(2) 教員の教育活動、研究活動、社会活動等を評価し、その結果を活用しているか。</p>	<p>A</p> <p>教員の研究活動、教育活動、社会活動については、教員の任用及び昇任の際に評価の対象とし、その結果を重要な資料として活用している。任用及び昇任の審査に関しては、「大学専任教員任用規程」、各学部の「専任教員の任用に関する内規」「教育活動業績評価ガイドライン」及び各研究科の授業担当及び研究指導の「教員資格審査ガイドライン」においてその審査基準や手順を規定し、明確にしている。</p>				
605	<p>教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	B	<p>(1) 適切な根拠 (資料、情報) に基づく点検・評価を実施しているか。</p>	<p>B</p> <p>2020年度第1回自己点検・評価委員会 (2020年6月24日開催) において、学部・研究科、全学教養教育機構等が、それぞれ「点検・評価シート (大学基準6)」の項目に沿って教員組織の適切性について点検・評価を実施したことを確認した。</p>			<p>《参考》</p> <p>■教員組織の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けた取り組みが分かる資料などが考えられます。*</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文学部主任等会議記録</li> <li>・国際交流学部主任等会議記録</li> <li>・音楽学部主任等会議記録</li> <li>・学部長会議記録</li> <li>・自己点検・評価シート</li> </ul>	
		B	<p>(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>	<p>B</p> <p>学部・研究科、全学教養教育機構等から提出された点検・評価シートをとおして、さらなる改善を必要とする課題について確認した。</p>		<p>【3学部・3研究科共通】  「大学として求める教員像及び教員組織の編制方針」を定め、各学部・研究科においてもその方針に沿った教員採用を行っているが、学部・研究科ごとの教員組織の編制方針は定めていない点が課題である。</p> <p>【国際交流研究科】  博士後期課程において、設置基準上必要教員数の充足に向け改善が必要である。基準人数についても再度確認する。</p> <p>【研究科】  大学院におけるFD活動 (修士課程・博士課程全体又は各研究科での活動) について、引き続き検討の上、取り組んでいく。</p>		

# 2019年度自己点検・評価シート (全学教養教育機構)

## 大学基準6 教員・教員組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
601	大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。		(1) 下記内容を含む大学として求める教員像を設定しているか。 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等		本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。教員組織の編制に関しては「大学として求める教員像及び教員組織の編成方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/</a>	/	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>■大学として求める教員像、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在について大学としての考え方を明らかにし学内で共有した資料<sup>※</sup></li> <li>・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「大学として求める教員像及び教員組織の編成方針」</li> </ul>	
			(2) 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)を適切に明示しているか。						
602	教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。	B	(1) 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数は適切か。		/	/	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>■大学基礎データ(表4、表5)</li> <li>・大学基礎データ(表4)「主要事業科目の担当状況(学士課程)」</li> <li>・大学基礎データ(表5)「専任教員年齢構成」</li> <li>・大学基礎データ(表1)「組織、設備等(教員組織)」</li> </ul>	
			(2) 適切な教員組織編制のための措置を講じているか。 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授、准教授又は助教)の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・各学位課程の目的に即した教員配置(国際性、男女比等も含む) ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置						
			(3) 学士課程における教養教育の運営体制は適切か。						
				A	学士課程における教養教育を運営する組織として全学教養教育機構(CLA)を設置している。 全学教養教育機構長は副学長(全学教育担当)が担い、機構には、外国語契約教員、語学教育担当嘱託教員、留学生担当嘱託教員、情報センター嘱託教員が所属する。 なお、CLAコア科目に関しては、各学部(所属)する専任教員も担当しており、全学体制で本学における教養教育の充実化を図っている。			<ul style="list-style-type: none"> <li>■教員組織の編制に関する会議規程</li> <li>・全学教養教育機構(CLA)会議規程</li> <li>・全学教養教育機構(CLA)運営会議規程</li> <li>・CLAコア科目運営委員会規程</li> </ul>	

603	教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	A	(1) 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続を設定し規程を整備しているか。	A 全学教養教育機構に所属する教員の募集、採用に関する基準及び手続については、次の規程を整備し定めている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学教員区分及び資格基準</li> <li>・大学任期付専任教員任用規程</li> <li>・大学任期付専任教員任用規程施行細則</li> <li>・外国語契約教員任用規程</li> <li>・語学教育担当嘱託教員任用規程</li> <li>・留学生担当嘱託教員任用規程</li> <li>・大学情報センター担当嘱託教員任用規程</li> <li>・非常勤教員任用規程</li> <li>・各学部教育活動業績評価ガイドライン</li> <li>・各研究科大学院教員資格審査に関するガイドライン</li> </ul>			■教員の募集、採用、昇任に関して定めた規程※ <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学教員区分及び資格基準</li> <li>・大学専任教員任用規程</li> <li>・各学部専任教員任用に関する内規</li> <li>・各学部教育活動業績評価ガイドライン</li> <li>・大学特任教授規程</li> <li>・大学任期付専任教員任用規程</li> <li>・大学任期付専任教員任用規程施行細則</li> <li>・外国語契約教員任用規程</li> <li>・語学教育担当嘱託教員任用規程</li> <li>・留学生担当嘱託教員任用規程</li> <li>・音楽学部嘱託教員任用規程</li> <li>・大学情報センター担当嘱託教員任用規程</li> <li>・大学院担当教員に関する内規</li> <li>・各研究科教員資格ガイドライン</li> <li>・客員教員規程</li> <li>・非常勤教員任用規程</li> <li>・各学部教育活動業績評価ガイドライン</li> <li>・各研究科大学院教員資格審査に関するガイドライン</li> </ul>	
		A	(2) 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等を実施しているか。	A 全学教養教育機構に所属する教員の募集、採用に際しては、教授会又は全学教養教育機構運営会議のもとに選考委員会を設置し、関連諸規程の規定に基づき選考を行った後、教授会又は全学教養教育機構運営会議で審議の上、大学評議会及び本部諸会議の議を経て任用している。		公募により計画的に選考・採用を行ったものの、当初予定していた数の教員を確保することができなかった。		・公募要項
604	ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。	A	(1) ファカルティ・ディベロップメント (FD) を組織的に実施しているか。	A ■全学委員会である「大学FD委員会」、各学部設置する「学部FD委員会」及び各科目所管部署において、FD活動を行っている。			■大学としてのFDの考え方、実施体制、実施状況が分かる資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学FD委員会規程</li> <li>・文学部・人文科学研究科FD委員会規程</li> <li>・国際交流学部・国際交流研究科FD委員会規程</li> <li>・音楽学部・音楽研究科FD委員会規程</li> <li>・大学公式サイト「FD活動報告」</li> </ul> 大学案内 > 大学の取り組み > 大学教育改革への取り組み > FD活動 <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/educational-reform/fd.html">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/educational-reform/fd.html</a>	
		A	(2) 教員の教育活動、研究活動、社会活動等を評価し、その結果を活用しているか。	A 外国語契約教員については、研究業績、教育活動業績を昇任審査時の基準として活用している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学外国語契約教員任用規程</li> <li>・各学部専任教員の任用に関する内規</li> <li>・各研究科大学院教員資格審査に関するガイドライン</li> </ul>				
605	教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施しているか。	A 全学教養教育機構における教員組織の適切性について、2020年度第2回全学教養教育機構 (CLA) 会議 (2020年6月19～23日持ち回り開催) において、点検・評価項目に従って、「2019年度自己点検・評価シート (大学基準6)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			■教員組織の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けた取り組みが分かる資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・評価シート</li> </ul>	
		B	(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	B 次年度の早い段階から欠員補充のための選考・採用を行うものの、点検・評価の結果を踏まえつつ、適切な教員組織編制の観点から、有為な人材を確保できるよう、公募段階で条件面をこれまでより明確にするとともに、具体的な課題について見直しを図っていく。				



# 2019年度自己点検・評価シート (教務課 ※FD活動)

## 大学基準6 教員・教員組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
601	大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。		(1) 下記内容を含む大学として求める教員像を設定しているか。 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等		本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。教員組織の編制に関しては「大学として求める教員像及び教員組織の編成方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/</a>			<ul style="list-style-type: none"> <li>■大学として求める教員像、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在について大学としての考え方を明らかにし学内で共有した資料*</li> <li>・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「大学として求める教員像及び教員組織の編成方針」</li> </ul>	
			(2) 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)を適切に明示しているか。						
602	教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。		(1) 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数は適切か。					<ul style="list-style-type: none"> <li>■大学基礎データ(表4、表5)</li> <li>・大学基礎データ(表4)「主要事業科目の担当状況(学士課程)」</li> <li>・大学基礎データ(表5)「専任教員年齢構成」</li> <li>・大学基礎データ(表1)「組織、設備等(教員組織)」</li> </ul>	
			(2) 適切な教員組織編制のための措置を講じているか。 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授、准教授又は助教)の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・各学位課程の目的に即した教員配置(国際性、男女比等も含む) ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置						<p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■適切な教員組織編制のための取り組みを示す資料として、授業科目と担当教員の適合性を判断する制度及び判断した実例を示す資料や、国際性、男女比など教育研究上の特性を踏まえて取り組んでいる事実を示す資料などが考えられます。</li> </ul>
			(3) 学士課程における教養教育の運営体制は適切か。						

603	教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。		(1) 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続を設定し規程を整備しているか。					<p>■教員の募集、採用、昇任に関して定めた規程*</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学教員区分及び資格基準</li> <li>・大学専任教員任用規程</li> <li>・各学部専任教員任用に関する内規</li> <li>・各学部教育活動業績評価ガイドライン</li> <li>・大学特任教授規程</li> <li>・大学任期付専任教員任用規程</li> <li>・大学任期付専任教員任用規程施行細則</li> <li>・外国語契約教員任用規程</li> <li>・語学教育担当嘱託教員任用規程</li> <li>・留学生担当嘱託教員任用規程</li> <li>・音楽学部嘱託教員任用規程</li> <li>・大学情報センター担当嘱託教員任用規程</li> <li>・大学院担当教員に関する内規</li> <li>・各研究科教員資格ガイドライン</li> <li>・客員教員規程</li> <li>・非常勤教員任用規程</li> <li>・各学部教育活動業績評価ガイドライン</li> <li>・各研究科大学院教員資格審査に関するガイドライン</li> </ul>	
604	ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。	A	(1) ファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施しているか。	A	<p>（教務課）</p> <p>■全学委員会である「大学FD委員会」、各学部設置する「学部FD委員会」及び各科目所管部署において、FD活動を行っている。【大学FD委員会規程、文学部・人文科学研究科FD委員会規程、国際交流学部・国際交流研究科FD委員会規程、音楽学部・音楽科学研究科FD委員会規程】</p>			<p>■大学としてのFDの考え方、実施体制、実施状況が分かる資料*</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学FD委員会規程</li> <li>・文学部・人文科学研究科FD委員会規程</li> <li>・国際交流学部・国際交流研究科FD委員会規程</li> <li>・音楽学部・音楽研究科FD委員会規程</li> <li>・大学公式サイト「FD活動報告」</li> </ul> <p>大学案内 &gt; 大学の取り組み &gt; 大学教育改革への取り組み &gt; FD活動  <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/educational-reform/fd.html">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/educational-reform/fd.html</a></p>	
605	教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施しているか。	B	FD活動の適切性について、2020年度第2回大学FD委員会（2020年6月12日開催）において、点検・評価項目に従って、「2019年度自己点検・評価シート（大学基準6）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			<p>&lt;&lt;参考&gt;&gt;</p> <p>■教員組織の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けた取り組みが分かる資料などが考えられます。*</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文学部主任等会議記録</li> <li>・国際交流学部主任等会議記録</li> <li>・音楽学部主任等会議記録</li> <li>・学部長会議記録</li> <li>・自己点検・評価シート</li> </ul>	
			(2) 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等を実施しているか。						

# 2019年度自己点検・評価シート (大学全体)

## 大学基準7 学生支援

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行わなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認<評価形式>

評価①、②欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
701	学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。	A	(1) 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針を適切に明示しているか。	A	<p>本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。学生支援に関しては「学生支援方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。  <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/</a></p>			<p>■学生支援に関する方針を明らかにし学内で共有した資料                      ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「学生支援方針」</p>	
702	学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。	A	(1) 学生支援体制を適切に整備しているか。	A	<p>・事務各課での支援に加えて、学生支援センター(保健室、学生相談室、バリアフリー推進室)及び各種会議体(学生委員会、学生支援センター運営委員会、障がい学生支援連絡会、総合支援連絡会)を設置し、学生個々の状況に対応した支援ができる体制を整備している。</p>	<p>・障がい学生支援については、学生支援センター及び各種連絡会を通して、部署横断的な課題についても迅速に対応できている。</p>			
			(2) 学生の修学に関する適切な支援として下記を実施しているか。※ ・学生の能力に応じた補習・補充教育 ・正課外教育 ・留学生等の多様な学生に対する修学支援 ・障がいのある学生に対する修学支援 ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応 ・奨学金その他の経済的支援の整備	A	<p>・正課外教育では、フェリスチャレンジ制度、新入生へのサポートを担う上級生リーダーなどの取組を実施し、学生の多様な能力を引き出す支援を実施した。ただし、2019年度末にかかわる取組はコロナウイルス感染拡大の影響により、学生の安全配慮のため一部プログラムを中止とした。</p> <p>・障がい学生支援では、学生支援センターと学内各部署で連携し、個々の学生の障がい状況や要望に応じた支援を実施した。</p> <p>・学生への経済的支援については、公的制度や学外奨学金への案内対応のほか、目的別の奨学金を通じて支援を実施した。</p>	<p>・2019年度にフェリスチャレンジ制度で採択したプロジェクトは、学生の自主性を尊重しつつ、適宜、進捗状況の確認やアドバイスをを行い、学生にとって充実したプロジェクトとなった。</p> <p>・2019年度から受付が始まった修学支援新制度については、学生への周知から申請・選考・推薦等の諸手続について支障なく実施した。</p>		<p>■ハラスメント防止、学生の相談に応じる制度及び経済的支援制度を学生に周知するための資料  <b>【修学支援(学生課関係)】</b>                      ・バリアフリー推進室リーフレット                      ・サポートガイド&amp;バリアフリーマップ(2015年度受審時資料)                      ・〇〇年度&lt;学部生対象&gt;/&lt;大学院生対象&gt;奨学金案内</p> <p>■大学基礎データ(表7)                      ・大学基礎データ(表7)「奨学金給付・賞与状況」</p> <p>&lt;&lt;参考&gt;&gt;                      ■学生支援に関する資料として、学生相談室の利用統計データ、学生の満足度や進路の状況などの調査結果など、学生支援の効果に関する資料も考えられます。</p>	
			(3) 学生の生活に関する適切な支援として下記を実施しているか。 ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全・衛生への配慮	A	<p>・学生相談室を設置し、臨床心理士の資格をもつカウンセラーが学生からの相談に応じる体制を整備している。</p> <p>・ハラスメントへの対応については、学外相談員・学生相談室による相談窓口を設けると共に、「ハラスメント防止委員会」を設置して防止に向けた啓発やハラスメント発生時の対応を行う体制を整備している。</p> <p>・学生の安全・衛生への配慮については、保健室を中心に実施している。保健師による日常的な支援のほか、校医による健康相談(内科・婦人科・精神科・心療内科)、健康セミナーを実施し、学生の心身の健康に配慮した支援を行っている。</p>	<p>・学生支援センターでは、学生課を含めた定期ミーティングでの情報共有を行い、支援を必要とする学生について、各室それぞれの視点から検討し、連携して対応することができている。</p> <p>・ハラスメント防止については、相談体制の整備と共に、対象となる教員・事務職員・学生それぞれに向けた研修を毎年実施している。また、図書館との共催で女性の人権にかかわる図書展示を行うなど、多様な視点から理解を深める取組を実施した。</p>		<p>■ハラスメント防止、学生の相談に応じる制度及び経済的支援制度を学生に周知するための資料  <b>【生活支援】</b>                      ・Schedule&amp;Diary Handbook                      ・STOP HARASSMENT 学生編                      ・&lt;学部生対象&gt;/&lt;大学院生対象&gt;奨学金案内                      ・ハラスメントパンフレット学外編(2015年度受審時資料)</p> <p>&lt;&lt;参考&gt;&gt;                      ■学生支援に関する資料として、学生相談室の利用統計データ、学生の満足度や進路の状況などの調査結果など、学生支援の効果に関する資料も考えられます。</p>	
			(4) 学生の進路に関する適切な支援として下記を実施しているか。 ・学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備 ・進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施						

702	(つづき)		(5) 学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援を実施しているか。	A	・全公認団体を対象とするワークショップとカンファレンスを2回(9月・2月)実施し、運営支援とハラスメント防止指導等を実施している。				
			(6) その他、学生の要望に対応した学生支援を適切に実施しているか。	A	・学内に学生が無記名で大学への要望等を申し出ることができるオピニオンボックスを設置している。 ・学内ポータルシステムのQ&A機能を通じて、随時、学生生活等の不明点や要望等を大学に申し出ることができる形としている。				
			(7) 適切な危機管理対策を実施しているか。	A	・活動中の事故については、保険適用等の事務的対応と共に、学生から発生時の状況等を詳しく確認するなどの対応を通じて、都度再発防止に取り組んでいる。				
703	学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	B	学生支援の適切性について、2020年度第3回学生委員会(2020年6月2日～5日開催)において、点検・評価項目に従って、「2019年度自己点検・評価シート(大学基準7)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			<<参考>> ■学生実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、学生支援の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・学生委員会記録 ・学生支援センター運営委員会記録 ・ハラスメント防止委員会記録 ・障がい学生支援連絡会記録 ・大学教務委員会記録 ・自己点検・評価シート	
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	B	・年度単位での点検・評価と共に、定例会議にて各取組等の実施状況等を随時報告し、必要な改善に取り組んでいる。				



## 2019年度自己点検・評価シート (教務課 ※修学支援)

### 大学基準7 学生支援

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行わなければならない。

#### 1. 点検項目等に基づく状況確認<評定形式>

評価①、②欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
701	学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。		(1) 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針を適切に明示しているか。		本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。学生支援に関しては「学生支援方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/</a>			■学生支援に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「学生支援方針」	
702	学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。	A	(1) 学生支援体制を適切に整備しているか。						
			(2) 学生の修学に関する適切な支援として下記を実施しているか。 ・学生の能力に応じた補習、補充教育 ・正課外教育 ・留学生等の多様な学生に対する修学支援 ・障がいのある学生に対する修学支援 ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応 ・奨学金その他の経済的支援の整備	A	(教務課) ■言語センターでは語学カフェ、語学カウンセリングを実施し、学生の語学学習を支援している。 ■障がいのある学生については授業履修における必要な支援を学生状況連絡票に明文化することにより、個別支援を行っている。 ■学期ごとに修得単位数とGPAが一定基準を下回った学生を特別指導対象として、アカデミック・アドバイザーが定期的に面談を行い、履修、学修指導を実施している。 ■特別指導対象となる状態が続いた場合には、さらに修学指導対象として教務部長、教務課職員による定期的な面談、履修指導を実施している。 ■退学希望者は学科主任との面談を必須とし、退学理由、学生の経済的・身体的状況把握を行い、必要な場合には学生支援センターによる支援へのつなぎを行っている。 ■留年者はアカデミック・アドバイザーとの面談により卒業に向けた履修指導を受け、必要・希望する場合には9月卒業の対応をとる。 【学生要覧、休学・退学手続き案内書類、言語センター運営委員会資料】			■ハラスメント防止、学生の相談に応じる制度及び経済的支援制度を学生に周知するための資料 【修学支援(教務課関係)】 ・学生要覧 ■大学基礎データ(表6) ・大学基礎データ(表6)「在籍学生数内訳、留年者数、退学者数」 《参考》 ■学生支援に関する資料として、学生相談室の利用統計データ、学生の満足度や進路の状況などの調査結果など、学生支援の効果に関する資料も考えられます。	
			(3) 学生の生活に関する適切な支援として下記を実施しているか。 ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全・衛生への配慮					■ハラスメント防止、学生の相談に応じる制度及び経済的支援制度を学生に周知するための資料 【生活支援】 ・Schedule&Diary Handbook ・STOP HARASSMENT 学生編 ・<学部生対象><大学院生対象>奨学金案内 ・ハラスメントパンフレット学外編(2015年度受審時資料) 《参考》 ■学生支援に関する資料として、学生相談室の利用統計データ、学生の満足度や進路の状況などの調査結果など、学生支援の効果に関する資料も考えられます。	

702	(つづき)		(4) 学生の進路に関する適切な支援として下記を実施しているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備</li> <li>進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施</li> </ul>					■キャリア支援に関するガイダンス等の制度と実施状況が分かる資料	
			(5) 学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援を実施しているか。						
			(6) その他、学生の要望に対応した学生支援を適切に実施しているか。	A	(教務課) ■CLAコア科目では学生提案科目を設置し、毎年度学生の要望に応じた科目を開講している。【学生要覧、CLAコア科目運営委員会資料】				
			(7) 適切な危機管理対策を実施しているか。						
703	学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	B	(教務課) 学生支援の適切性について、2020年度第2回大学教務委員会(2020年5月27日開催)において、点検・評価項目に従って、「2019年度自己点検・評価シート(大学基準7)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			<<参考>> ■学生実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、学生支援の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。	
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	B	(教務課) ■(1)の点検・評価に基づき、次年度、次学期プログラムの改善、学生要覧等の記載事項の改善に取り組んだ。【大学教務委員会資料、学生要覧】			・学生委員会記録 ・学生支援センター運営委員会記録 ・ハラスメント防止委員会記録 ・障がい学生支援連絡会記録 ・大学教務委員会記録 ・自己点検・評価シート	

# 2019年度自己点検・評価シート (大学全体)

## 大学基準8 教育研究環境

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認<<評定形式>>

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
801	学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。	A	(1) 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針を適切に明示しているか。	A	<p>本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。教育研究環境に関しては「教育・研究等環境に関する方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。  <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/</a></p>			<p>■教育研究等環境に関する中長期計画など、教育研究等環境に関する方針を明らかにし学内で共有した資料                      ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「教育・研究等環境に関する方針」                      ・校舎等の中長期修繕更新計画一覧(2015年度受審時資料)</p>	
802	教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究に必要な施設・設備を整備しているか。	A	<p>(1) 下記施設・設備等の整備・管理を実施しているか。                      ・ネットワークや情報通信技術(ICT)等機器・備品等の整備                      ・施設・設備等の維持・管理、安全及び衛生の確保                      ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備                      ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備</p>	A	<p>本学は、緑園キャンパスと山手キャンパスの2校地を有している。学生の学習や課外活動、教員の教育研究活動等に必要な施設・設備等の状況は大学基礎データ表1のとおりである。校地面積、校舎面積は、大学設置基準の規定を満たしており、また、教員研究室(各学部共同研究室、講師控室)、教室等施設、図書館・図書資料等は、本学における教育研究活動や収容定員を踏まえた環境として整備している。教室に関しては、近年は、アクティブラーニングに対応した可動式の机椅子を配置するなど、授業方法の多様化に対応した設備の整備に努めている。</p> <p>各キャンパスの施設・設備等の維持管理は建築、機械、電気、防災設備等の各種保守、修繕を行っている。また定められた法定点検を実施し、不良箇所がある場合には速やかに改修している。</p> <p>また、学生にとって快適な学習環境を整備できるよう、毎年、卒業年次生を対象に実施する「学生満足度調査」において、施設・設備への満足度を確認している。2018年度卒業年次生を対象に実施した調査では、学生が日常的に利用する教室、図書館、PC教室、トイレについて、約80%の学生が満足(「大変満足している」「おおむね満足している」の合算値)と回答した。</p> <p>学生や教職員の安全の確保のため、両キャンパスともに正門に警備員を配備し、警備員が常駐していない門については、電磁錠で常時施錠し、関係者は暗証番号で解錠するシステムとしている。このほか、定期巡回、防犯カメラによる監視等により安心・安全なキャンパス環境の形成に努めている。</p> <p>キャンパス内のバリアフリー対応の状況は、バリアフリー推進室の学生スタッフが中心となって調査し制作した「バリアフリーマップ」にまとめられている。キャンパス内を調査する過程で明らかになった施設の課題については、対策規模や優先順位を見極め、毎年の事業計画に盛り込み改善を図るほか、学生スタッフや施設担当職員等の手で改良に取り組むこともある。</p>			<p>■大学基礎データ(表1)                      ・大学基礎データ(表1)「組織・設備等」</p> <p>&lt;&lt;参考&gt;&gt;                      ■施設や情報通信機器等の機器・備品の整備に関する資料のほか、施設・設備等の維持・管理、安全・衛生確保のための取り組みを示す資料などが考えられます。また、バリアフリーへの対応など利用者の観点に立った施設・設備整備状況を示す資料などが考えられます。                      ・バリアフリーへの対応状況を整理した改修計画立案の基礎資料</p> <p>&lt;&lt;参考&gt;&gt;                      ■教育研究に必要な施設・設備の整備に関する資料として、学生の自主的な学習に配慮した環境整備の取り組みを示す資料などが考えられます。                      ・ラーニングcommons設置準備WG資料</p>	

802	(つづき)	(つづき)	<p>学生の自主的な学習を促進するための環境として、外国語学習について総合的に支援する言語センターを設置している。履修相談や授業外での学習に関する相談対応、自習教材、e-learningシステムの提供、語学検定試験受付等の支援を行っている。</p> <p>さらに、外国語学習に限らず学生の主体的な学びを促進する環境の整備として、2020年4月にラーニング commons の設置を計画しており、2019年度はその準備を進めた。</p>				
803	図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。	<p>(2) 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みを実施しているか。</p>				<p>■図書館、学術情報サービスの内容が分かる資料</p> <p>《参考》</p> <p>■図書館、学術情報サービスに関する資料として、上記のほか、それらの利用状況に関する資料が考えられます。</p>	
804	教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。	<p>B</p> <p>(1) 研究活動を促進させるための下記条件を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学としての研究に対する基本的な考え方の明示</li> <li>・研究費の適切な支給</li> <li>・外部資金獲得のための支援</li> <li>・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等</li> <li>・ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究の活性化を支援する体制</li> </ul>	<p>B</p> <p>本学における学術研究の信頼性及び公正性の確保、研究活動の円滑な遂行を図るための行動指針として「フェリス女学院大学における研究活動に係る行動規範」を定め、学内に周知している。研究室は、3学部とも専任教員に対して、基本的に個人単位の研究室を整備している。</p> <p>研究費については、教員には個人研究費、共同研究費及び特別研修員の交通費・滞在費の一部補助等の各制度を設け、それぞれ規程及び内規の定めに従って支給している。</p> <p>研究時間の確保については、担当コマの負担の平準化がなされるよう、規程により定めている。</p> <p>研究専念期間として、「特別研究制度」を設け、1年または1学期間、在外研究・国内における研究に従事することのできる機会を提供している。</p>			<p>■大学基礎データ (表8)</p> <p>・大学基礎データ (表8) 「教育研究費内訳」</p> <p>《参考》</p> <p>■教員の教育研究条件に関する資料として、研究休暇取得のための基準とその運用実績を示す資料などが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人研究費規程</li> <li>・共同研究に関する内規</li> <li>・大学教員特別研究制度に関する規程</li> <li>・大学教員特別研修制度に関する規程施行細則</li> </ul> <p>《参考》</p> <p>■教員の教育研究に対する支援に関する資料として、TA、RA採用規程などの人的支援についての資料などが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ティーチング・アシスタントに関する内規</li> <li>・スチューデント・アシスタントに関する内規</li> <li>・スチューデント・アシスタント/ティーチング・アシスタント制度の実施に関するガイドライン</li> <li>・大学副手に関する内規</li> </ul>	



804	(つづき)		(つづき)	<p>教育研究の活性化を支援する体制として、ティーチング・アシスタント(TA)、スチューデント・アシスタント(SA)を設け、それぞれ「ティーチング・アシスタントに関する内規」「スチューデント・アシスタントに関する内規」「スチューデント・アシスタント/ティーチング・アシスタント制度の実施に関するガイドライン」に従って活用している。TA、SAの募集、採用に関する支援は総務課と教務課が担っており、採用された大学院生、学生への採用時の業務説明を行っている。また、TA、SAの教育サポートスタッフとしての資質の向上を図るための研修の一環として月間業務報告書の提出により振り返りを行い、担当教員と連携を図りながら実施している。また、今後は「ティーチングアシスタント研修」を実施し、新規TA採用者にTA経験者や教員からのガイダンスを実施する予定である。</p>				
805	研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。	B	<p>(1) 研究倫理、研究活動の不正防止に関する下記取り組みを実施しているか。          ・規程の整備          ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施          ・研究倫理に関する学内審査機関の整備</p>	<p>B          「大学における研究活動に係る行動規範」「大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程」を整備し、必要に応じて改正している。研究倫理を遵守した研究活動を推進するための取組として、教員にはコンプライアンス教育としてのAPRIN eラーニングプログラム(eAPRIN)を、大学院生には研究倫理教育としての日本学術振興会 eラーニング[eL CoRE]を導入し、受講を義務付けている。研究倫理に関する学内審査機関は未整備であるが、研究倫理教育責任者及び相談窓口に関する規程を改正し、管理・監査のガイドラインをより明確なものとした。</p>			<p>■研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程類          ・大学における研究活動に係る行動規範          ・大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程          ・公的研究費不正使用防止に関する基本方針          ・公的研究費不正防止計画</p> <p>《参考》          ■コンプライアンス教育、研究倫理教育の実施記録など、学内で研究倫理の確立を図る取り組みを示す資料などが考えられます。</p>	
806	教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	<p>(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。</p> <p>(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>	<p>B          教育研究等環境の適切性について、附属図書館、教務課、学生課それぞれ所管の委員会で「2019年度自己点検・評価シート(大学基準8)」の記載内容をもとに点検・評価を行ったことを確認した。それらを踏まえ、大学全体における教育研究等環境の適切性について、学長・事務部長で点検・評価を行った。</p> <p>B          教育研究環境の充実及び安全で快適な学習環境の整備として、中長期計画に基づく修繕工事を計画的に実施している。2019年度は緑園キャンパス体育館天井耐震工事を実施した。大学附属図書館においては、緑園本館内へのラーニングコモンズ設置工事と同時に設備類の整備・更新を行った。研究支援については研究倫理及びコンプライアンス教育の一環としてe-learningを積極的に取り入れている。</p>			<p>《参考》          ■施設・設備の利用状況の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、教育研究等環境の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。          ・障がい学生支援連絡会記録          ・図書館運営委員会記録          ・情報センター運営委員会記録          ・自己点検・評価シート</p>	

# 2019年度自己点検・評価シート (教務課 ※教具整備、TA・SA)

## 大学基準8 教育研究環境

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認《評価形式》

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
801	学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。		(1) 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針を適切に明示しているか。		<p>本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。教育研究環境に関しては「教育・研究等環境に関する方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。  <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/</a></p>			<p>■教育研究等環境に関する中長期計画など、教育研究等環境に関する方針を明らかにし学内で共有した資料                      ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「教育・研究等環境に関する方針」                      ・校舎等の中長期修繕更新計画一覧(2015年度受審時資料)</p>	
802	教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究に必要な施設・設備を整備しているか。	A	<p>(1) 下記施設・設備等の整備・管理を実施しているか。                      ・ネットワークや情報通信技術(ICT)等機器・備品等の整備                      ・施設・設備等の維持・管理、安全及び衛生の確保                      ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備                      ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備</p>	A	<p>(教務課)                      ■教具更新計画(7年更新)に基づき、教室教具の計画的な整備を行った。予算制約により5年更新から7年更新に変更したことの最初の完成年度を迎えたが、想定以上に不具合が発生した。</p>			<p>■大学基礎データ(表1)                      ・大学基礎データ(表1)「組織・設備等」</p> <p>《参考》                      ■施設や情報通信機器等の機器・備品の整備に関する資料のほか、施設・設備等の維持・管理、安全・衛生確保のための取り組みを示す資料などが考えられます。また、バリアフリーへの対応など利用者の観点に立った施設・設備整備状況を示す資料などが考えられます。                      ・バリアフリーへの対応状況を整理した改修計画立案の基礎資料</p> <p>《参考》                      ■教育研究に必要な施設・設備の整備に関する資料として、学生の自主的な学習に配慮した環境整備の取り組みを示す資料などが考えられます。                      ・ラーニングcommons設置準備WG資料</p>	
			(2) 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みを実施しているか。						
803	図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。		<p>(1) 下記図書資料の整備と図書利用環境の整備を実施しているか。                      ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備                      ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備                      ・学術情報へのアクセスに関する対応                      ・学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備</p>					<p>■図書館、学術情報サービスの内容が分かる資料</p> <p>《参考》                      ■図書館、学術情報サービスに関する資料として、上記のほか、それらの利用状況に関する資料が考えられます。</p>	
			(2) 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配置しているか。						

804	教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。	B	<p>(1) 研究活動を促進させるための下記条件を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学としての研究に対する基本的な考え方の明示</li> <li>・研究費の適切な支給</li> <li>・外部資金獲得のための支援</li> <li>・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等</li> <li>・ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究の活性化を支援する体制</li> </ul>	B	<p>【教務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ティーチング・アシスタント(TA)、スチューデント・アシスタント(SA)を設けて活用している。</li> <li>【ティーチング・アシスタントに関する内規、スチューデント・アシスタントに関する内規、大学教務委員会資料、研究科委員会資料】</li> </ul>			<p>■大学基礎データ(表8)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学基礎データ(表8)「教育研究費内訳」</li> </ul> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■教員の教育研究条件に関する資料として、研究休暇取得のための基準とその運用実績を示す資料などが考えられます。</li> <li>・個人研究費規程</li> <li>・共同研究に関する内規</li> <li>・大学教員特別研究制度に関する規程</li> <li>・大学教員特別研修制度に関する規程施行細則</li> </ul> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■教員の教育研究に対する支援に関する資料として、TA、RA採用規程などの人的支援についての資料などが考えられます。</li> <li>・ティーチング・アシスタントに関する内規</li> <li>・スチューデント・アシスタントに関する内規</li> <li>・スチューデント・アシスタント/ティーチング・アシスタント制度の実施に関するガイドライン</li> <li>・大学副手に関する内規</li> </ul>	
805	研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。		<p>(1) 研究倫理、研究活動の不正防止に関する下記取り組みを実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規程の整備</li> <li>・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施</li> <li>・研究倫理に関する学内審査機関の整備</li> </ul>				<p>■研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学における研究活動に係る行動規範</li> <li>・大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程</li> <li>・公的研究費不正使用防止に関する基本方針</li> <li>・公的研究費不正防止計画</li> </ul> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■コンプライアンス教育、研究倫理教育の実施記録など、学内で研究倫理の確立を図る取り組みを示す資料などが考えられます。</li> </ul>		
806	教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	<p>(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。</p>	B	<p>教育環境の適切性について、2020年度第2回大学教務委員会(2029年5月27日開催)において、点検・評価項目に従って、「2019年度自己点検・評価シート(大学基準8)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。</p>			<p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■施設・設備の利用状況の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、教育研究等環境の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。</li> <li>・障がい学生支援連絡会記録</li> <li>・図書館運営委員会記録</li> <li>・情報センター運営委員会記録</li> <li>・自己点検・評価シート</li> </ul>	
			<p>(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員関連 7年更新による不具合発生が想定以上であったため、次年度予算より5年更新に戻す改善を行った。</li> <li>・TA、SA関連 特段の問題がないことを確認し、制度をムダにいじらないことを確認した。</li> </ul>				



2019年度自己点検・評価シート  
(学生課 ※バリアフリーへの対応)

大学基準8 教育研究環境

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
801	学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。		(1)大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針を適切に明示しているか。		<p>本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。教育研究環境に関しては「教育・研究等環境に関する方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。  <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/</a></p>			<p>■教育研究等環境に関する中長期計画など、教育研究等環境に関する方針を明らかにし学内で共有した資料                  ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「教育・研究等環境に関する方針」                  ・校舎等の中長期修繕更新計画一覧(2015年度受審時資料)</p>	
802	教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究に必要な施設・設備を整備しているか。	A	<p>(1)下記施設・設備等の整備・管理を実施しているか。                  ・ネットワークや情報通信技術(ICT)等機器・備品等の整備                  ・施設・設備等の維持・管理、安全及び衛生の確保                  ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備                  ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備</p> <p>(2)教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みを実施しているか。</p>	A	<p>(学生課)                  ・バリアフリー推進室でキャンパスのバリアフリーマップを作成している。バリアフリーへの対応状況を整理しつつ、改善が必要な個所の確認も行き、改修計画立案の基礎資料としている。                  ・障がい有する学生との面談及び現場確認を行い、点字ブロック設置、危険個所の確認に基づく注意掲示の掲出など、個々の利用者状況と要望に基づき環境整備を実施した。</p>	<p>・障がい学生との定期的な面談を通じて、丁寧に要望を把握し、必要により迅速に対応ができていたため、ケガ等の発生なく、安全に利用ができていた。</p>	<p>一部施設に躯体の構造上対応できない危険箇所があるため、中長期的な計画の中で対策を検討する必要がある。</p>	<p>■大学基礎データ(表1)                  ・大学基礎データ(表1)「組織・設備等」</p> <p>《参考》                  ■施設や情報通信機器等の機器・備品の整備に関する資料のほか、施設・設備等の維持・管理、安全・衛生確保のための取り組みを示す資料などが考えられます。また、バリアフリーへの対応など利用者の観点に立った施設・設備整備状況を示す資料などが考えられます。                  ・バリアフリーへの対応状況を整理した改修計画立案の基礎資料</p> <p>《参考》                  ■教育研究に必要な施設・設備の整備に関する資料として、学生の自主的な学習に配慮した環境整備の取り組みを示す資料などが考えられます。                  ・ラーニングcommons設置準備WG資料</p>	
803	図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。		<p>(1)下記図書資料の整備と図書利用環境の整備を実施しているか。                  ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備                  ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備                  ・学術情報へのアクセスに関する対応                  ・学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備</p> <p>(2)図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配置しているか。</p>					<p>■図書館、学術情報サービスの内容が分かる資料</p> <p>《参考》                  ■図書館、学術情報サービスに関する資料として、上記のほか、それらの利用状況に関する資料が考えられます。</p>	



804	教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。		<p>(1) 研究活動を促進させるための下記条件を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学としての研究に対する基本的な考え方の明示</li> <li>・研究費の適切な支給</li> <li>・外部資金獲得のための支援</li> <li>・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等</li> <li>・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究の活性化を支援する体制</li> </ul>					<p>■大学基礎データ（表8） ・大学基礎データ（表8）「教育研究費内訳」</p> <p>《参考》 ■教員の教育研究条件に関する資料として、研究休暇取得のための基準とその運用実績を示す資料などが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人研究費規程</li> <li>・共同研究に関する内規</li> <li>・大学教員特別研究制度に関する規程</li> <li>・大学教員特別研修制度に関する規程施行細則</li> </ul> <p>《参考》 ■教員の教育研究に対する支援に関する資料として、TA、RA採用規程などの人的支援についての資料などが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ティーチング・アシスタントに関する内規</li> <li>・スチューデント・アシスタントに関する内規</li> <li>・スチューデント・アシスタント/ティーチング・アシスタント制度の実施に関するガイドライン</li> <li>・大学副手に関する内規</li> </ul>	
805	研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。		<p>(1) 研究倫理、研究活動の不正防止に関する下記取り組みを実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規程の整備</li> <li>・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施</li> <li>・研究倫理に関する学内審査機関の整備</li> </ul>					<p>■研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学における研究活動に係る行動規範</li> <li>・大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程</li> <li>・公的研究費不正使用防止に関する基本方針</li> <li>・公的研究費不正防止計画</li> </ul> <p>《参考》 ■コンプライアンス教育、研究倫理教育の実施記録など、学内で研究倫理の確立を図る取り組みを示す資料などが考えられます。</p>	
806	教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	<p>(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施しているか。</p>	B	<p>バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備の適切性について、2020年度第3回学生委員会（2020年6月2日～5日開催）において、点検・評価項目に従って、「2019年度自己点検・評価シート（大学基準8）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。</p>			<p>《参考》 ■施設・設備の利用状況の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、教育研究等環境の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい学生支援連絡会記録</li> <li>・図書館運営委員会記録</li> <li>・情報センター運営委員会記録</li> <li>・自己点検・評価シート</li> </ul>	
			<p>(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>	B	<p>・年度単位での点検・評価と共に、定例会議にて各取組等の実施状況等を随時報告し、必要な改善に取り組んでいる。</p>				

# 2019年度自己点検・評価シート (附属図書館)

## 大学基準8 教育研究環境

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
801	学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。		(1) 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針を適切に明示しているか。		<p>本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。教育研究環境に関しては「教育・研究等環境に関する方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。  <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/</a></p>			<p>■教育研究等環境に関する中長期計画など、教育研究等環境に関する方針を明らかにし学内で共有した資料                      ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「教育・研究等環境に関する方針」                      ・校舎等の中長期修繕更新計画一覧(2015年度受審時資料)</p>	
802	教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究に必要な施設・設備を整備しているか。		<p>(1) 下記施設・設備等の整備・管理を実施しているか。                      ・ネットワークや情報通信技術(ICT)等機器・備品等の整備                      ・施設・設備等の維持・管理、安全及び衛生の確保                      ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備                      ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備</p> <p>(2) 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みを実施しているか。</p>					<p>■大学基礎データ(表1)                      ・大学基礎データ(表1)「組織・設備等」</p> <p>《参考》                      ■施設や情報通信機器等の機器・備品の整備に関する資料のほか、施設・設備等の維持・管理、安全・衛生確保のための取り組みを示す資料などが考えられます。また、バリアフリーへの対応など利用者の観点に立った施設・設備整備状況を示す資料などが考えられます。                      ・バリアフリーへの対応状況を整理した改修計画立案の基礎資料</p> <p>《参考》                      ■教育研究に必要な施設・設備の整備に関する資料として、学生の自主的な学習に配慮した環境整備の取り組みを示す資料などが考えられます。                      ・ラーニングcommons設置準備WG資料</p>	
803	図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。	B	<p>(1) 下記図書資料の整備と図書利用環境の整備を実施しているか。                      ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備                      ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備                      ・学術情報へのアクセスに関する対応                      ・学生の学習に配慮した図書利用環境(座席数、開館時間等)の整備</p>	B	<p>図書はカリキュラムポリシーに基づく収集を目的とし、各学科専門科目、CLA、語学科目等各研究者の担当に応じた予算調整により整備している。学術雑誌は2016～2018年度利用実績を点検の上、新規、継続可否の方針を図書館運営委員会で確認した。電子情報(データベース)等を含む高額資料についても学科の要望に基づき計画的に整備した。国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスの「送信承認申請」は2020年3月に承認され、同サービス利用による視覚障がい学生への点字データ提供が可能となった。                      目録所在情報サービス(NACISIS-ILL)利用は長期閉館中(2020年2月～3月)も対応し、利用者の便宜を図った。契約データベースは公式サイトで公開、学内の端末からは全教員・学生、ssl-vpn接続により専任教員・大学院生は学外からも利用可能である。</p> <p>改修工事(2020年2月～3月)期間中の一部利用制限については早期(2019年12月4日教授会報告)に周知し、かつILLは閉館中も受付可として学修環境、研究支援を大きく低下させることなく維持できた。                      国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス送信承認館として視覚障がい学生(2020年4月入学)支援策を増やすことができ、バリアフリー推進室との協力が具体化した。                      改修工事に伴い、参考図書、CD、DVD等を利用頻度に応じた配架とし、指定図書を廃止して学科推奨図書を新設、さらに館内外の動線のバリアフリー化、ピクトグラムによる館内掲示、誘導サイン等により利用者のアクセシビリティを向上させることができた。</p>		<p>オンライン授業への対応、利用促進の面から学部生も学外から契約データベース利用可とすることが望ましい。                      車椅子利用者支援は設備面では向上させることができたが、視覚障がい学生支援(個別対応)についてはバリアフリー推進室との役割分担、先事例の研究など情報収集が必要である。</p>	<p>■図書館、学術情報サービスの内容が分かる資料                      ・2019年度大学附属図書館利用案内</p> <p>《参考》                      ■図書館、学術情報サービスに関する資料として、上記のほか、それらの利用状況に関する資料が考えられます。                      ・<b>図書館利用状況</b>⇒2020年度第1回図書館運営委員会資料No.1-01～03(2020年4月15日)                      ・<b>職員の配置</b>⇒文科省「令和元年度学術情報基盤実態調査《大学図書館編》調査票」                      ・<b>開館時間等</b>⇒2019年度大学附属図書館利用案内                      ・<b>図書・資料の所蔵数、図書受入状況</b>⇒日本図書館協会 2019年度「大学図書館調査票」</p>	<p>①2019年度企画展示、活動予定について(案)(2019年度第1回図書館運営委員会資料No.14:2019年4月17日)                      ②学科・学年別貸出状況(2010～2018年度)(2019年度第3回図書館運営委員会資料No.01:2019年6月19日)                      ③2020年度定定期刊行物(雑誌、新聞)の継続可否、保存期間変更について【全部入り】(2019年度第4回図書館運営委員会資料No.06-02:2019年7月17日)                      ④2020年度ラーニングcommons設置に係る工事期間及び利用制限について(2019年12月4日教授会資料:図書館運営委員会報告)                      ⑤国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス承認申請について(2019年7月7回図書館運営委員会資料No.05:2019年11月20日)                      ⑥緑園本館2階雑誌架一部ジャンル別配架について(2019年度第9回図書館運営委員会資料No.02:2020年1月22日)</p>

803	(つづき)		(つづき)		<p>一般雑誌は学術雑誌と区別し、ジャンル別配架としてアクセスしやすい配架に改善した。</p> <p>通常授業期間は平日8:50～21:00まで開館(山手分室は9:00～19:00)とし、改修工事(2020年2月～3月)期間中も集中講義期間は利用可とするなど学生の学修環境に配慮した。</p> <p>ラーニングコモンズ新設に伴い、利用者の動向を踏まえて動線、什器、設備、電源等の配置を計画し、目的に応じて選択できる機能的で多様な空間を創出した。</p>			<p>・述べ面積・学生閲覧室・情報検索設備等          ・大学附属図書館契約データベース一覧→HPで公開          ・加盟図書館協議会等リスト→HPで公開(青字は2015年度受審時の資料です。)</p>	<p>⑦2020年度以降「指定図書」の扱いについて(再提案)(2019年度第7回図書館運営委員会資料No.8:2019年11月20日)</p>
			(2) 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配置しているか。	B	<p>緑園本館ではパブリックサービスを業務委託している。スタッフ11名(内訳:フルタイム7、パートタイム4)のうち9名、専任3名のうち2名が有資格者、山手分室は専任2名が有資格者である。</p>	<p>専門スタッフは調査のプロフェッショナルとして学部生、留学生の学修支援、大学院生、教員を含む研究者支援に貢献している。レファレンス内容はスタッフ間で共有、蓄積して改善に役立っている。</p>	<p>専任職員の後継者育成、選書スキルの向上が必要。</p>		
804	教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。	B	<p>(1) 研究活動を促進させるための下記条件を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学としての研究に対する基本的な考え方の明示</li> <li>・研究費の適切な支給</li> <li>・外部資金獲得のための支援</li> <li>・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等</li> <li>・ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究の活性化を支援する体制</li> </ul>	B				<p>■大学基礎データ(表8)          ・大学基礎データ(表8)「教育研究費内訳」</p> <p>《参考》          ■教員の教育研究条件に関する資料として、研究休暇取得のための基準とその運用実績を示す資料などが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人研究費規程</li> <li>・共同研究に関する内規</li> <li>・大学教員特別研究制度に関する規程</li> <li>・大学教員特別研修制度に関する規程施行細則</li> </ul> <p>《参考》          ■教員の教育研究に対する支援に関する資料として、TA、RA採用規程などの人的支援についての資料などが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ティーチング・アシスタントに関する内規</li> <li>・スチューデント・アシスタントに関する内規</li> <li>・スチューデント・アシスタント/ティーチング・アシスタント制度の実施に関するガイドライン</li> <li>・大学副手に関する内規</li> </ul>	
805	研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。	B	<p>(1) 研究倫理、研究活動の不正防止に関する下記取り組みを実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規程の整備</li> <li>・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施</li> <li>・研究倫理に関する学内審査機関の整備</li> </ul>	B				<p>■研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学における研究活動に係る行動規範</li> <li>・大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程</li> <li>・公的研究費不正使用防止に関する基本方針</li> <li>・公的研究費不正防止計画</li> </ul> <p>《参考》          ■コンプライアンス教育、研究倫理教育の実施記録など、学内で研究倫理の確立を図る取り組みを示す資料などが考えられます。</p>	



<p>806</p>	<p>教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>B</p>	<p>(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。</p>	<p>B</p> <p>学生の利用(特に貸出)状況については803-②で学年・学科別に2010~2018年度の推移を点検し、学科別ではコミュニケーション学科、国際交流学科で低下傾向であることを確認した。2019年度前期(4月~7月)の企画に対する学生の反応、大学生の利用メディアと図書館資料のアクセスについて806-①で報告し、ラーニングcommons設置における書架計画に反映させた。2019年度実施企画展示のうち主な12件については806-②で学科別貸出状況を点検し、特集テーマにより学科の傾向が顕著に表れることを確認した。資料の分類別貸出割合については806-③で点検し、学年・学科別(2010~2019年度の推移)については806-④でコミュニケーション学科、国際交流学科で減少傾向から回復したことを確認した。 山手分室は移転先(山手8号館)改修工事終了後、移転作業(2019年9月26日~9月30日)を経て予定どおり開館できた(2019年10月1日)。 以上について2020年度第2回図書館運営委員会(2020年5月20日開催)において、点検・評価項目に従って、「2019年度自己点検・評価シート(大学基準8)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。</p>	<p>ラーニングcommons改修工事及び書架計画に対し、根拠に基づく提案が可能となったが、効果については2020年度以降の利用状況により検証となる。 山手分室では移転前(書庫:山手6号館地下1階、事務室:1階、閲覧室:3階に2室と4か所に分散)からワンフロア化(山手8号館1階)に集約された。大型、高層の電動書架によりスペース不足を緩和し、利便性、採光、快適さを向上させることができた。</p>	<p>企画展示(短期のテーマ展示)のみならず、OPAC(検索)に依存することなく良質な入門書にアクセスしやすい(常設)書架計画が必要である。</p>	<p>①2020年度以降図書館及びラーニングcommons基本計画(案)(2019年度第5回図書館運営委員会資料No1-03:2019年9月18日) ②2019年度企画展示 学科別貸出人数(2019年度第10回図書館運営委員会資料No.05:2020年3月25日) ③学部生の学科別・分類別貸出割合(2019年4月~2020年1月)(2020年度第1回図書館運営委員会資料No1-03-①、②:2020年4月15日) ④学科・学年別貸出状況(2010~2019年度)(2020年度第2回図書館運営委員会資料No.7-01:2020年5月20日)</p> <p>①2019年度 図書館ツアー・ゼミ生向け図書館ガイダンス実施結果(2020年度第1回図書館運営委員会資料No.4:2020年4月15日) ②2020年度読書運動テーマの設定について(2019年度第3回図書館運営委員会資料No.05:2019年6月19日)</p>
		<p>B</p>	<p>(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>	<p>B</p> <p>2018年度以前貸出状況を踏まえ、企画展示のテーマに相応しい資料を計画的に収集し、雑誌・新聞等関連記事、同時期に公開中の映画等複数のメディアと組み合わせるなど情報の鮮度を重視して紹介した。 2002~2019年度読書運動プロジェクトのテーマに基づく活動実績を点検し、2020年度読書運動科目「今年の一冊」テーマを提案、決定した。 図書館利用を促す希望者向けガイダンスは2019年度「アドバイス会」と改称し、対象者と開催時期を年度当初から明示して年4回(4月23日、9月27日:留学生対象、6月6日:レポート準備編、10月3日:卒論準備編)実施した。</p>	<p>企画展示ではボランティアセンターと共催(アンネ・フランク生誕90年)で0名⇒21名、ハラスメント防止委員会との共催で3名⇒55名と学生の貸出が2018年度から大幅増となった。この取組みはフレンドリーグループ(2団体)や、読プロメンバーにとって参考事例となり、初の学生による企画展示(3件)が実現した。 リサーチスキル支援のアドバイス会参加者は4回で28名となり、2018年度(31回で26名)を大きく上回った。実施後、配布資料を図書館HPで公開し、オンラインレファレンス推奨に活用している。</p>	<p>利用者(来館者)に対し、企画展示の有効性は確認できたが、利用(来館)しない学生に対しては、取組み内容のタイムリーな広報、的確な情報発信が必要である。</p>	

《参考》  
■施設・設備の利用状況の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、教育研究等環境の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。  
・障がい学生支援連絡会記録  
・図書館運営委員会記録  
・情報センター運営委員会記録  
・自己点検・評価シート  
図書館運営委員会記録(2019年度第1回~第10回)



# 2019年度自己点検・評価シート (情報センター)

## 大学基準8 教育研究等環境

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
801	学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。		(1) 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針を適切に明示しているか。		本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。教育研究環境に関しては「教育・研究等環境に関する方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/</a>			■教育研究等環境に関する中長期計画など、教育研究等環境に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「教育・研究等環境に関する方針」	
802	教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究に必要な施設・設備を整備しているか。	A	(1) ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器・備品等の整備・管理を適切に行っているか。  (2) 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みを実施しているか。  (3) 適切な危機管理対策を実施しているか。	A   A	学生への情報教育支援策として、初年次生の導入科目の1回を情報センターで担当している。  災害時などの大学機能の維持対策として、主たるサーバーを学外クラウド(データセンター)に移設し運用している。				
803	図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。								
804	教育研究を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。	B	(1) 研究活動を促進させるための下記条件を整備しているか。 ・大学としての研究に対する基本的な考え方の明示 ・研究費の適切な支給 ・外部資金獲得のための支援 ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ・ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究の活性化を支援する体制	B	学術機関対象無線ローミングサービス(eduroam)に参加し、無線LAN利用環境を整備しているほか、教員へのPC貸与を行っている。				
805	研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。								
806	教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。  (2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	B  B	教育研究等環境(情報関係)の適切性について、2020年度第2回情報センター運営委員会(2020年6月17日開催)において、点検・評価項目に従って、「2019年度自己点検・評価シート(大学基準8教育研究等環境(情報関係))」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			《参考》 ・施設・設備の利用状況の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、教育研究等環境の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。	

# 2019年度自己点検・評価シート (本部事務局)

## 大学基準8 教育研究環境

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
801	学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。		(1)大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針を適切に明示しているか。		<p>本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。教育研究環境に関しては「教育・研究等環境に関する方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。  <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/</a></p>			<p>■教育研究等環境に関する中長期計画など、教育研究等環境に関する方針を明らかにし学内で共有した資料                      ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「教育・研究等環境に関する方針」                      ・校舎等の中長期修繕更新計画一覧(2015年度受審時資料名称)</p>	
802	教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究に必要な施設・設備を整備しているか。	A	<p>(1)下記施設・設備等の整備・管理を実施しているか。                      ・ネットワークや情報通信技術(ICT)等機器・備品等の整備                      ・施設・設備等の維持・管理、安全及び衛生の確保                      ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備                      ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備</p>	A	<p>学院全体の施設・設備等の維持管理や状態の確認は、本部事務局総務課において担当している。学院全体の整備計画は、「中長期修繕更新計画一覧」にまとめられており、これに基づき、毎年度、事業計画及び予算策定時に、実施計画を検討している。                      施設・設備の安全及び衛生面の管理は、労働衛生管理規則に基づき、学院に衛生委員会を設置して対応している。2019年度は8回の職場巡視による施設、設備の不具合や安全状況の点検を行った。                      各キャンパスの情報通信技術(ICT)等機器・備品等は、大学情報センターと本部事務局の情報システム課が連携して管理している。パソコンを設置した情報処理教室の整備、貸出し用PCの用意など、学生が自主学習において利用可能な情報処理の環境について計画的に更新を行い、快適な学習活動が安定的に維持されるよう管理している。キャンパス内のネットワーク環境については、両キャンパスにおいて無線LANを整備している。                      学院全体のネットワークシステムや情報システムの運用・管理は学院本部事務局の情報システム課が担当しているが、学院内における情報システム・ネットワークシステムの運営に関してはフェリス女学院情報ネットワーク委員会において諸方針を決定している。</p>			<p>■大学基礎データ(表1)                      ・大学基礎データ(表1)「組織・設備等」</p> <p>《参考》                      ■施設や情報通信機器等の機器・備品の整備に関する資料のほか、施設・設備等の維持・管理、安全・衛生確保のための取り組みを示す資料などが考えられます。また、バリアフリーへの対応など利用者の観点に立った施設・設備整備状況を示す資料などが考えられます。                      ・バリアフリーへの対応状況を整理した改修計画立案の基礎資料</p> <p>《参考》                      ■教育研究に必要な施設・設備の整備に関する資料として、学生の自主的な学習に配慮した環境整備の取り組みを示す資料などが考えられます。                      ・ラーニングcommons設置準備WG資料?</p>	<p>・労働衛生管理規則                      ・学院情報ネットワーク委員会規程</p>

802	(つづき)	(2) 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みを実施しているか。	A 学生への情報倫理教育は、入学時のオリエンテーション（「ネットワークガイダンス」）、1年次の導入科目であるR&R、導入演習、基礎演習において指導を行うほか、ワンポイント講習会、窓口でのユーザーサポート等で適宜実施している。職員に対しては、入職時の研修プログラム「情報システム課ガイダンス」の中で学内ネットワークに関する説明とあわせて情報セキュリティについても説明する時間を設けている。また2018年度には、すべての専任職員・嘱託職員を対象とする職員夏期研修において、学院の職員として必要なスタンダードレベルの情報リテラシーと情報セキュリティを学ぶ「情報セキュリティ研修」を実施した。教員に対しては、やはり入職時のオリエンテーションの一環として、学内ネットワークに関する説明、情報セキュリティに関する説明の時間を設けている。なお、次期中期計画2021-2025に情報セキュリティ体制の整備を掲げ、情報セキュリティ体制に関する基本方針の下、組織・体制を構築することを検討している。				<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年度前期シラバス（R&amp;R、導入演習、基礎演習）</li> <li>・2019年度新入職員研修プログラム</li> <li>・2018年度職員夏期研修について（業達18-14）</li> </ul>
803	図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。	<p>(1) 下記図書資料の整備と図書利用環境の整備を実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備</li> <li>・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備</li> <li>・学術情報へのアクセスに関する対応</li> <li>・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備</li> </ul> <p>(2) 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配置しているか。</p>	B			<p>■図書館、学術情報サービスの内容が分かる資料学附属図書館利用案内</p> <p>《参考》</p> <p>■図書館、学術情報サービスに関する資料として、上記のほか、それらの利用状況に関する資料が考えられます。</p>	
804	教育研究を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。	<p>(1) 研究活動を促進させるための下記条件を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学としての研究に対する基本的な考え方の明示</li> <li>・研究費の適切な支給</li> <li>・外部資金獲得のための支援</li> <li>・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等</li> <li>・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究の活性化を支援する体制</li> </ul>				<p>■大学基礎データ（表8）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学基礎データ（表8）「教育研究費内訳」</li> </ul> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■教員の教育研究条件に関する資料として、研究休暇取得のための基準とその運用実績を示す資料などが考えられます。</li> <li>・個人研究費規程</li> <li>・共同研究に関する内規</li> <li>・大学教員特別研究制度に関する規程</li> <li>・大学教員特別研修制度に関する規程施行細則</li> </ul> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■教員の教育研究に対する支援に関する資料として、TA、RA採用規程などの人的支援についての資料などが考えられます。</li> <li>・ティーチング・アシスタントに関する内規</li> <li>・スチューデント・アシスタントに関する内規</li> <li>・スチューデント・アシスタント/ティーチング・アシスタント制度の実施に関するガイドライン</li> <li>・大学副手に関する内規</li> </ul>	

805	研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。		(1) 研究倫理、研究活動の不正防止に関する下記取り組みを実施しているか。 ・ 規程の整備 ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施 ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備					<p>■ 研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学における研究活動に係る行動規範</li> <li>・ 大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程</li> <li>・ 公的研究費不正使用防止に関する基本方針</li> <li>・ 公的研究費不正防止計画</li> </ul> <p>《参考》</p> <p>■ コンプライアンス教育、研究倫理教育の実施記録など、学内で研究倫理の確立を図る取り組みを示す資料などが考えられます。</p>	
806	教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	B	教育研究等環境の適切性について、本部事務局として【2019年度自己点検・評価シート(大学基準8)】の記載内容をもとに点検・評価を行った。			<p>《参考》</p> <p>■ 施設・設備の利用状況の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、教育研究等環境の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい学生支援連絡会記録</li> <li>・ 図書館運営委員会記録</li> <li>・ 情報センター運営委員会記録</li> <li>・ 自己点検・評価シート</li> </ul>	
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	B	点検・評価において確認された課題に取り組んでいくことを確認した。				



# 2019年度自己点検・評価シート (大学全体)

## 大学基準9 社会連携・社会貢献

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認<<評定形式>>

評価①、②欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
901	大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。	A	(1) 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針を適切に明示しているか。	A	本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。社会貢献・社会連携に関しては「社会連携・社会貢献に関する方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/</a>			■社会連携・社会貢献に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「社会連携・社会貢献に関する方針」	
902	社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果等を適切に社会に還元しているか。	A	(1) 学外組織との適切な連携体制を構築しているか。	B	外部組織等からの連携要請については、企画・広報課が窓口となり、内容に応じて、関係教員や各部門との調整を行っている。なお、包括的な連携協定・覚書を締結する際には、大学協議会で確認し、大学評議会に報告している。 2019年度現在、学外組織等とは9つの連携協定・覚書を締結している。キャンパス所在地である横浜市及び神奈川県などの行政のほか、地元企業や組織と連携して活動を行っている。			■社会連携・社会貢献に関する取り組みの実施状況が把握できる資料 【大学全体】 ・学外組織との連携状況一覧 ・特別公開講座実施状況 ・コンサート実施状況 ・エコキャンパスに関する活動と取組 ・ボランティアセンター活動実績 ・読書運動プロジェクト活動状況	
			(2) 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究を推進しているか。	A	横浜市「大学・都市パートナーシップ協議会」においては、「ヨコハマ大学まつり」への参加のほか、協議会をとおして依頼のあった横浜市の活動に関するポスター制作依頼を学生団体に紹介するなど、学生の活動の場の提供にもつなげることができた。相鉄いずみ野線沿線における「次代のまちづくり」の推進に係る四者連携の一環としては、緑園都市の発展を目的として毎年秋に開催される「緑園街マルシェ」の企画・運営に7名の学生が参画し、地域社会の課題に取り組む実践の場となった。2018年度に連携協定を締結した横浜市環境創造局とは、本学の学生団体「エコキャンパス研究会」の学生が企画・運営に携わり、横浜市民向けの農体験イベント「あぐりツアー」に取り組んでいる。この取組は、地域活性化や社会的な意義が評価され、第1回横浜アクションアワード(主催:非営利活動法人アクションポート横浜)の協賛賞を受賞した。				
			(3) 地域交流、国際交流事業に参加しているか。	A	地域交流としては、上述の「緑園街マルシェ」「横浜市民向けの農体験イベント」の企画・運営に学生が参画しているほか、緑園都市年末一斉清掃への学生、教職員の参加、緑園都市コミュニティ協会の協力を得て、登下校する学生に向けて歩行マナー向上を呼び掛ける「「AFTER YOU! ~挨拶と歩行マナーキャンペーン~」などに取り組んでいる。 国際交流事業では、ボランティアセンターが中心となり、外国籍住民のための日本語教育と学習支援、海外ボランティア、国際機関実務体験プログラムなどに取り組み、学生が活動している。				

903	社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	B	2019年度第12回大学評議会(2020年3月10日開催)において、近年の外部との連携活動に関する状況報告を行った。現状について確認するとともに、今後の検証の方法、活動のあり方などについて検討する必要があることを共有した。生涯学習課、ボランティアセンター、教務課における社会連携・社会貢献の取組については、それぞれ所管の委員会で「2019年度自己点検・評価シート(大学基準9)」の記載内容をもとに点検・評価を行ったことを確認した。さらに、2020年度第1回自己点検・評価委員会(2020年6月24日開催)において、大学全体としての社会連携・社会貢献の取組状況、点検・評価の実施状況を確認した。			<参考> ■各種事業の利用状況、効果等の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、社会連携・社会貢献の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・生涯学習運営委員会記録 ・ボランティアセンター運営委員会記録 ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	B	学外組織との連携については、事例を積み重ねながら、学内における手続きや学生が参画する場合の確認事項などの調整をおこなってきた。一方で、さまざまな取組や活動について、関係者で検証する組織が明確になっていないことが課題であり、今後、整備する必要がある。		学外組織との連携活動について、とりまとめや検証を行う組織が明確になっていない。	

# 2019年度自己点検・評価シート (ボランティアセンター)

## 大学基準9 社会連携・社会貢献

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認<<評定形式>>

評価①、②欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
901	大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。		(1)大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針を適切に明示しているか。		本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。社会貢献・社会連携に関しては「教育・研究等環境に関する方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/</a>			■社会連携・社会貢献に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「社会連携・社会貢献に関する方針」	
902	社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果等を適切に社会に還元しているか。	A	(1)学外組織との適切な連携体制を構築しているか。	B	ボランティアセンターでは、各プロジェクトを実施しており、分野ごとに、地域や国際機関、行政等と連携している。本学では、外部関係者と共に学生スタッフの育成として研修会を実施している。第1回目はボランティアに関する理念や農業プロジェクトの実践について学び(計15名・2019年度)、第2回目は、他大学のボランティアセンターとの交流として、横浜市立大学ボランティア支援室、神奈川大学教育支援センターの教職員と共に共同で研修会を実施した(計23名・2019年度)。また毎年、防災教育として学生スタッフを「そなエリア東京(東京臨海広域防災公園)」に派遣しており(3名・2019年度)、外部関係者と連携し、学生スタッフの育成に努めている。また、毎年、NPO法人ユースビジョン主催「大学ボランティアセンター学生スタッフリーダーセミナー(於:大阪市立青少年文化創造ステーションKOKOPLAZA)」に学生スタッフを派遣しており、本年度は4名を派遣し、他大学と連携しながら、課題設定や課題解決について学んだ。				

902	(つづき)	<p>(2) 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究を推進しているか。</p>	<p>A 当センターでは、プロジェクトをととして、様々な社会貢献を実施している。学内に設置されたペットボトルを回収し、障がい者施設「NPO法人ともにあゆむ」の利用者によって学外へキャップが回収され、その後、認定NPO(JCV:Japan Committee, Vaccines for the World's Children)に送られることによって、ポリオワクチンが発展途上国に届き、発展途上国の健康改善や障がい者の雇用に取り組み、社会貢献へとつながっている。2019年度は36,808個が回収され、これはポリオワクチン42.9人分となる。また、切手の回収をしており、回収した切手を学生スタッフが分別をし、今年はNPOアジア学院に寄附を行った(約310枚)。また、本年度はアンネ・フランク生誕90周年として、明治学院大学名誉教授である樋口隆一先生がご登壇の講演会を主催し、社会貢献とおした教育を推進した。また、当センターが主催するアンネのバラ礼拝では、当センターの学生スタッフが育成するアンネのバラプロジェクトの一貫として、剪定後の花卉から作ったポプリを来場者にお配りし(60個・2019年度)、普遍的な平和の大切さを伝え、社会貢献につなげた。毎年、横浜市泉区役所による「ふれあい“ザ” いずみ軽スポーツ大会」に司会等の運営として学生を派遣しており、学生3人が参加した(2019年度)。</p>		<p>学内の様々な場所に設置されてあるペットボトル回収BOXで、多くの学生が参加している。実際にどのように現地にワクチンが届いているか、回収後の追跡調査によって、学生の視野が更に広がる。また、回収は、手軽なボランティアの一つであるため、学生スタッフが「一日ボランティア体験」として、学内の学生に紹介すると、活動の理解が深まると考える。</p>	<p>■社会連携・社会貢献に関する取り組みの実施状況が把握できる資料</p>	
		<p>(3) 地域交流、国際交流事業に参加しているか。</p>	<p>A 地域交流として、緑園東小学校での学習支援(ボランティア学生72名・2019年度)、NPO認定法人だんだんの樹及び泉区社会福祉協議会後援で、チャリティーの役割も担う演奏会緑園新春コンサート(出場者:52名、運営スタッフ28名・2019年度)では寿地区センターに27,790円を寄付した。「NPO法人だんだんの樹」での子ども食堂ボランティア及びセンターで育てた野菜の提供、社会福祉法人ル・プリくるみ会「ひかりの園」での作業所ボランティア(2名・2019年度)及び演奏ボランティア(2名・2019年度)やお菓子の共同開発を実施(72人分・2019年度)。また、2018年度から横浜マラソンに学生ボランティアを派遣しており、スポーツをととして地域に貢献をおこなっており、学内の一般学生と留学生との交流の機会ともなっている(20名・2019年度)。国際交流事業としては、特定非営利活動法人ABCジャパンでの日本語教育に対する学生ボランティアの派遣(2名・2019年度)。また、公益財団法人横浜市国際交流協会との共催「国際期間実務体験プログラム」での国際機関(1.国連WFP協会(WFP:United Nations World Food Programme)、2.国連食糧農業機関(FAO:The Food and Agriculture Organization)への派遣(2名・2019年度)等、多岐に渡ったプログラムやプロジェクトに参加、実施している。</p>	<p>子どもを対象としたプロジェクト、①子ども食堂・農業をプロジェクト、②緑園東小学校学習支援プロジェクトを強化し、高い効果が見られた。①は、学生企画として、センターが野菜を栽培し、これまで茄子(約2kg)モロヘイヤ(約500g)、オクラ(約2kg)、胡瓜(約2kg)等を子ども食堂に提供しており、学生自身は、農業や学習支援、調理といったボランティア活動を通して、自己肯定を養い、また、地域の課題解決に取り組んでいる。②は、実施日を毎週木曜日に固定し、そのため、参加児童(30名程)が定着化し、学生との信頼関係も構築されている。</p>			



902	(つづき)		(つづき)	<p>また外務省TICAD（アフリカ開発会議）では、本会議（7名・2019年度）及び「サブイベントとして当センターが主催した国際シンポジウム（後援：一般社団法人アフリカ協会）」にて学生がボランティアをし、また運営スタッフとして参加した（3名）。また、同TICAD7関連イベントとして、神奈川UNICEF協会主催の日本アフリカ格言カルタ・ワークショップ（於：赤レンガ倉庫）では、学生スタッフがボランティアとして参加し（10名・2019年度）、また、ボランティアのみではなく、教材開発にも実施し、既存のボランティア活動のみではなく、自分達で企画・運営に携わることの大切さについて学んだ。学内では、レバスタ及び学食向上委員会の学生と連携しながら、学食にてチャリティーランチを提供し、学生が学内のメニュー開発のみではなく、文化をとおしたチャリティープロジェクトを企画・運営し、売上金の一部をNPO法人日本アフリカ協議会に寄附した。</p> <p>また、TICAD7事業として音楽学部と連携し、在京南アフリカ大使館のご協力のもと、アフリカ人と音楽学部の学生及び学生スタッフ（3名）が音楽学部の教員が編曲した「ライオンキング” Circle of Life”」を合唱し、国際文化交流を実施。また学生スタッフが当日の運営に携わり、音楽に関連するマネジメントについても学んだ（於：フェリスホール）。また、日本赤十字社と共催で「世界を知る写真展『アフリカと難民～ボイス・オブ・アフリカ～』、日本赤十字社事業局国際部齋藤之弥参事による講演会を開催し、難民の現状をとおして、学生たちが日本とアフリカとのつながりについて考える機会を提供した。</p>				
903	<p>社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	A	<p>(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施しているか。</p> <p>(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>	<p>A プロジェクトの計画・実施・評価を適切に行なっており、プロジェクトを企画・参加した学生、関係者にアンケート調査を実施し、その結果を元に、次に参加する学生に引き継ぎ、改善・向上のに向けた取り組みを実施している。</p> <p>A ボランティアセンターによるアンケート調査・振り返りを通して、プロジェクトの改善に努めている。また、学生スタッフが主体したプロジェクトは失敗からも学びが多いため、なぜ機能しなかったか学生スタッフと議論をし、新しい企画や既存のプロジェクトの改善に繋げている。</p>	<p>これまで、ペーパーでアンケートを実施していたが、環境も配慮し、オンラインでもアンケートを実施しており、そのことによって情報の可視化が明確となり、センターや学生スタッフ、プロジェクト関係者との連携も強化されている。</p>	<p>学生スタッフに対するアンケートの実施について、回答を得るまでに何度もLINEで連絡を取る、といったプロセスが必要となっている。パソコンの利用を定着させ、また、学生スタッフ（プロジェクトリーダー）によるアンケートの回収等、学生スタッフ自身が自発的に取り組む必要がある。</p> <p>ボランティアに参加した学生は間が空くとモチベーションが下がってしまうため、なるべくボランティア活動直後にアンケート調査を実施する。</p>	<p>・ボランティアセンター運営委員会記録 ・自己点検・評価シート</p>	

## 2019年度自己点検・評価シート (教務課 ※PBL型授業での社会連携、多様な受入)

### 大学基準9 社会連携・社会貢献

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しなければならない。

#### 1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
901	大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。		(1) 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針を適切に明示しているか。		<p>本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。社会貢献・社会連携に関しては「教育・研究等環境に関する方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。  <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/</a></p>			<p>■社会連携・社会貢献に関する方針を明らかにし学内で共有した資料                      ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「社会連携・社会貢献に関する方針」</p>	
902	社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果等を適切に社会に還元しているか。	A	(1) 学外組織との適切な連携体制を構築しているか。						
			(2) 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究を推進しているか。	A	<p>【教務課】                      ■学外の団体(自治体、企業、NPO・NGO)と連携して社会の諸課題の解決にあたるPBL科目を開講している。【PBL協定書】                      ■科目等履修生、音楽学部公開講座(ディプロマコース)により正規学生以外の受入れを行っている。【科目等履修生規程、大学院科目等履修生規程、音楽学部公開講座内規】</p>			<p>■社会連携・社会貢献に関する取り組みの実施状況が把握できる資料                      【教務関係】                      ・PBL科目の協定書                      ・科目等履修生受入資料(大学教務委員会資料)                      ・ディプロマコース受入資料(音楽学部教授会資料)</p>	
			(3) 地域交流、国際交流事業に参加しているか。						
903	社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	<p>社会連携・社会貢献の適切性について、2020年度第2回大学教務委員会(2020年5月27日開催)において、点検・評価項目に従って、「2019年度自己点検・評価シート(大学基準9)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。</p>			<p>《参考》                      ・各種事業の利用状況、効果等の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、社会連携・社会貢献の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。</p>	
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	<p>PBL科目の履修者、科目等履修生及びディプロマコース履修者に大きな減少傾向がないことから、次年度も引き続き本制度を運用することを確認した。</p>			<p>・生涯学習運営委員会記録                      ・ボランティアセンター運営委員会記録                      ・大学教務委員会記録                      ・自己点検・評価シート</p>	

# 2019年度自己点検・評価シート (生涯学習課)

## 大学基準9 社会連携・社会貢献

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認<<評定形式>>

評価①、②欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
901	大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。		(1) 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針を適切に明示しているか。		本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。社会貢献・社会連携に関しては「教育・研究等環境に関する方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/</a>			■社会連携・社会貢献に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「社会連携・社会貢献に関する方針」	
902	社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果等を適切に社会に還元しているか。	A	(1) 学外組織との適切な連携体制を構築しているか。						
			(2) 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究を推進しているか。	A	【生涯学習課】 大学の知を社会に還元するため、オープンカレッジの講座を83講座開講し、のべ約1,100名の受講があった。 また、横浜市と協定を結んでの、地域の親子を対象とした「森の楽しみづくり事業」や、かながわ大学生涯学習推進協議会を通じての生涯学習フェアを実施した。			■社会連携・社会貢献に関する取り組みの実施状況が把握できる資料 【生涯学習関係】 ・オープンカレッジ講座実施状況	
			(3) 地域交流、国際交流事業に参加しているか。	B	【生涯学習課】 防犯・防災面及び文化面での地域連携を行うという趣旨で、近隣の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校と共催で2019年11月7日にジョイント・コンサートを実施した。				
903	社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	【生涯学習課】 社会連携・社会貢献の適切性について、2020年度第1回生涯学習運営委員会(2020年5月14~20日開催)において、点検・評価項目に従って、「2019年度自己点検・評価シート(大学基準9)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			<<参考>> ■各種事業の利用状況、効果等の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、社会連携・社会貢献の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・生涯学習運営委員会記録 ・ボランティアセンター運営委員会記録 ・自己点検・評価シート	
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	【生涯学習課】 本学の教育研究を社会に還元できる講座を検討し、2020年度にキリスト教に関係の深い1講座を新規開講予定とした。				



## 2019年度自己点検・評価シート (大学全体)

### 大学基準10 大学運営

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行わなければならない。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず職員の資質向上に取り組みなければならない。さらに、必要かつ十分な財政基盤を確立し、大学運営を適切に行わなければならない。

#### 1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①点検・評価項目	評価 ①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価 ②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
1001	大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。	A	(1) 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する方針を明示しているか。  (2) 学内構成員に対し大学運営に関する方針を周知しているか。	A	本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。大学運営・財務に関しては「管理運営・財務に関する方針」として定めている。  「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」と「管理運営・財務に関する方針」は大学公式サイトに掲載し、大学内教職員のみならず、広く一般にも公開している。 <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/</a>			■管理運営に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「管理運営・財務に関する方針」	
1002	方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。	A	(1) 適切な大学運営のための組織の整備として下記を実施しているか。 ・学長の選任方法・権限の明示 ・役職者の選任方法・権限の明示 ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備 ・教授会の役割の明確化 ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化 ・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化 ・学生、教職員からの意見への対応  (2) 適切な危機管理対策を実施しているか。	A	大学としての意思決定は、最終的には理事会の権限及び責任のもとにあるが、大学の運営に関する重要事項についての意思決定プロセスは、各学部教授会・各研究科委員会、及び大学評議会・大学院委員会の審議を経て行われている。			■規程集(法人及び大学のもの) ・学校法人フェリス女学院規則集  ■寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ・学校法人フェリス女学院寄附行為施行細則  ■学長選出・罷免に関する規程 ・大学長候補者選考規程 ・大学長候補者選挙管理委員会内規  ■役職者の職務権限に関する規程 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ・学校法人フェリス女学院寄附行為施行細則 ・組織並びに運営等に関する規程 ・大学規程  ■教授会規程* ・教授会及び研究科委員会規程  ■設置法人の理事会名簿(役職、氏名、所属先等を明示したもの) ・理事会名簿	
				B	危機管理対策の一環として、大学では年に2回、各キャンパスにおいて学生、教職員を対象に避難訓練を実施している。また、教職員を対象に、防災訓練(避難器具体験)も実施し、災害対策に備えている。更に、訓練に合わせ防災自助意識を高める「災害カード」を作成し、学生に配布を行っている。 また、国内・海外の研修旅行・ゼミ旅行・部活動合宿等を実施中に重大事故が発生した場合に備え、国内/海外危機管理マニュアルを整備し、教職員を対象とした説明会を毎年開催している。海外短期研修への参加等、留学する学生を対象にも危機管理説明会を開催し、注意喚起を促している。2019年度は「災害マニュアル」に着手し、泉区役所の防災担当者を確認しながら、南海トラフ地震を見据えた地震発生後の対応についてまとめた。		※学長の行動計画 防火管理で求められている火災想定の方策拡充が継続課題となっているため、2020年度中に対応策を検討する。また、災害マニュアル整備に着手したが完成していないこと、事業継続計画(BCP)は2011年度に設定されたがその後の整備が行われていないことが課題であり、2020年度中に対応策を検討する。必要に応じて、本部事務局とも連携して進めていく。 なお、広報に関わる危機管理対策については、まだ着手していない。万が一、不祥事が発生した場合の大学内の対応について準備しておく必要がある。		



<p>1003</p>	<p>予算編成及び予算執行を適切に行っているか。</p>	<p>B</p>	<p>(1) 予算執行プロセスの明確性・透明性を高めるため、下記に取り組んでいるか。          ・内部統制等          ・予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの設定</p>	<p>B</p> <p>大学では、理事会で承認された学院の予算編成方針に基づき、例年7月に学長と大学事務部長が「大学事業計画と予算策定方針」を作成し、各部門の所属長に対し周知の上、事業計画案と予算案の提出を求めている。10月に各部門から提出される予算案については、学長、事務部長、総務課、企画・広報課が大学の中期計画と予算の関連性や事業の優先順位を考慮しながら、11月に各部門の所属長に対しヒアリングを実施の上、調整し、1月の大学評議会の議を経て本部事務局に提出している。</p> <p>大学における予算執行の最終的な統括責任者は学長であるが、学院経理規程、予算執行内規において、執行額と予算部門により執行権限が規定されている。</p> <p>予算執行状況について、事務部門においては会計システムを使い、執行状況をリアルタイムで把握できる体制が整備されている。会計システムでの管理が導入されていない教育系の所管については、毎月、総務課から実績表を配布し、執行状況を確認することとしている。</p> <p>「予算執行及び契約に関する規程」に基づき、予算執行権限者への稟議書の提出を徹底、予算策定時に予定されていないかかった支出については、事由と所管内の執行の調整による流用を前提として稟申により許可をとるよう周知している。</p>			<p>■寄附行為又は定款          ・学校法人フェリス女学院寄附行為          ・学校法人フェリス女学院寄附行為施行細則          ・経理規程          ・予算執行及び契約に関する規程          ・監事監査規程          ・内部監査規程</p>	
<p>1004</p>	<p>法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。</p>	<p>B</p>	<p>(2) 大学運営に関わる適切な組織を構成し人員を配置しているか。          ・職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用状況          ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備          ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）          ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善</p>	<p>B</p> <p>(事務職員の人事制度は本部事務局の記載のとおり。)          多様化する課題への対応や、本学の教育理念を実現するための活動については、それぞれの分野に関する専門的な知識を持つ人材や経験者を嘱託職員として採用している（ボランティアセンター、宗教センター、バリアフリー推進室、演奏会室など）。</p> <p>教学運営・大学運営については、実務レベルでの協働を行うと同時に、各種委員会の構成メンバーに職員が入り、運営面での協働を行っている。</p>			<p>■法人及び大学の組織機構が分かる資料          ・本部事務局規程          ・大学規程</p> <p>■職員採用規程          ・専任事務職員採用規程          ・事務職員人事規程          ・職員人事委員会規程</p> <p>《参考》          ■事務組織の適切な機能を示す資料として、教学運営等における教職協働の取り組み実例に関する資料などが考えられます。</p>	
<p>1005</p>	<p>大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。</p>	<p>A</p>	<p>(1) 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)を組織的に実施しているか。</p>	<p>A</p> <p>大学では、高度化・多様化する業務への対応を可能とする教職員の育成を目標に、知識・能力・資質向上のための研修の機会を設けている。2019年度は、「2018年度満足度調査及び2019年度新生アンケート集計報告」「語学のフェリスとしての取り組みと語学教育カリキュラム改革」などをテーマとする大学職員業務学習会、2018年度決算や経年の推移からみた本学の状況について学ぶ「財政白書勉強会」、大学を取り巻く環境の変化や国の政策動向を学ぶための講演会等6回の学習会を実施した。(うち2回は教員参加型)          実施後は出席者にアンケートをとり、内容の理解度等の確認を行っている。</p>		<p>※学長の行動計画          SDの取組として実態はあるが、教員も含めた組織的な実施には至っていない。これまでの取組状況をもとに、SD実施に関する規程を整備する。</p>	<p>■大学としてのSDの考え方、実施体制、実施状況が分かる資料          ・大学職員業務学習会(SD)報告書</p>	

1006	大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	B	大学運営の適切性について、学長・事務部長が、点検・評価項目に従って、「2019年度自己点検・評価シート(大学基準10)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 寄附行為又は定款</li> <li>・ 学校法人フェリス女学院寄附行為</li> <li>・ 学校法人フェリス女学院寄附行為施行細則</li> <li>■ 監事による監査報告書</li> <li>・ 監事による監査報告書</li> </ul>	
			(2) 監査プロセスは適切か。				<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 監査法人又は公認会計士による監査報告書</li> <li>・ 監査法人又は公認会計士による監査報告書</li> <li>■ 事業報告書</li> <li>・ 事業報告書</li> </ul>		
			(3) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	B	点検・評価において確認された課題に引き続き取り組んでいく。		<p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 監査に関するもののほか、組織改革など大学運営に関する事項の改善実例を示す資料や、大学運営の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだ事実を示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。</li> <li>・ 自己点検・評価シート</li> </ul>		

# 2019年度自己点検・評価シート (本部事務局)

## 大学基準10 大学運営

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行わなければならない。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず職員の資質向上に取り組みなければならない。さらに、必要かつ十分な財政基盤を確立し、大学運営を適切に行わなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
1001	大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。	A	(1) 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針を明示しているか。  (2) 学内構成員に対し大学運営に関する方針を周知しているか。	A  A	本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。大学運営・財務に関しては「管理運営・財務に関する方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/</a>			■管理運営に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「管理運営・財務に関する方針」	
1002	方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。	A	(1) 適切な大学運営のための組織の整備として下記を実施しているか。 ・学長の選任方法・権限の明示 ・役職者の選任方法・権限の明示 ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備 ・教授会の役割の明確化 ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化 ・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化 ・学生、教職員からの意見への対応	A	本学は、学校法人フェリス女学院のもとに設置されており、大学のほかに中学校・高等学校が設置されている。学校法人及び設置校に関わる重要な意思決定は最終意思決定機関である理事会の承認を得て行われる。理事会については「寄附行為」に定めており、法人の代表である理事長が招集し、議長となる。また、理事会の方針に基づき、理事会の決議によって委任された学院業務運営の特定事項及び理事長が必要と認めた事項について審議し決定する機関として常任理事会が設置され、学院業務運営の全般的計画樹立、各部門間業務調整等のほか、学院の重要事項について審議し、学院長の意志決定を扶ける機関として統括管理職会議が設置されている。 理事会及び常任理事会には学長及び大学選出理事(専任教員)1名が構成員に含まれており、大学からの陪席者として副学長2名、学部長3名が出席している。統括管理職会議には学長が構成員として含まれている。また、法人には評議員会を置き、法人の業務若しくは財産の状況、役員の業務執行の状況について意見具申等を行う役割を担っている。評議員39名のうち10名は教職員から選任されており、大学からは教員4名、事務局から3名が構成員となっている。これらの学院運営上、主要な役割を持つ会議体において、大学からは教学の観点からの意見を申し述べ、法人としては管理・運営面からの意見を示すなど、教学活動の支援、実現に向けた双方からの意見交換を密に行っている。 なお、2019年度は、2020年4月1日施行の私立学校法の一部改正に対応するため「寄附行為」の改正(2019年度第4回理事会(2019年10月24日開催)承認)を行い、2020年1月22日付けで文部科学大臣に認可された。			■規程集(法人及び大学のもの) ・学校法人フェリス女学院規則集  ■寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ・学校法人フェリス女学院寄附行為施行細則  ■学長選出・罷免に関する規程 ・大学長候補者選考規程 ・大学長候補者選挙管理委員会内規  ■役職者の職務権限に関する規程 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ・学校法人フェリス女学院寄附行為施行細則 ・組織並びに運営等に関する規程 ・大学規程  ■教授会規程* ・教授会及び研究科委員会規程  ■設置法人の理事会名簿(役職、氏名、所属先等を明示したもの) ・理事会名簿	・常任理事会規程 ・統括管理職会議規程

<p>1002</p>	<p>(つづき)</p>	<p>B</p>	<p>(2) 適切な危機管理対策を実施しているか。</p>	<p>B</p> <p>学院全体の危機管理対策のうち、防火・防災に関することについては、「学院防火・防災管理規則」に則り対応している。</p> <p>緊急時の連絡対策として、大学全学生・保証人、教職員を対象とする緊急連絡メールシステムを構築している。必要時に適切に対応できるよう、毎年4月に一斉配信の受信確認も行っている。</p> <p>2019年度の新型コロナウイルス感染症対策においては、文部科学省や関連省庁、県、横浜市からの通達を学院全体で共有するとともに、大学、中高、本部の動きを関係者が把握できるよう、サイボウズ「スペース」機能を利用して情報共有を図った。</p>				<p>・学院防火・防災管理規則</p>
<p>1003</p>	<p>予算編成及び予算執行を適切に行っているか。</p>	<p>B</p>	<p>(1) 予算執行プロセスの明確性・透明性を高めるため、下記に取り組んでいるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部統制等</li> <li>・予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの設定</li> </ul>	<p>B</p> <p>学院全体の単年度の予算編成の流れは、大枠として以下のとおりである。</p> <p>①本部事務局が、学院の将来構想を実現するための財政基盤の安定化を目標とし、収支均衡を条件に予算編成方針を作成する。常任理事会での承認後、大学・中高・本部の各部門に提示する。</p> <p>②各部門が当該予算編成方針に基づいて予算案を作成し、本部事務局に提出する。</p> <p>③本部事務局は提出された予算案を集計し、学院全体の財政バランスを考慮し、各部門の予算編成責任者・予算業務担当者に対しヒアリング・査定を実施する。当該査定結果を予算案に反映後、学院長、理事長の査定及び評議員会を含む各会議体を経て、最終的に理事会において事業計画とともに承認される。大学が担う予算編成は主に上記②である。</p> <p>予算執行においては、経理規程、予算執行及び契約に関する規程により執行権限が規定され、責任が明確にされている。大学における最終的な統括責任者は大学長であるが、執行額と予算部門により執行責任者を定めている。なお、5万円以上の執行に関しては予め稟議での承認を要することとしている。</p> <p>事務部においては法人中期計画である経理業務の効率化の推進により、各課で予算執行がリアルタイムに把握できるようになっている。教育系の所管においては、月に1度総務課から実績表を配布している。また、財務課から定期的に提供される月次決算により大学全体の執行について確認を行っている。</p> <p>学院全体の予算執行状況の調査・分析は本部事務局経営推進課が担っている。毎年度決算確定後に、学院全体、大学、中高における資金収支、事業活動収支及び財務比率の推移をもとに10年間の趨勢を「財政白書」にまとめ、常任理事会に報告している。大学では、教職員を対象とする決算報告会を毎年開催しており、その際に、経営推進課が財政白書を用いて状況報告を行っている。</p>			<p>■ 寄附行為又は定款</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校法人フェリス女学院寄附行為</li> <li>・学校法人フェリス女学院寄附行為施行細則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年度予算編成方針（業達18-25）</li> <li>・経理規程</li> <li>・予算執行及び契約に関する規程</li> <li>・フェリス女学院財政白書（2009～2018年度）</li> </ul>



1004	法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。	B	(1) 大学運営に関わる適切な組織を構成し人員を配置しているか。 ・職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用状況 ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備 ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働) ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善	B	採用・昇格は、事務職員人事規程、職員人事委員会規程を整備し、適切に運用している。多様化する課題に対応するため、学内・学外における各種研修への積極的な参加を促し、職員の能力向上に努めている。さらに、専門的な知識を必要とする業務に関しては、専門的な資格や経歴を持つ職員や嘱託職員を採用し、事務業務のみならず教学面の支援にも繋がるような人材を配置している。人事考課を含む職員人事制度については、学院中期計画における人事施策の一つとして見直しに取り組んでいる。2019年度は制度を整備し、2020年度からの導入に向け職員への説明会や職員組合との協議等を行った。			<ul style="list-style-type: none"> <li>■法人及び大学の組織機構が分かる資料</li> <li>・本部事務局規程</li> <li>・大学規程</li> <li>■職員採用規程</li> <li>・専任事務職員採用規程</li> <li>・事務職員人事規程</li> <li>・職員人事委員会規程</li> </ul> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■事務組織の適切な機能を示す資料として、教学運営等における教職協働の取り組み実例に関する資料などが考えられます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校法人フェリス女学院中期計画(2015~2020)</li> </ul>
1005	大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。	A	(1) 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)を組織的に実施しているか。	A	<p>&lt;学院全体の事務職員研修&gt;</p> <p>① 根拠資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年度事務職員研修ガイド</li> <li>・2019年度事務職員研修体系</li> <li>・2019年度研修の実施状況</li> </ul> <p>② 取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「フェリス職員としての基礎能力の養成と向上」を目的とした研修体系に基づき、階層別研修、目的別・業務別研修、全体研修を実施した。</li> <li>・学内での階層別や全体研修により知識・スキルの修得と平準化を行うとともに、私大連研修や五大学合同新人研修等学外で学ぶ機会を活用して、新たな視点の獲得・外部事例の収集・人脈形成などを促進した。</li> <li>・新人サポーター制度においては、新人のみならずサポーターにとっても指導することを通して新たな学びと気づきを得るものとなっている。</li> <li>・外部講師招聘の学内研修：テーマ「業務マニュアル作成研修」(全体研修)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>■大学としてのSDの考え方、実施体制、実施状況が分かる資料</li> <li>・大学職員業務学習会(SD)報告書</li> </ul>	
1006	大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	B	本部事務局として、「2019年度自己点検・評価シート(大学基準10)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			<ul style="list-style-type: none"> <li>■寄附行為又は定款</li> <li>・学校法人フェリス女学院寄附行為</li> <li>・学校法人フェリス女学院寄附行為施行細則</li> <li>■監事による監査報告書</li> <li>・監事による監査報告書</li> </ul>	
			(2) 監査プロセスは適切か。	B	学院中期計画「三様監査機能の整備」に基づき、体制を整備しており、監査計画のもと、それぞれが監事監査、監査法人による監査、内部監査を実施した。また、内部監査室においては、大学運営に関する項目としては、外部団体(周辺会計)監査、科学研究費補助金に関する監査などについても定期的に実施している。			<ul style="list-style-type: none"> <li>■監査法人又は公認会計士による監査報告書</li> <li>・監査法人又は公認会計士による監査報告書</li> <li>■事業報告書</li> <li>・事業報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監事監査規程</li> <li>・内部監査規程</li> </ul>
		(3) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	B	点検・評価において確認された課題に取り組んでいくことを確認した。			<p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■監査に関するもののほか、組織改革など大学運営に関する事項の改善実例を示す資料や、大学運営の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだ事実を示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。</li> <li>・自己点検・評価シート</li> </ul>		

# 2019年度自己点検・評価シート (総務課)

## 大学基準10 財務

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行わなければならない。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず職員の資質向上に取り組みなければならない。さらに、必要かつ十分な財政基盤を確立し、大学運営を適切に行わなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認<評価形式>

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①点検・評価項目	評価 ①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価 ②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
1101	教育研究を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。		(1) 大学の将来を見据えた計画等や中・長期の管理運営方針に則した中・長期の財政計画を策定しているか。					■中期計画期における予算・収支等の財政計画	
			(2) 当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標を設定しているか。						
1102	教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているか。	B	(1) 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)を確立しているか。	B	毎年度次年度の事業計画と予算の編成時期を合わせ、各所管に学長、事務部長がヒアリングを行い、重点事業として優先度の高い案件を採択している。			<私立大学> ■財務計算書類(6カ年分) ・財務計算書類(6カ年分)  ■財産目録 ・財産目録  ■事業報告書 ・事業報告書  ■監事による監査報告書(6カ年分) ・監事による監査報告書(6カ年分)  ■監査法人又は公認会計士による監査報告書(6カ年分) ・監査法人又は公認会計士による監査報告書(6カ年分)  ■大学基礎データ(表9、表10、表11) ・大学基礎データ(表9)「事業活動収支計算書関係比率・消費収支計算書関係比率」(法人全体) ・大学基礎データ(表10)「事業活動収支計算書関係比率・消費収支計算書関係比率」(大学部門) ・大学基礎データ(表11)「貸借対照表関係比率」  ■5カ年連続財務計算書類(様式7) ・5カ年連続財務計算書類(様式7)	
			(2) 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るために仕組みを構築しているか。						
			(3) 外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲得、資産運用等に取り組んでいるか。	B	科学研究費については、大学総務課が担当部署となり、研究支援を行っている。公募時の周知方法の工夫や申請書類作成時の支援を実施、着実に応募及び採択件数が増加している。また、コンスタントに日本学術振興会特別研究員の受入れを行い、特別研究員奨励費を獲得し、若手研究者の研究支援も合わせて実施している。				

# 2019年度自己点検・評価シート (本部事務局)

## 大学基準10 財務

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行わなければならない。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず職員の資質向上に取り組まなければならない。さらに、必要かつ十分な財政基盤を確立し、大学運営を適切に行わなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認<評定形式>

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料			
1101	教育研究を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。	A	(1) 大学の将来を見据えた計画等や中・長期の管理運営方針に則した中・長期の財政計画を策定しているか。	A	財務状況については2019年度事業報告書に記載。			■中期計画期における予算・収支等の財政計画				
			(2) 当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標を設定しているか。	B					・財務指標(学校法人フェリス女学院中期計画(2015~2020))			
1102	教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているか。	B	(1) 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)を確立しているか。	B				財務状況については2019年度事業報告書に記載。			<私立大学> ■財務計算書類(6カ年分) ・財務計算書類(6カ年分)	・予算・事業計画のガイドライン(学校法人フェリス女学院中期計画(2015~2020))
			(2) 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るために仕組みを構築しているか。	B							■財産目録 ・財産目録	
			(3) 外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲得、資産運用等に取り組んでいるか。	B							■事業報告書 ・事業報告書	
											■監事による監査報告書(6カ年分) ・監事による監査報告書(6カ年分)	
											■監査法人又は公認会計士による監査報告書(6カ年分) ・監査法人又は公認会計士による監査報告書(6カ年分)	
											■大学基礎データ(表9、表10、表11) ・大学基礎データ(表9)「事業活動収支計算書関係比率・消費収支計算書関係比率」(法人全体) ・大学基礎データ(表10)「事業活動収支計算書関係比率・消費収支計算書関係比率」(大学部門) ・大学基礎データ(表11)「貸借対照表関係比率」	
								■5カ年連続財務計算書類(様式7) ・5カ年連続財務計算書類(様式7)				



# 2019年度自己点検・評価シート (国際課)

任意1(国際課)

## 任意1 国際化推進

### 1. 点検項目等に基づく状況確認《評価形式》

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
1201	学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。	A	(1) 大学の理念・目的を踏まえた国際化推進に関する方針を明確に定めているか。	A	2017-2020年度中期計画申請様式及び2019年度事業計画において明確に定めている。年度はじめに国際センター委員会でもその方針を確認し、各学部教授会及び大学評議会でも主たる方針が確認されている。	中期計画の方針に基づき、毎年度、事業計画の策定及び振り返りができている。	2021年度以降の中期計画策定にあたっては、国際化推進委員会において、今後の大学の中長期計画における国際化推進に関する方針を確認したうえで策定する必要がある。	■国際化推進に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「学生支援方針」	
1202	学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。	A	(1) 留学希望者に対し、十分な情報及び機会の提供、支援を行っているか。	A	【情報提供】 ・国際課で作成している海外留学冊子「Study Abroad2019」の配布。 ・各種留学プログラムの説明会(プログラム別、国別に複数回)の実施。 ・認定留学希望者向けには、提携している学外エージェント2社による学内全体説明会及び個別相談会を毎年実施。 ・長期留学(交換・認定)経験者のマンスリーレポートを学生が自由に閲覧できるように、国際センターに配置。 【留学支援】 ・留学決定者を対象とした準備講座(長期留学については教務課、就職課と連携)及び事後研修を実施。 ・学内での国際交流の機会(留学生との交流、協定校との交流)を提供し、学生の海外留学への動機付けに資する機会を提供。	(1)派遣実績の少ない協定校への交換留学生派遣2019年度は新たな試みとして、従来派遣実績が少なかった協定校への派遣実績をつくるため、次の取り組みを実施した。その結果、交換留学希望者を得ることができた。 <取り組み> ・フィリピンの協定校関係者の協力のもと、アジア・ウィークを実施。 ・実績の少ない協定校の留学説明会を、人気の高い協定校の説明会とセットで実施することで、学生への認知度を高める試みを実施。  (2)認定留学者数の増加 認定留学に特化した説明会の実施、及び学外エージェントの積極的活用により、認定留学希望者及び決定者が微増している。	(1)協定校派遣 協定により派遣が可能な協定校すべてについて、定員通りの派遣を実施することが課題。現時点で派遣実績が少ない協定校の学内広報を継続して強化実施していく必要がある。  (2)認定留学派遣 提携している学外エージェントによる学内説明会及び個別相談会の実施時期について、学生の実際の動向及びニーズに合うよう見直しを行う。  (3)新型コロナウイルス対応 2020年度は現実的に海外留学派遣が難しいため、派遣事業については、留学の準備段階の支援強化を行う。	■留学制度や経済的支援制度を学生に周知するための資料 ・海外留学ガイドブック「Study Abroad 2019」 ・協定校別、留学プログラム別のリーフレット ・大学基礎データ_留学生数推移データ	・留学経験者のマンスリーレポート ・2019年度第1回国際センター委員会資料No.07(留学説明会実施報告)
			(2) 外国人留学生の受入れ、教育及び生活に対する適切な指導・支援を行っているか。	A	受入れ交換留学生、私費留学生に対しては下記のとおり実施済み。 (1)学習支援 国際センター講師による指導、AAの配当及び必要によりチューター(同一科目履修者より推薦)を配置。チューター報告書で留学生及びチューター双方の学習深化を確認。加えて、日本語学習のパートナーとなるランゲージ・アシスタント(LA)を新たに設置し、さらなる日本語能力の強化が求められる受入れ交換留学生の学習支援を強化した。 (2)経済的支援 学内奨学金(授業料減免)、給付のほか学外奨学金(JASSO、齋藤清子オリブ奨学金等)の利用を推奨するとともに、申請・受給手続をサポートした。 (3)生活支援 学生生活をフォローするメンター、国際学生交流会館における共同生活をサポートするRAを募集及び採用した。RAには月例会で国際課員が定期的にヒアリングを行うとともに、通年でフォローアップを実施した。	ランゲージ・アシスタント(LA)を導入することで、日本語の能力が入門レベルである受入れ交換留学生の支援を強化することができた。またこのことにより、協定校からの受入留学生の対象を拡げることができた。	協定校との情報交換を継続して実施し、可能な範囲で遠隔での交流会の実施も検討していく。また、私費留学生の受入れについては、入学者の出身校である日本語学校をはじめ、訪問実績のある日本語学校を中心に、本学の情報の積極的な提供を行う(遠隔による学校訪問活動を含む)。  新型コロナウイルス感染拡大の影響の伴い、遠隔授業が実施されることになり、新たな生活様式が推奨される中で、外国人留学生の生活及び学習支援をより強化する必要がある。	大学基礎データ_表7	・2019年度第13回国際センター委員会資料III06、2019年度第14回国際センター委員会資料II02(ランゲージ・アシスタント)
			(3) 大学の教育理念を踏まえた国際交流活動の機会を提供しているか。	A	【協定校との交流】 ・協定校からの学生を交えた訪問にあわせて、学内における国際交流の機会を国際課が中心となり進めている。2019年度はホープ・カレッジ(アメリカ)からの訪問にあわせたHope Coming Day、フィリピン大学、シリアン大学(フィリピン)の訪問にあわせたアジア・ウィークを実施した。 ・協定校の担当者来訪にあわせて、協定校担当者による当該協定校への留学説明会の実施。また、担当者との情報交換及び留学の諸条件による交渉を実施した。 ・長年、交流の実績が途絶えていたフィリピンの協定校を訪問し、今後のパートナーシップの継続について改めて確認し、交流が深まった。 ・本学の最も古い協定校であるホープ・カレッジの学長就任式に参加(学長代理として国際部長が参加)した。  【受入交換留学生を中心とした学内交流】 例年どおり歓迎礼拝、ジャパスタディーツアー、クリスマス会、学長との交流会及び帰国報告会を実施。  【正課授業における交流】 国際交流学科科目「国際交流への招待」において、例年どおり、交換留学生在が発表者としてゲスト参加し、履修学生との授業内での交流の機会を持った。	・フィリピンの協定校を実際に訪問したことで、学内広報の材料を得ることができ、学内広報の強化につながった結果、フィリピンの協定校への交換留学希望者を得ることができた。	新型コロナウイルスの影響を受け、2020年度は協定校から実際の訪問を受け入れることが難しい状況にあるため、遠隔を利用した交流会等の実施を検討していく必要がある。		・2019年度事業報告・振り返り ・2019年度第5回国際センター委員会No.03(Hope Coming Day) ・第11回国際センター委員会資料No.08(アジア・ウィーク) ・2019年度第9回国際センター委員会資料No.07(フィリピン協定校関係) ・2020年度第1回国際センター委員会資料III04(受入交換留学生関連行事) ・2019年度第8回国際センター委員会資料No.09-01(留学生による授業協力他)



1202	(つづき)		(4) 適切な危機管理体制を構築し、実効性を担保しているか。	A	<p>提携している危機管理のコンサルタント(株)日本リスクマネジメント及び学生が加入する保険を取り扱う(有)石間企画による危機管理説明会を、留学出発前の時期に実施し、留学決定者には参加を義務付けている。また、保証人や休学留学生、ゼミでの海外渡航者も参加可とし、広く危機管理情報を提供。2019年度は留学決定者のうち、危機管理説明会への欠席者への個別対応を徹底した。</p> <p>留学中も、長期留学者(交換・認定)についてはマンズリーレポートの提出を求め、安全を確認。短期留学者については、学生リーダーを通して状況を把握。個別の相談も随時受け、学生が安心して留学生活を送れるよう支援。結果、重大事故は発生しなかった。</p> <p>また、教職員向け危機管理説明会も例年どおり実施した。2019年度は、従来は新任の教員のみを対象として実施していた留学プログラム引率・担当教員への危機管理説明会について、当該年度の引率・担当教員全員を対象として実施した。</p> <p>2020年1月からの新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応については、(株)日本リスクマネジメントのアドバイスを受けながら、学生の安全確保を最優先とする方針のもと、日々変化する状況に適宜対応を行い、派遣交換留学及び正課授業での現地派遣の中止・延期を決定し、派遣認定留学については留学の取りやめ・延期(帰国含)の勧告を行った。</p>	<p>・2019年度は認定留学生1名が諸事情により、留学期間を変更して帰国する事態があったが、(株)日本リスクマネジメント及び派遣先大学の受入担当者の協力を得て、学生が納得したうえで留学の期間変更及び安全な帰国の支援をすることができた。</p> <p>・新型コロナウイルス感染拡大に伴う派遣交換留学者の帰国、留学の取りやめ、延期、短期海外研修における現地派遣の中止、並びに派遣認定留学者の帰国、留学の取りやめ、延期を促す勧告について、(株)日本リスクマネジメントとの情報共有・連携のもと、適切に対応ができた。</p>	<p>・学内での危機管理体制が適切にとられていること、また、幸いなことに重大事故が起きていないことから、学内の危機管理委員の危機管理対応の経験値が低い状態にある。今後、何か重大事故が発生した時のことを想定し、学内でのシミュレーションを定期的実施していく必要がある。このことについて、学生課と情報共有を図り、準備を既に開始した。</p> <p>・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、世界規模での感染症にも対応できる危機管理マニュアルを策定する必要がある。この件についても、既に着手済み。</p>		<p>・危機管理マニュアル ・2019年度第1回国際センター委員会資料No.17(危機管理説明会)</p>
1203	学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	<p>2020年度第3回国際センター委員会(2020年5月29日開催)において、点検・評価項目に従って、「2019年度自己点検・評価シート(任意1国際化推進)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。</p>	<p>国際センター委員会において、随時、派遣留学者及び外国人留学者の状況を共有しており、国際センター委員からの意見も取り入れて、随時、適切な対応ができている。</p>	<p>2021年度以降の中期計画策定にあたっては、国際センター委員会において2017-2020中期計画の振り返りを実施し、大学の理念・目的に沿った国際化推進に資する具体的な事業計画を検討していく必要がある。</p>		<p>・国際センター委員会資料 ・自己点検・評価シート ・事業報告・振り返り</p>
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	<p>【派遣】 (1)交換留学の諸条件の見直し 派遣交換留学者数を増加させることを目的として、交換留学の諸条件について協定校と交渉を行い、2020年度派遣者から、①語学基準の一部引き下げ、②協定校学費の一部引き下げ、を実現させた。 (2)海外インターンシップ 派遣先の業種拡大を狙い、学外エージェントの協力のもと、従来の派遣先に加え派遣先を2社増加した。また、従来、就職課とともにインターンシップに関する合同説明会を実施してきたが、2019年度から海外インターンシップのみの説明会も実施することとした。</p> <p>【受入・派遣】 (1)協定校訪問 ・長年、交流の実績が途絶えていたフィリピンの協定校を訪問し、今後のパートナーシップの継続について改めて確認し、交流が深まった。 ・本学の最も古い協定校であるホープ・カレッジの学長就任式に参加(学長代理として国際部長が参加)した。</p>	<p>・来日した協定校の担当者と国際部長を交えた情報交換及び交渉を行なったことで、本学からの派遣交換留学の諸条件の見直しを行うことができ、学生にとってより好条件での基準に改定することができた。</p> <p>・ホープ・カレッジ学長就任式に際して、国際部長と先方の担当者との間で留学に関する諸条件を更新する交渉を開始。その後、先方の関係者が来日して交渉を継続し、2019年度中に本学在学学生にとってより有利な留学条件について合意を得ることができた。</p> <p>・海外インターンシップ派遣者数が増加傾向にある。今後も学生のニーズに対応しつつ、インターンシップの機会を増やしていく計画である。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、従来うまく機能していた留学生サポーター、受入外国人留学生、日本人在学生の交流の場の提供について、形態を変えて対応していく必要がある。</p>		

# 2019年度自己点検・評価シート (就職課)

## 任意2 進路支援

(大学基準7 学生支援)  
 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行わなければならない。

### 1. 点検項目等に基づく状況確認<評定形式>

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	⑦大学基準協会が求める根拠資料(必須)	⑧任意で準備する根拠資料
1301	学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。	A	(1) 大学の理念・目的を踏まえた進路支援に関する方針を明確に定めているか。	A	本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。学生支援(キャリア形成支援)に関しては「学生支援方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 <a href="https://www.ferris.ac.jp/information/approach/">https://www.ferris.ac.jp/information/approach/</a>			■学生支援に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「学生支援方針」	
1302	学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。	A	(1) 学生の進路に関する適切な支援として下記を実施しているか。 ・学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備 ・進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施	A	低学年向けキャリア形成支援講座：年間10件実施し、延べ722名の学生が参加した。 インターンシップ：新規受け入れ先企業を2件開拓した。また、大学を通じて応募するインターンシップの、年間参加者数(正課/正課外)は30名であった。 就職活動支援講座：前期に人気講師による講座を実施するなど、採用活動早期化への対応を行った。また、学内オープンセミナーには新規20社を含む93社を招聘し、延べ2,991名の学生が参加した。 就職相談：外部キャリアカウンセラーの増員を行うなどして、就職相談体制を維持。2019年度の就職相談利用件数は2,316件であった。また、年度の途中から就職相談の予約をWEBでできるようシステムを導入し、学生の利便性を向上した。			■キャリア支援に関するガイダンス等の制度と実施状況が分かる資料 ・2020年度第1回就職委員会資料	
1303	学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	学生支援(進路支援)の適切性について、2020年度第2回就職委員会(2020年5月25~27日持ち回り開催)において、点検・評価項目に従って、「2019年度自己点検・評価シート(任意2進路推進)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			<参考> ・学生実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、学生支援の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。  ・2020年度第2回就職委員会記録	
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	就職支援に関する業務については、すべて実施後すみやかに振り返りを行い、次回、次年度へ向けての改善点の洗い出しと効果的な施策の実施を行っている。				